

【総論、自己資本比率計算】

【第2章～第5章（国際統一基準及び国内基準）関係】

<5%基準額を超えないその他外部 TLAC 関連調達手段>

【関連条項】第76条の4の2第3項、第178条の4の2第3項

第1条第86号-Q5 複数のその他外部 TLAC 関連調達手段を保有しており、そのリスク・ウェイトがそれぞれ異なる場合、通常の金融機関（等）向けエクスポージャーとしてリスク・アセットの額を算出すべき部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額はどのように算出しますか。（平成31年3月15日追加、令和5年12月27日修正）

(A)

保有しているその他外部 TLAC 関連調達手段については、国際統一基準行においては Tier2 控除相当となる部分を除く部分に、国内基準行においてはその保有している全ての部分に他外部 TLAC 関連調達手段に係る五パーセント基準額を超えるために150%のリスク・ウェイトが適用されまする部分（以下「5%閾値超過分」）を除き、通常の金融機関（等）向けエクスポージャーとしてリスク・ウェイトを算出する必要があります。

ここで、リスク・ウェイトが異なる複数のその他外部 TLAC 関連調達手段を保有している場合にあっては、5%閾値超過分及び経過措置の適用対象となる部分を除き、保有量に応じて按分して信用リスク・アセットの額を計算することになります。

経過措置を勘案した具体的な計算例については第8条-Q6の2及び別紙3をご参照ください。

<カウンター・シクリカル・バッファの算出における信用リスク・アセットの範囲>

【関連条項】第2条の2第4項第1号・第2号、第14条の2第4項第1号・第2号

第2条の2-Q1 カウンター・シクリカル・バッファについて、「信用リスク・アセット」には「ソブリン向けエクスポージャー」及び「金融機関等向けエクスポージャー」を含めるべきでしょうか。（平成28年3月11日追加、令和5年12月27日削除）

(A)

バーゼル合意に沿って、カウンター・シクリカル・バッファの計算にあたっては、信用リスク・アセットから、第1条第36号に定める「ソブリン向けエクスポージャー」及び同条第37号に定める「金融機関等向けエクスポージャー」に係る信用リスク・アセットを除外して計算することとします。

<信用リスク・アセットの額等の合計額のうち当該国又は地域に係るものの計算方法>

【関連条項】第2条の2第4項第1号・第2号、第14条の2第4項第1号・第2号

第2条の2-Q21 カウンター・シクリカル・バッファーについて、「信用リスク・アセットの額の合計額及びデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額とを合算した額のうち当該国又は地域に係るもの」は、どのように計算すべきでしょうか。(平成28年3月11日追加、令和5年12月27日修正)

(A)

バーゼル合意では、可能なかぎり、最終リスクベースにより、当該国又は地域に係る信用リスク・アセット等を算出すべきとされています。したがって、可能なかぎり、最終リスクベースでの算出を行うべきと考えられますが、可能でない場合には、債務者の所在地ベースでの算出を認めることとします。ただし、債務者の所在地に代えて、記帳地を用いることは、所在地ベースでの算出が実務的に困難な資産（たとえば、一部のファンド・証券化商品等）に限ることとします。

<支店・現地法人向け与信等の所在地に係る取り扱い>

【関連条項】第2条の2第4項第1号・第2号、第14条の2第4項第1号・第2号

第2条の2-Q32 カウンター・シクリカル・バッファーについて、「信用リスク・アセットの額の合計額及びデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額とを合算した額のうち当該国又は地域に係るもの」を計算するにあたり、債務者の所在地について、ある法人の支店や現地法人向け与信を一律に当該法人の本店向け与信として扱うことは認められるのでしょうか。(平成28年3月11日追加、令和5年12月27日修正)

(A)

<最終リスクベースを用いる場合>

支店向けの場合、本店と当該支店を一体と見なし、本店所在地向けの与信として扱うこととなります。現地法人向けの場合、グループ本社による当該現地法人への保証があると認められる場合には、グループ本社所在地向けの与信として扱うこととなりますが、認められない場合には、当該現地法人所在地向けの与信として扱うこととなります。

<所在地ベースを用いる場合>

当該支店もしくは当該現地法人の所在地向けの与信として扱うこととなります。

以上、纏まとめると下表のとおりとなります。

	最終リスクベース	所在地ベース
(ケース1) 本店所在地がA国の法人の B国支店向け与信	A国向け与信	B国向け与信
(ケース2)	B国向け与信	B国向け与信

グループ本社が A 国の法人 の B 国現地法人向け与信	(グループ本社による当該現地 法人への保証があると認められ る場合、A 国向け与信)	
---------------------------------	--	--

<信用リスク・アセットの額等の合計額のうち当該国又は地域に係るものの計算方法>

【関連条項】第 2 条の 2 第 4 項第 1 号・第 2 号、第 14 条の 2 第 4 項第 1 号・第 2 号

第 2 条の 2-Q3 カウンター・シクリカル・バッファーについて、「デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額のうち当該国又は地域に係るもの」について、その算出の特性上、個別の国又は地域への割り当てが困難な場合、どのように計算すべきでしょうか。(令和 5 年 12 月 27 日追加)

(A)

デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額について、可能な限り、個別カウンターパーティの最終リスクベースにより、国又は地域に割り当てる必要があります。ただし、そのリスク相当額算出の特性上、個別に国又は地域への割り当てが困難な場合、当面の間、EAD ベースでのポートフォリオ全体の国・地域別構成割合に応じて、当該相当額を割り当てることでも差し支えありません。

<信用リスク・アセット等を合計する国又は地域の範囲>

【関連条項】第 2 条の 2 第 4 項第 2 号、第 14 条の 2 第 4 項第 2 号

第 2 条の 2-Q5 カウンター・シクリカル・バッファーについて、「信用リスク・アセットの額の合計額及びデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額とを合算した額のうち当該国又は地域に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率」とありますが、合計する範囲として、具体的にどの国又は地域の金融当局を指すのでしょうか。(平成 28 年 3 月 11 日追加、令和 5 年 12 月 27 日修正)

(A)

バーゼル銀行監督委員会のメンバー国・地域のみを指します。これは、同委員会の以下のウェブサイトにおいて、「Basel Committee member jurisdictions」とされている国・地域のみを指すものとします。

<http://www.bis.org/bcbs/ccyb/index.htm>

<普通株式に係る株式引受権又は新株予約権>

【関連条項】第 5 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 28 条第 1 項、第 40 条第 1 項

第 5 条-Q2 普通株式に係る株式引受権又は新株予約権の範囲を教えてください。(平成 24 年 6 月 6 日追加、平成 25 年 9 月 20 日修正、令和 5 年 12 月 27 日修正)

(A)

普通株式に係る株式引受権又は新株予約権（以下、「株式引受権等」という。）は、普通株式をその目的とする株式引受新株予約権等に限られ、優先株式等の第 5 条第 3 項若しくは第

17条第3項又は第28条第3項若しくは第40条第3項の要件を満たさない株式をその目的とする新株予約権株式引受権等は普通株式に係る新株予約権株式引受権等に含まれません。また、国際統一基準行について、普通株式をその目的とする新株予約権株式引受権等であっても、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段の要件を満たすために発行された新株予約権株式引受権等や、銀行が株式以外の金銭その他の財産を対価として取得することが可能とされている新株予約権株式引受権等（やむを得ないと認められる一定の場合にのみ取得可能なものを除く。）については、普通株式に係る新株予約権株式引受権等に含まれません。

なお、予定された払込みがなされていない場合や、付与の実質的対価が給付されていない部分がある場合には、その資本算入は認められません。

<連結子法人等の発行する新株予約権株式引受権等の取扱い>

【関連条項】第5条第1項第3号及び第4号、第6条第1項第3号及び第5号、第7条第1項第3号及び第5号、第8条第1項各号、第28条第1項第3号及び第4号、第29条第1項

第5条-Q3 連結子法人等の発行する株式引受権又は新株予約権は、どのように取り扱われますか。（平成24年6月6日追加、平成25年9月20日修正、令和5年12月27日修正）

(A)

連結子法人等の発行する新株予約権株式引受権等は、調整後非支配株主持分（等）の額に取り込まれることを通じ、国際統一基準行については親法人等である銀行の普通株式等Tier1資本に係る基礎項目、その他Tier1資本に係る基礎項目又はTier2資本に係る基礎項目に、また、国内基準行についてはコア資本に係る基礎項目の額に、それぞれ算入されることとなります。このため、第5条第1項第3号、第6条第1項第3号及び第7条第1項第3号又は第28条第1項第3号に掲げる新株予約権株式引受権等は、親法人等である銀行の発行する新株予約権株式引受権等のみが該当することになります。

<発行者の信用状態を基礎として算定しない利息の支払額>

【関連条項】第6条第4項第9号、第7条第5項第7号、第18条第4項第9号、第19条第5項第7号、第28条第4項第9号、第40条第4項第9号

第6条-Q7 「剰余金の配当額又は利息の支払額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと」とありますが、LIBORやTIBOR等の金利指標を参照することは可能ですか。（平成24年6月6日追加、平成31年3月15日修正、令和5年12月27日修正）

(A)

可能です。

<ファンドを通じたTLACの間接保有②>

【関連条項】第8条第7項第4号等、第76条の4の2第2項・第3項、第76条の5第4項・

第5項

第8条-Q6の3 ファンド経由でその他外部 TLAC 関連調達手段を保有（間接保有）している場合において、当該ファンド向け出資に係るエクスポージャーにルックスルー方式を適用するとき、第76条の5第4項及び第5項に規定する第三者により判定されたリスク・ウェイトを使用する場合の取扱いはどのようになりますか。（平成31年3月15日追加、令和5年12月27日修正）

(A) （第76条の5-Q5もご参照ください。）

金融機関がファンド向け出資を行っている場合において、当該ファンドの裏付けとなる資産等にその他外部 TLAC 関連調達手段が含まれるとき、投資家たる金融機関においては、（ファンドの裏付けとなる資産等に資本調達手段が含まれる場合と同様に）当該ファンドのその他外部 TLAC 調達手段への投資額に、当該ファンドへの出資割合を乗じて得られた額（以下「ファンド経由 TLAC 保有額」）を把握したうえで、他の保有分と合算して TLAC 保有に係る5%基準額（~~国際統一基準行においては第8条第7項第1号等に規定する少数出資に係る五パーセント基準額を、国内基準行においては第76条の4の2第2項に規定するその他外部 TLAC 関連調達手段に係る五パーセント基準額をいう。~~以下同じ。）への該当性を判断し、資本控除額の算出や適用されるリスク・ウェイトを決定する必要があります。

この場合、当該ファンド向け出資についてルックスルー方式を適用し、かつ、第三者が判定したリスク・ウェイトを使用しているときであっても、当該第三者においては、投資家たる金融機関の自己資本の額や、投資家たる金融機関が他に保有するその他外部 TLAC 関連調達手段の額を把握することは困難であるため、TLAC 保有に係る5%基準額への該当性を判定できず、結果としてファンド経由 TLAC 保有額に係るエクスポージャーに最終的に適用されるリスク・ウェイトの判定を第三者が行っているとは言えない場合があることが想定されます。

したがって、投資家たる金融機関が、第三者が一次的に判定したリスク・ウェイトを使用している場合であっても、ファンドの保有しているその他外部 TLAC 関連調達手段を把握したうえで、TLAC 保有に係る5%基準額への該当性を自ら判断して資本控除額の算出やリスク・ウェイト判定を行っている場合には、当該ファンド経由 TLAC 保有額に係るエクスポージャーの最終的なリスク・ウェイトを金融機関自ら判定していると評価できます（したがって、そのような場合には、当該リスク・ウェイトを「1.2倍」する必要はありません。）。

＜株式等エクスポージャーに対し計上されている投資損失引当金の取扱い＞

~~【関連条項】第8条、第20条、第31条、第43条~~

第8条-Q17 PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーに対し、投資損失引当金が計上されている場合、当該引当金により、~~株式等エクスポージャーにかかる期待損失額を減額することは可能ですか。~~（平成20年12月24日追加、令和5年12月27日削除）

(A)

減額しても差し支えありません。

<繰延税金資産の額の計算方法（国内基準）>

【関連条項】第 28 条第 5 項、第 29 条第 10 項又は第 11 項、第 40 条第 5 項、第 41 条第 9 項又は第 10 項

第 28 条-Q2 国内基準が適用される場合において、無形固定資産の額又は退職給付に係る資産若しくは前払年金費用の額とこれらに係る繰延税金負債の額との相殺方法及び繰延税金資産の額と繰延税金負債の額の相殺方法について、具体的な算出事例を教えてください。（平成 25 年 9 月 20 日追加、令和 5 年 12 月 27 日修正）

(A) 以下に計算例をお示しします。

なお、国内基準においては、本計算に用いられる繰延税金資産及び繰延税金負債については、その他有価証券評価差額金、土地再評価差額金又は繰延ヘッジ損益に係るものが含まれないものとして算出しなければならないことに留意する必要があります。

※ ただし、経過措置により土地再評価差額金の一部をコア資本に係る基礎項目の額に算入する場合には、平成 25 年改正告示（平成 25 年金融庁告示第 6 号）附則第 5 条に従い、再評価に係る繰延税金資産又は繰延税金負債についてはこれを含めて算出する必要があります。

<前提>

- ・本邦の実効税率を 40%とする。
- ・貸借対照表に、前払年金費用 7.5 及び無形固定資産 15 がそれぞれ計上されている。
- ・繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳並びに評価性引当の内訳は以下のとおり。

繰延税金資産		評価性引当の内訳	
貸倒引当金	35	貸倒引当金分	▲5
その他有価証券評価差額金	30	その他有価証券評価差額金分	▲5
繰越欠損金	40	繰越欠損金分	▲20
繰延税金資産小計	105		
評価性引当額	▲30		
繰延税金資産合計	75		
繰延税金負債			
その他有価証券評価差額金	10		
固定資産圧縮積立金	15		
その他	15		
繰延税金負債合計	▲40		
繰延税金資産の純額	35		

<計算例>

1. 評価性引当の按分

評価性引当の額を、繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）又はその他有価証券評価差額金、土地再評価差額金若しくは繰延ヘッジ損益に係る繰延税金資産のそれぞれの額に応じて按分します。

- ・繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）に対する引当相当額： $30 \times 40 / 105 = 11.4$
- ・繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に対する引当相当額： $30 \times 35 / 105 = 10$
- ・その他有価証券評価差額金、土地再評価差額金又は繰延ヘッジ損益に係る繰延税金資産に対する引当相当額： $30 - (11.4 + 10) = 8.6$

2. 規制上の加算・除外

その他有価証券評価差額金、土地再評価差額金又は繰延ヘッジ損益に係る繰延税金資産及び繰延税金負債を、本計算の対象から除外します（下記表の(A)の部分）。

また、前払年金費用又は無形固定資産の額の計算において、実質的に税効果を勘案した場合には、繰延税金資産の額に、当該税効果分を加算する必要があります（下記表の(B)の部分）。

繰延税金資産		評価性引当の按分結果	
貸倒引当金(a)	35	貸倒引当金分(g)	▲10
その他有価証券評価差額金	30	(A) その他有価証券評価差額金分	▲8.6 (A)
<u>前払年金費用のうち、繰延税金資産相当(b)</u>	<u>3</u>	(B) 繰越欠損金分(h)	▲11.4
<u>無形固定資産のうち、繰延税金資産相当(c)</u>	<u>6</u>	(B)	
繰越欠損金(d)	40		
繰延税金資産小計	105		
評価性引当額	▲30		
繰延税金資産合計	75		
繰延税金負債			
その他有価証券評価差額金	10	(A)	
固定資産圧縮積立金(e)	15		
その他(f)	15		
繰延税金負債合計	▲40		
繰延税金資産の純額	35		

3. 繰延税金資産の額の計算

評価性引当につき上記1.において算出された額を、それぞれ繰延税金資産（一時差異に

係るものを除く。)及び繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)の額から減額します。

- ・繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額からの評価性引当の減額((d)-(h))
 $40-11.4=28.6\cdots(i)$
- ・繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)の額からの評価性引当の減額((a)+(b)+(c)-(g))
 $35+3+6-10=34\cdots(j)$

その上で、これらの繰延税金資産と関連する繰延税金負債を、按分計算の方法により相殺します。

- ・繰延税金負債の額の合計額の算出((e)+(f))
 $15+15=30\cdots(k)$
- ・調整項目としての繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額の算出((i)-(k)×(d)/{(a)+(b)+(c)+(d)})
 $28.6-30\times 40/(35+3+6+40)=14.3$
- ・調整項目としての繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)の額の算出((j)-(k)×{(a)+(b)+(c)}/{(a)+(b)+(c)+(d)})
 $34-30\times(35+3+6)/(35+3+6+40)=18.3$

※ 小数点第2位を四捨五入している。

※ なお、以上の計算においては、評価性引当の内訳が明らかな場合には、その内訳に応じて評価性引当を繰延税金資産の額から減額することも可能です。

<一般貸倒引当金の算入可能額及び調整項目の額の計算>

【関連条項】第28条第1項第5号、第2項第4号～第6号等

第28条-Q3 国内基準が適用される場合において、少数出資に係る10パーセント基準額、特定項目に係る10パーセント基準額及び特定項目に係る15パーセント基準額はコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目のうち告示に定めるものの額を控除することで計算されるところ、コア資本に係る基礎項目の額には、一般貸倒引当金の額が含まれます(第28条第1項第5号)。一般貸倒引当金については、その額のうち信用リスク・アセットの額の合計額に1.25パーセントを乗じて得た額(「一般貸倒引当金上限額」)までコア資本に算入することができますが、この信用リスク・アセットの額の合計額には、少数出資金融機関等の対象普通株式等の額のうち少数出資に係る10パーセント基準額以下の部分又はその他金融機関等の対象普通株式等の額のうち特定項目に係る10パーセント基準額及び特定項目に係る15パーセント基準額以下の部分に相当するため自己資本比率の計算において信用リスク・アセットの額に算入されるもの(「基準額以下部分」)も含まれることとなり、計算が循環構造となる場合があります。このような場合のコア資本に係る調整項目の額及び一般貸倒引当

金上限額の具体的な計算方法を教えてください。(平成 25 年 9 月 20 日追加、平成 31 年 3 月 15 日修正、令和 5 年 12 月 27 日修正)

(A)

循環構造となるため計算が困難な場合には、以下の方法で計算することが可能です。

まず、基準額以下部分の信用リスク・アセットの額を一般貸倒引当金上限額に含めないものとして少数出資に係る 10 パーセント基準額、特定項目に係る 10 パーセント基準額及び特定項目に係る 15 パーセント基準額を計算した上で、これを前提に全てのコア資本に係る調整項目の額を計算します。これらの計算によりコア資本に係る調整項目の額が確定することで、基準額以下部分の信用リスク・アセットの額も確定することとなりますので、当該基準額以下部分の信用リスク・アセットの額を、自己資本比率計算式の分母に含まれる信用リスク・アセットの額の合計額に含めた上で、これに 1.25 パーセントを乗じて得た額を、最終的な一般貸倒引当金上限額とします。その上で、一般貸倒引当金の額のうち、当該一般貸倒引当金上限額以下に収まった額を、自己資本比率の分子部分のうちコア資本に係る基礎項目の額に最終的に算入することとなります。

※ なお、協同組織金融機関の場合には、上記に加えて、連合会の対象普通出資等のうち連合会向け出資に係る 20 パーセント基準額以下の部分に相当するものの信用リスク・アセットの額の計算も同様に該当することとなります。

※ その他外部 TLAC 調達手段を保有している場合、第 28 条-Q3 の 2 も参照してください。

以下、計算例をお示しします。

<前提条件>

- ・コア資本に係る基礎項目の額（一般貸倒引当金の額を除く。）：2000…(a)
- ・一般貸倒引当金の額：150…(b)
- ・告示第 28 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に掲げるコア資本に係る調整項目の額：100…(c)
- ・意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額：25…(d)
- ・保有する少数出資金融機関等が発行する対象普通株式等の額：300…(e)
- ・保有するその他金融機関等が発行する対象普通株式等の額：240…(f)
- ・繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額：200…(g)
- ・信用リスク・アセットの額の合計額（上記(e)ないし(g)に掲げるものに係る信用リスク・アセットの額を除く。）：10,000…(h)

※ モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産はないものとする。

<計算例>

(ア) 少数出資に係る 10 パーセント基準額を計算します。この計算において、コア資本に係る基礎項目の額に算入される一般貸倒引当金の額は、上記(e)ないし(g)のうちコア資本に係る調整項目の額に含まれず信用リスク・アセットの額に算入される部分の額

を一般貸倒引当金上限額に含めないものとして算出した、一般貸倒引当金上限額以下の額に限られます。

・算入可能な一般貸倒引当金の額の計算 ($\min((b)、(h) \times 1.25\%)$)

$$\min(150、10000 \times 1.25\%) = 125 \cdots (i)$$

・少数出資に係る 10 パーセント基準額の計算 ($\{ (a) + (i) \} - \{ (c) + (d) \}$)
 $\times 10\%$)

$$\{ (2000 + 125) - (100 + 25) \} \times 10\% = 200 \cdots (j)$$

(イ) コア資本に係る調整項目である少数出資金融機関等の対象普通株式等の額を計算します。 $(e) - (j)$

$$300 - 200 = 100 \cdots (k)$$

(ウ) (イ) において算出された額に含まれなかった部分の額については、分母計算を行います。 $(e) - (k)$

$$300 - 100 = 200 \cdots (l)$$

(エ) 特定項目に係る 10 パーセント基準額を計算します。 $\{ \{ (a) + (i) \} - \{ (c) + (d) + (k) \} \} \times 10\%$)

$$\{ (2000 + 125) - (100 + 25 + 100) \} \times 10\% = 190 \cdots (m)$$

(オ) 特定項目に係る 10 パーセント基準超過額を計算します。 $\{ (f)、(g) \} - (m)$

$$(\text{その他金融機関等の対象普通株式等の額}) 240 - 190 = 50 \cdots (n)$$

$$(\text{繰延税金資産}) 200 - 190 = 10 \cdots (o)$$

(カ) 特定項目に係る 10 パーセント基準対象額を算出します。 $(f) + (g) - \{ (n) + (o) \}$

$$240 + 200 - (50 + 10) = 380 \cdots (p)$$

(キ) 特定項目に係る 15 パーセント基準額を算出します。 $\{ \{ (a) + (i) \} - \{ (c) + (d) + (f) + (g) + (k) \} \} \times 15/85$)

$$\{ (2000 + 125) - (100 + 25 + 240 + 200 + 100) \} \times 15/85 = 257.65 \cdots (q)$$

※1 小数点第 3 位を四捨五入している。

※2 経過期間中については、平成 25 年改正告示附則第 11 条第 1 項の適用により計算方法が異なることに留意する必要がある。具体的には、国内基準に関する平成 25 年改正告示附則第 8 条-Q1 を参照のこと。

(ク) 特定項目に係る調整対象額を算出します。 $(p) - (q)$

$$380 - 257.65 = 122.35 \cdots (r)$$

(ケ) その他金融機関等の対象普通株式等の額から第 29 条第 6 項第 1 号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る 10 パーセント基準対象額で除して得た割合を算出します。

$$\{ (f) - (n) \} \div (p)$$

$$(240 - 50) \div 380 = 0.5 \cdots (s)$$

- (コ) 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額から第 29 条第 6 項第 3 号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る 10 パーセント基準対象額で除して得た割合を算出します。 $\{(g) - (o)\} \div (p)$
 $(200 - 10) \div 380 = 0.5 \dots (t)$
- (サ) 特定項目に係る 15 パーセント基準超過額を算出します。 $(r) \times (s)$, $(r) \times (t)$
（その他金融機関等の対象普通株式等） $122.35 \times 0.5 = 61.18 \dots (u)$
（繰延税金資産） $122.35 \times 0.5 = 61.18 \dots (v)$
※ 小数点第 3 位を四捨五入している。
- (シ) 特定項目に係る 10 パーセント基準超過額及び特定項目に係る 15 パーセント基準超過額に含まれない部分の額については、250%のリスク・ウェイトの適用対象となります $((f) - (n) - (u)$, $(g) - (o) - (v)$
（その他金融機関等の対象普通株式等） $240 - 50 - 61.18 = 128.82$
（繰延税金資産） $200 - 10 - 61.18 = 128.82$
（これらの信用リスク・アセットの額） $(128.82 + 128.82) \times 250\% = 644.1 \dots (w)$
- (ス) (ウ) 又は (シ) において分母計算の対象とされたものの信用リスク・アセットの額を、信用リスク・アセットの額の合計額に加算し、これに 1.25%を乗じたものが、最終的な一般貸倒引当金上限額となります。 $\{(h) + (1) \times 250\% + (w)\} \times 1.25\%$
 $(10000 + 200 \times 250\% + 644.1) \times 1.25\% = 139.305135.55$
※1 少数出資金融機関等の対象普通株式等のリスク・ウェイトは ~~250~~400%と仮定する。
※2 小数点第 3 位を四捨五入している。

<その他外部 TLAC 関連調達手段を保有している場合の適格引当金の合計額から期待損失額の合計額を控除した額—一般貸倒引当金の算入可能額の計算>

【関連条項】第 28 条第 1 項第 5 号、~~第 76 条の 4 の 2 第 2 項、~~第 178 条の 4 の 2 第 2 項等

第 28 条-Q3 の 2 国内基準の内部格付手法を採用する金融機関が適用される場合において、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5 パーセント基準額（「5 パーセント基準額」）はコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除することで計算される。ところ、コア資本に係る基礎項目の額には、（適格引当金の合計額が期待損失額の合計額を上回る場合には）適格引当金の合計額から期待損失額の合計額を控除した額—一般貸倒引当金の額が含まれます（第 28 条第 1 項第 5 号）。当該額—一般貸倒引当金については、その額のうち信用リスク・アセットの額の合計額に 0.61.25 パーセントを乗じて得た額（「一般貸倒引当金上限額」）までコア資本に算入することができますが、この信用リスク・アセットの額の合計額には、その他外部 TLAC 関連調達手段につき、5 パーセント基準額以下の部分に相当するため通常の金融機関（等）向けエクスポージャーとしてのリスク・ウェイトが適用される部分と、5 パーセント基準額超の部分に相当するため 150%のリスク・ウェイトが適用される部分が含まれることとなり、

計算が循環構造となる場合があります。このような場合の 5 パーセント基準額及び一般貸倒引当金上限額の具体的な計算方法を教えてください。(平成 31 年 3 月 15 日追加、令和 5 年 12 月 27 日修正)

(A)

循環構造となるため計算が困難な場合には、以下の方法で計算することが可能です。

まず、その他外部 TLAC 関連調達手段について、その全部 (5 パーセント基準額を超えた場合に 150% のリスク・ウェイトが適用される部分も含む) について通常の金融機関(等)向けエクスポージャーとしてのリスク・ウェイトが適用されるものと仮定して得られた信用リスク・アセットの額の合計額 (第 152 条第 2 号イに掲げる額に限る。)をいったん計算します。その上で、これに ~~0.6125~~ パーセントを乗じて得た額を、~~一般貸倒引当金上限額~~とします。

そして、適格引当金の合計額が期待損失額の合計額を上回る場合には、適格引当金の合計額から期待損失額の合計額を控除した額~~一般貸倒引当金の額のうち~~、当該~~一般貸倒引当金~~上限額以下に収まった額を、自己資本比率の分子部分のうちコア資本に係る基礎項目の額に算入したうえで、5 パーセント基準額を計算し、5 パーセント基準額以下の額と 5 パーセント基準額超の額を求めた上、それぞれについて所定のリスク・ウェイトを適用し、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る信用リスク・アセットの額を確定します。

さらに、コア資本に係る調整項目の額及び~~一般貸倒引当金上限額~~の計算に当たって第 28 条-Q3 に従った計算を参考とする行う場合には、上記のその他外部 TLAC 関連調達手段に係る信用リスク・アセットの額を用いて信用リスク・アセットの額の合計額を算出した上、算入可能な適格引当金の合計額から期待損失額の合計額を控除した額~~一般貸倒引当金の額~~の計算を行ってください。それ以外の場合においては、上記のその他外部 TLAC 関連調達手段に係る信用リスク・アセットの額に基づく~~一般貸倒引当金上限額~~の再計算は必要ありません。

【附則（国際統一基準、国内基準共通）＜総論、自己資本比率計算関係＞】

＜所要自己資本の額の下限＞

【関連条項】附則（平成18年金融庁告示第19号）第9条、第13条、第24条、第36条、第47条

附則第9条-Q1 所要自己資本の額の下限（いわゆるフロア）を計算する際の参照手法はどのように考えればよいですか。（平成19年9月28日修正、平成22年3月31日修正、平成25年3月28日修正、令和5年12月27日削除）

(A)

内部格付手法又は先進的計測手法を新たに採用する金融機関に対しては、告示に定める一定期間中全体所要自己資本額の下限の計算が求められますが、原則として、当該手法を採用する直前に採用していた手法が参照手法となります。ただし、基礎的内部格付手法から先進的内部格付手法へ移行する場合には、当該直前に採用していた手法として、標準的手法を参照手法とすることも可能です。同様に、粗利益配分手法から先進的計測手法へ移行する場合には、当該直前に採用していた手法として、基礎的手法を参照手法とすることも可能です。

なお、バーゼルⅠを常に参照手法として用いることが可能ですが、その際、信用リスクとオペレーショナル・リスク全体に適用することとなります。この場合、フロアの目的に鑑み、新所要自己資本の額としては、バーゼルⅢにおける経過措置期間の調整等（調整項目に係る経過措置、危機対応出資等）を行わないものとして算出した新所要自己資本の額を用いることとなります。

（注）バーゼルⅢ実施後のフロアの取扱いについては、現時点（平成25年3月28日時点）で、国際的な課題の一つであり、当該議論の結果によっては、本邦での取扱いが変更となる可能性があることに留意が必要です。

以下、具体例に沿って典型例を解説します（なお、バーゼルⅡ初年度の平成19年3月末をT期とし、特別な言及が無い場合には、T期より前はバーゼルⅠを、当該日以降は信用リスクに関しては標準的手法、オペレーショナル・リスクに関しては粗利益配分手法を適用しているものとします。）。

適用手法について次のとおり略称を使用します。

S A：標準的手法	B I A：基礎的手法
F I R B：基礎的内部格付手法	T S A：粗利益配分手法
A I R B：先進的内部格付手法	A M A：先進的計測手法

① T期以降、F I R B→A I R B→A M Aの承認を受けた場合の参照手法

(①' 上記①の場合で参照手法としてバーゼルⅠを用いる場合)

② T期以降、F I R B→A M A→A I R Bの承認を受けた場合の参照手法

(②' 上記②の場合で参照手法としてバーゼルⅠを用いる場合)

③ T+1期以降、F I R B→A I R B→A M Aの承認を受けた場合の参照手法

④ T+1期以降、FIRB→AMA→AIRBの承認を受けた場合の参照手法

④の場合

		→ FIRB		→ AIRB		→ AMA	
		T	T+1	T+2	T+3	T+4	T+5
信用 リスク	フロアの 水準	9.5%	9.0%	9.0%	8.0%		
	参照手法	バーゼルⅠ			FIRB (or SA) TSA		FIRB (or SA) AMA
オペレー ショナル ・リスク	参照手法				/		AIRB TSA (or BIA)
	フロアの 水準	9.5%	9.0%	9.0%			8.0%

~~④' の場合~~

		→ FIRB		→ AIRB		→ AMA	
		T	T+1	T+2	T+3	T+4	T+5
信用 リスク	フロアの 水準	9.5%	9.0%		8.0%	9.0%	8.0%
	参照手法	バーゼルⅠ					
オペレー ショナル ・リスク	参照手法						
	フロアの 水準	9.5%	9.0%		8.0%	9.0%	8.0%

②の場合

		→ FIRB		→ AMA		→ AIRB	
		T	T+1	T+2	T+3	T+4	T+5
信用 リスク	フロアの 水準	95%	90%	80%		90%	80%
	参照手法	バーゼルⅠ		SA AMA		FIRB (or SA) AMA	
オペレー ショナル ・リスク	参照手法			FIRB TSA (or BIA)		AIRB TSA (or BIA)	
・リスク	フロアの 水準	95%	90%		80%		

~~②' の場合)~~

		→ FIRB		→ AMA		→ AIRB	
		T	T+1	T+2	T+3	T+4	T+5
信用 リスク	フロアの 水準	95%	90%		80%	90%	80%
	参照手法	バーゼルⅠ					
オペレー ショナル ・リスク	参照手法						
・リスク	フロアの 水準	95%	90%		80%	90%	80%

③の場合

				← FIRB		← AIRB		← AMA
		T	T+1	T+2	T+3	T+4	T+5	
信用 リスク	フロアの 水準	/	90%	90%	80%			
	参照手法		SA TSA	FIRB (or SA) TSA		FIRB (or SA) AMA		
オペレー ショナル ・リスク	参照手法	/	/	/	/	AIRB TSA (or BIA)		
	フロアの 水準					90%	80%	

④の場合

				← FIRB		← AMA		← AIRB
		T	T+1	T+2	T+3	T+4	T+5	
信用 リスク	フロアの 水準	/	90%	80%		90%	80%	
	参照手法		SA TSA	SA AMA		FIRB (or SA) AMA		
オペレー ショナル ・リスク	参照手法	/	/	FIRB TSA (or BIA)		AIRB TSA (or BIA)		
	フロアの 水準			90%	80%			

【附則（国際統一基準）＜総論、自己資本比率計算関係＞】

＜資本調達手段に係る経過措置（その他 Tier1 資本から Tier2 資本への振替）＞

—【関連条項】改正告示（平成 24 年金融庁告示第 28 号）附則第 3 条第 1 項、第 2 項

附則第 3 条—Q1—経過措置の対象となる資本調達手段のうち適格旧 Tier1 資本調達手段について、経過措置期間中に適格旧 Tier2 資本調達手段に振り替えることは可能ですか。
—（平成 24 年 6 月 6 日追加、令和 5 年 12 月 27 日削除）—

(A)

経過措置期間中の振替は認められません。ただし、改正告示（平成 24 年金融庁告示第 28 号）の適用日（平成 25 年 3 月 31 日）時点において、適格旧 Tier1 資本調達手段の全部又は一部を適格旧 Tier2 資本調達手段とみなし、適格旧 Tier2 資本調達手段に係る基準額の中に含め、経過措置期間中、継続的に適格旧 Tier2 資本調達手段として取扱うことは可能です。

—【関連条項】改正告示（平成 24 年金融庁告示第 28 号）附則第 3 条第 1 項、第 2 項

附則第 3 条—Q2—適格旧 Tier1 資本調達手段及び適格旧 Tier2 資本調達手段のうち連結子法人等の発行するものについて、第 6 条第 1 項第 5 号に掲げるその他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額及び第 7 条第 1 項第 5 号に掲げる Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額の計算における取扱いを教えてください。（平成 24 年 6 月 6 日追加、令和 5 年 12 月 27 日削除）—

(A)

第 8 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の定めるところにより算出される第 6 条第 1 項第 5 号に掲げるその他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額及び第 7 条第 1 項第 5 号に掲げる Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額の計算に際しては、改正告示（平成 24 年金融庁告示第 28 号）附則 3 条第 1 項又は第 2 項に基づきその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額又は Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入された連結子法人等の適格旧 Tier1 資本調達手段又は適格旧 Tier2 資本調達手段に相当する部分の額を、重ねて算入することはできません。

＜その他の包括利益累計額及び評価・換算差額等に係る経過措置の計算方法＞

【関連条項】改正告示（平成24年金融庁告示第28号）附則第5条

附則第5条-Q1—その他の包括利益累計額及び評価・換算差額等に係る経過措置の計算において、「なお従前の例による」こととされる部分の具体的な取扱いについて教えてください。（平成24年6月6日追加、同年12月12日修正、令和5年12月27日削除）

(A)

以下の表の左欄に掲げる対象の区分に応じ、同表の右欄に掲げる取扱いに従って計算してください。

対象		取扱い	
その他有価証券評価差額金 <small>（注1）</small>	正の値の場合	グロス評価益の45%相当額：T2 算入 <small>（注2）</small> 上記以外の部分の額：不算入	
	負の値の場合	AT1 算入	
土地再評価差額金		45%相当額：T2 算入 上記以外の部分の額：不算入	
繰延ヘッジ 損益	第5条第2項第1号ハの括弧書き以外の部分 <small>（注3）</small>	不算入	
	第5条第2項第1号ハの括弧書き部分 <small>（注4）</small>	正の値の場合	AT1 算入
		負の値の場合	45%相当額：T2 算入 上記以外の部分の額：不算入
為替換算調整勘定		AT1 算入	

※ なお、各記号の定義は以下のとおり

AT1：その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額

T2：Tier2 資本に係る基礎項目の額

（注1）連結子会社の計上する「その他有価証券評価差額金」及び「土地再評価差額金」の非支配株主持分相当額のうち、支配獲得後の増減に係る部分について、自己資本比率算出上は「非支配株主持分」から控除し、それぞれ「その他有価証券評価差額金」又は「土地再評価差額金」に合算するという旧告示における取扱いは行わない。

（注2）旧告示第8条第1項第1号等に規定する「意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段」に該当するものに係るその他有価証券評価差額金を除くという旧告示における取扱いは行わない。

（注3）ヘッジ対象に係る時価評価差額が第5条第1項第2号のその他の包括利益累計額又は第17条第1項第2号の評価・換算差額等の項目として計上されている場合における

~~ヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額以外の部分を指す。~~

~~(注4) ヘッジ対象に係る時価評価差額が第5条第1項第2号のその他の包括利益累計額又は第17条第1項第2号の評価・換算差額等の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を指す。~~

＜非支配株主持分等に係る経過措置の計算事例＞

~~【関連条項】改正告示（平成24年金融庁告示第28号）附則第6条~~

附則第6条-Q1 非支配株主持分等に係る経過措置の計算事例を示してください。（平成24年6月6日追加、平成25年9月20日修正、令和5年12月27日削除）
--

~~(A)~~

~~非支配株主持分等総自己資本に係る基礎項目の額のうち、普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額、その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額及びTier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額に含まれなかったものの額については、附則第6条に従い非支配株主持分等に係る経過措置の対象となりますが、その計算は、以下の手順に従って行います。~~

- ~~① 非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額から、普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額、その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額及びTier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額の合計額を控除した額を算出します。…(a)~~
- ~~② 算出基準日が属する附則第6条第1項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、①で算出した額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を算出します。…(a')~~
- ~~③ 連結子法人等（特定連結子法人等に限られません。以下同じ。）の非支配株主持分相当普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額から、普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額を控除した額を算出します。…(b)~~
- ~~④ 連結子法人等の非支配株主持分等相当Tier1資本に係る基礎項目の額から、普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額及びその他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額の合計額を控除した額を算出します。…(c)~~
- ~~⑤ 連結子法人等の非支配株主持分等相当Tier1資本に係る基礎項目の額から連結子法人等の非支配株主持分相当普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額を控除した額を算出します。…(d)~~
- ~~⑥ 連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額から連結子法人等の非支配株主持分等相当Tier1資本に係る基礎項目の額を控除した額を算出します。…(e)~~
- ~~⑦ Tier2資本に係る基礎項目の額に算入可能な額を、以下の算式により計算します。
 $a' \times e / (c + e) \dots (f)$~~
- ~~⑧ その他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入可能な額を、以下の算式により計算します。
 $a' \times e / (c + e) \times d / (b + d) \dots (g)$~~
- ~~⑨ 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入可能な額を、以下の算式により計算します。~~

$$a' \times c / (c + e) \times b / (b + d) \dots (h)$$

＜計算例記載＞

第8条-Q4の事例を基に、2014年3月31日を算出基準日として上記計算手順に従い計算を行うと、以下のとおりとなります。

※ この計算例では、小数点第2位を四捨五入している。

(1) a～eの額

	aの額	a'の額	bの額	eの額	dの額	eの額
S1社	54.3	43.4	9	17.3	10	60
S2社	36.6	29.3	30	12.8	10	40
R1社	8.9	7.1	0	1.9	6	15
R2社	3.6	2.9	3	0	4	10
合計	<u>103.4</u>	<u>82.7</u>	<u>42</u>	<u>32</u>	<u>30</u>	<u>125</u>

(2) f～hの額

	fの額 —(Tier2資本に係る基礎 項目の額に算入可能な 額)—	gの額 —(その他Tier1資本に係 る基礎項目の額に算入可 能な額)—	hの額 —(普通株式等Tier1資本 に係る基礎項目の額に算 入可能な額)—
S1社	33.7	5.1	4.6
S2社	22.2	1.8	5.3
R1社	6.3	0.8	0
R2社	2.9	0	0
合計	<u>65.1</u>	<u>7.7</u>	<u>9.9</u>

＜調整項目に係る経過措置の計算事例＞

—【関連条項】改正告示（平成24年金融庁告示第28号）附則第7条、第8条

附則第7条—Q1—調整項目に係る経過措置の計算事例を示してください。（平成24年8月7日追加、平成25年9月20日修正、令和5年12月27日削除）

(A)

以下に計算例を示します。

(1) 第5条第2項第1号から第3号までに掲げる項目の経過措置期間における取扱い例

項目	金額例	取扱い ^(注1)	金額		
			25年3月	26年3月	27年3月
のれんに係る無形固定資産の額	100	CET1 控除	0	20	40
		AT1 控除	100	80	60
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 ^(注2)	100	CET1 控除	0	20	40
		分母計算	100	80	60
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額	100	CET1 控除	0	20	40
		AT1 控除	50	40	30
		T2 控除	50	40	30
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	100	CET1 控除	0	20	40
		AT1 控除	100	80	60
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額（旧告示においても控除項目に該当していたものと仮定）	100	CET1 控除	0	20	40
		T2 控除	100	80	60

—（注1） CET1、AT1 及び T2 は、それぞれ普通株式等 Tier1 資本、その他 Tier1 資本及び Tier2 資本を表す。また、分母計算は、告示の計算方法に従いリスク・アセットの額を算出することを表す。以下、(2) 及び(3) においても同じ。

—（注2） 繰延税金資産についてはその純額が旧告示（改正告示（平成24年金融庁告示第28号）による改正前の告示。以下、(2) 及び(3) においても同じ。）における基本的項目の額の20パーセントに相当する額を上回らないものと仮定。なお、旧告示において繰延税金資産の純額が基本的項目の額の20パーセントに相当する額を上回る場合に当該上回る額を基本的項目の額から控除するものとされる場合であっても、かかる基本的

項目の額から控除される額に相当する部分の算出に当たり、~~基本的項目の額を第2条第2号に定めるTier1資本の額と読み替えて計算しても構わない。~~

(2) ~~少数出資金融機関等の普通株式の額等の経過措置期間における計算例~~

~~＜前提条件＞~~

- ~~第5条第1項各号に掲げる額の合計額^(注)：1,000…(a)~~
 - ~~—(注) 附則第5条及び第6条の経過措置適用前の完全実施ベースの額~~
- ~~第5条第2項第1号から第3号までに掲げる額の合計額^(注)：100…(b)~~
 - ~~—(注) 附則第7条の調整項目に係る経過措置適用前の完全実施ベースの額~~
- ~~保有するA社^(注)の普通株式の額：50…(c)~~
- ~~保有するB社^(注)のその他Tier1資本調達手段の額：40…(d)~~
- ~~保有するB社^(注)のTier2資本調達手段の額：30…(e)~~
 - ~~—(注) A社及びB社はいずれも少数出資金融機関等に該当するものとする。~~
- ~~附則第7条第1項により調整項目の額に算入されることとなる額の割合：x%…(f)~~

① ~~新告示（改正告示（平成24年金融庁告示第28号）による改正後）における算出手順~~

- ~~—(ア) 少数出資に係る10パーセント基準額を算出します。{(a)－(b)}×10%—
(1,000－100)×10%＝90…(g)—~~
- ~~—(イ) 少数出資調整対象額を算出します。{(c)＋(d)＋(e)＝(g)}—
(50＋40＋30)＝90＝30…(h)—~~
- ~~—(ウ) 少数出資調整対象額につき、資本区分毎の資本調達手段の額の合計額に応じて比例
按分し、各資本区分の調整項目の額を算出します。{(h)×{(c),(d),(e)}÷{(c)＋(d)
＋(e)}}—
—(A社の普通株式) 30×50÷120＝12.5…(i)
—(B社のその他Tier1資本調達手段) 30×40÷120＝10…(j)
—(B社のTier2資本調達手段) 30×30÷120＝7.5…(k)—~~
- ~~—(エ) (ウ)において算出された額に含まれなかった部分の額については、それぞれにつき
分母計算を行います。{(c),(d),(e)}－{(i),(j),(k)}—
—(A社の普通株式) 50－12.5＝37.5…(l)
—(B社のその他Tier1資本調達手段) 40－10＝30…(m)
—(B社のTier2資本調達手段) 30－7.5＝22.5…(n)—~~

② ~~経過措置期間中の取扱い及びその対象となる金額~~

~~①の計算により算出された調整項目の額について、附則第7条第1項により調整項目の額に算入されることとなる額の割合を乗じ、経過措置適用後の調整項目の額を算出します。経過措置適用後の調整項目の額に含まれない部分については、旧告示の取扱いが適用されることとなります。~~

項目	取扱い	金額		
		25年3月	26年3月	27年3月
A社の普通株式	CET1控除 (i) × (f)	0	2.5 (12.5 × 20%)	5.0 (12.5 × 40%)
	旧告示取扱い (i) × {100% - (f)} (経過措置分) (注)	12.5	10.0 (12.5 × 80%)	7.5 (12.5 × 60%)
	分母計算(1) (非控除部分)	37.5	37.5	37.5
B社の その他Tier1 資本調達手段	AT1控除 (j) × (f)	0	2 (10 × 20%)	4 (10 × 40%)
	旧告示取扱い (j) × {100% - (f)} (経過措置分) (注)	10	8 (10 × 80%)	6 (10 × 60%)
	分母計算(m) (非控除部分)	30	30	30
B社のTier2 資本調達手段	T2控除 (k) × (f)	0	1.5 (7.5 × 20%)	3.0 (7.5 × 40%)
	旧告示取扱い (k) × {100% - (f)} (経過措置分) (注)	7.5	6.0 (7.5 × 80%)	4.5 (7.5 × 60%)
	分母計算(n) (非控除部分)	22.5	22.5	22.5

—(注)「旧告示取扱い」とされる部分については、旧告示における意図的保有等の控除項目に該当する場合には、Tier2資本に係る調整項目の額に含まれる(T2控除)こととなり、これに該当しない場合には、新告示に従いリスク・アセットの額を計算する(分母計算)こととなる。—

(3) 特定項目に係る10パーセント基準超過額及び15パーセント基準超過額の経過措置期間における計算例

＜前提条件＞

・第5条第1項各号に掲げる額の合計額^(注)：2,200…(a)

—(注) 附則第5条及び第6条の経過措置適用前の完全実施ベースの額

・第5条第2項第1号から第4号までに掲げる額の合計額^(注)：200…(b)

~~—(注) 附則第7条の調整項目に係る経過措置適用前の完全実施ベースの額~~

- ~~・保有するA社(関連会社)の普通株式の額：300…(e)~~
- ~~・保有するA社のその他Tier1資本調達手段の額：200…(d)~~
- ~~・繰延税金資産(一時差異に係るもの)の額：180…(c)~~
- ~~・附則第7条第1項により調整項目の額に算入されることとなる額の割合：x%…(f)~~

① 新告示(改正告示(平成24年金融庁告示第28号)による改正後)における算出手順

- ~~—(ア) 特定項目に係る10パーセント基準額を算出します。($\{(a) - (b)\} \times 10\%$)—
~~(2, 200 - 200) \times 10\% = 200…(g)~~~~
- ~~—(イ) 特定項目に係る10パーセント基準超過額を算出します。($\{(e), (c)\} - (g)$)—
~~—(A社の普通株式) 300 - 200 = 100…(h)~~
~~—(繰延税金資産) 180 - 200 = -20 (0以下なので、0)…(i)~~~~
- ~~—(ウ) 特定項目に係る10パーセント基準対象額を算出します。($(c) + (e) - \{(h) + (i)\}$)—
~~300 + 180 - (100 + 0) = 380…(j)~~~~
- ~~—(エ) 特定項目に係る15パーセント基準額を算出します。($\{(a) - (b)\} \times 15\%$)—^(註)
~~(2, 200 - 200) \times 15\% = 300…(k)~~
~~—(注) 経過措置期間中であるため、附則第8条に基づき読み替えられた特定項目に係る15パーセント基準額の算出方法に従う。~~~~
- ~~—(オ) 特定項目に係る調整対象額を算出します。($(j) - (k)$)—
~~380 - 300 = 80…(l)~~~~
- ~~—(カ) その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額から第8条第9項第1号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る10パーセント基準対象額で除して得た割合を算出します。($\{(e) - (h)\} \div (j)$)—
~~(300 - 100) \div 380 = 0.53…(m) ※ 小数点第3位を四捨五入している。~~~~
- ~~—(キ) (カ)の普通株式に係る部分を繰延税金資産に置き換え、繰延税金資産についても同様に計算し、割合を算出します。($\{(c) - (i)\} \div (j)$)—
~~(180 - 0) \div 380 = 0.47…(n) ※ 小数点第3位を四捨五入している。~~~~
- ~~—(ク) 特定項目に係る15パーセント基準超過額を算出します。($(l) \times (m), (l) \times (n)$)—
~~—(A社の普通株式) 80 \times 0.53 = 42.4…(o)~~
~~—(繰延税金資産) 80 \times 0.47 = 37.6…(p)~~~~
- ~~—(ケ) 特定項目に係る10パーセント基準超過額及び特定項目に係る15パーセント基準超過額に含まれない部分の額については、250パーセントのリスク・ウェイトの適用対象となります。($(e) - (h) - (o), (c) - (i) - (p)$)—
~~—(A社の普通株式) 300 - 100 - 42.4 = 157.6…(q)~~
~~—(繰延税金資産) 180 - 0 - 37.6 = 142.4…(r)~~~~
- ~~—(コ) A社のその他Tier1資本調達手段の額については、その全額がAT1に係る調整項目の額となります。…(s)~~

② 経過措置期間中の取扱い及びその対象となる金額

①の計算により算出された調整項目の額について、附則第7条第1項により調整項目の額に算入されることとなる額の割合を乗じ、経過措置適用後の調整項目の額を算出します。経過措置適用後の調整項目の額に含まれない部分については、旧告示の取扱いが適用されることとなります。

項目	取扱い	金額		
		25年3月	26年3月	27年3月
A社の普通株式	CET1 控除 $\{(h)+(o)\} \times (f)$	0	28.5 (142.4×20%)	57.0 (142.4×40%)
	旧告示取扱い $\{(h)+(o)\} \times \{100\% - (f)\}$ (経過措置部分) ^(注1)	142.4	113.9 (142.4×80%)	85.4 (142.4×60%)
	分母計算(q) (RW250%対象分)	157.6	157.6	157.6
繰延税金資産 (一時差異に係るもの)	CET1 控除 $\{(i)+(p)\} \times (f)$	0	7.5 (37.6×20%)	15.0 (37.6×40%)
	旧告示取扱い $\{(i)+(p)\} \times \{100\% - (f)\}$ (経過措置部分) ^(注2)	37.6	30.1 (37.6×80%)	22.6 (37.6×60%)
	分母計算(r) (RW250%対象分)	142.4	142.4	142.4
A社の その他 Tier1 資本調達手段	AT1 控除 $(s) \times (f)$	0	40 (200×20%)	80 (200×40%)
	旧告示取扱い $(s) \times \{100\% - (f)\}$ (経過措置部分) ^(注1)	200	160 (200×80%)	120 (200×60%)

(注1) A社の普通株式及びその他 Tier1 資本調達手段に関して「旧告示取扱い」とされる部分については、旧告示における意図的保有や金融業務を営む関連法人等の控除項目に該当する場合には、Tier2 資本に係る調整項目の額に含まれることとなり、これに該当しない場合には、新告示に従いリスク・アセットの額を計算することとなる。

(注2) 繰延税金資産に関して「旧告示取扱い」とされる部分については、その純額が旧告示における基本的項目の額の 20 パーセントに相当する額を上回らない場合につい

~~ては、新告示に従いリスク・アセットの額を計算することとなる（100パーセントのリスク・ウェイトを適用）。~~

~~※ 上記計算においては小数点第2位を四捨五入している。~~

【附則（国内基準）＜総論、自己資本比率計算関係＞】

＜資本調達手段に係る経過措置（国内基準）＞

【関連条項】改正告示（平成 25 年金融庁告示第 6 号）附則第 3 条第 1 項～第 3 項

附則第 3 条-Q1 資本調達手段に関する経過措置の計算事例を示してください。（平成 25 年 9 月 20 日追加、令和 5 年 12 月 27 日修正）

(A)

＜前提＞

- ・コア資本の額（平成25年改正告示附則第3条第2項の定義の通り、経過措置を適用する前の完全実施ベースの額）：100
- ・適格旧非累積的永久優先株及び適格旧資本調達手段については、以下のとおり：

	発行額	発行日	償還（弁済） 期限	期限前償還 （弁済）条項	ステップ・アップ条項
社債型非累積的永久優先株式	50	H24. 7. 1	/	<u>R4H34</u> . 7. 1以降	/
期限付劣後債	50	H23. 3. 31	<u>R3H33</u> . 3. 31	H28. 3. 31以降	有(H28. 3. 31)
期限付劣後ローン	10	H26. 3. 30	<u>R6H36</u> . 3. 30	/	/
永久劣後ローン	60	H21. 3. 30	/	<u>R6H36</u> . 3. 31以降	/

※ 以上は、いずれも平成 26 年 3 月 31 日時点の額とする。

① 算入上限額の算出

適格旧非累積的永久優先株と適格旧資本調達手段毎に、算入上限額を計算します。

(i) 適格旧非累積的永久優先株の算入上限額

適格旧非累積的永久優先株に係る経過措置期間の算入上限額は、平成 26 年 3 月 31 日における適格旧非累積的永久優先株の額に、対応する期間に応じて平成 25 年改正告示附則第 3 条第 1 項に掲げる表の下欄に掲げる率を乗じて得た額となります。

したがって、上記前提条件下における適格旧非累積的永久優先株の算入上限額は、以下の通りとなります。

～ <u>R2H32</u> . 3. 30	～ <u>R3H33</u> . 3. 30	～ <u>R4H34</u> . 3. 30	～ <u>R5H35</u> . 3. 30	～ <u>R6H36</u> . 3. 30
50	45	40	35	30
～ <u>R7H37</u> . 3. 30	～ <u>R8H38</u> . 3. 30	～ <u>R9H39</u> . 3. 30	～ <u>R10H40</u> . 3. 30	～ <u>R11H41</u> . 3. 30
25	20	15	10	5

(ii) 適格旧資本調達手段の算入上限額

適格旧資本調達手段に係る経過措置期間の算入上限額は、平成 26 年 3 月 31 日にお

る適格旧資本調達手段の額を基準額として、これに対応する期間に応じて平成 25 年改正告示附則第 3 条第 2 項に掲げる表の下欄に掲げる率を乗じて得た額となります。

ただし、旧告示における期限付劣後債又は期限付劣後ローン（いわゆる Lower Tier2）については、適用日である平成 26 年 3 月 31 日において、これらの額がコア資本の額の 2 分の 1 に相当する額を上回る場合には、当該上回る額を上記基準額から控除しなければなりません。したがって、上記の前提条件のもとでは、適用日における期限付劣後債及び期限付劣後ローンの額の合計額 60 のうち、コア資本の 2 分の 1 に相当する額である 50 を超える 10 について、基準額から控除する必要があります。

また、適用日において、旧告示における補完的項目の額（ただし、上記控除額をその額から控除します。）が、コア資本の額を上回る場合には、当該上回る額を上記基準額から控除しなければなりません。そのため、Lower Tier2 に係る控除額である 10 を除いた補完的項目の額である 110 のうち、コア資本の額である 100 を上回る 10 について、上記基準額から控除する必要があります。

したがって、上記基準額は、50、10 及び 60 の合計額である 120 から、10 と 10 の合計額である 20 を控除することで算出される 100 となり、これにより上記前提条件下における適格旧資本調達手段の算入上限額は、以下の通りとなります。

～H27. 3. 30	～H28. 3. 30	～H29. 3. 30	～H30. 3. 30	～H31. 3. 30
100	90	80	70	60
～R2H32. 3. 30	～R3H33. 3. 30	～R4H34. 3. 30	～R5H35. 3. 30	～R6H36. 3. 30
50	40	30	20	10

② 算入額の算出

適格旧非累積的永久優先株と適格旧資本調達手段毎に、算入額を計算します。

(i) 適格旧非累積的永久優先株の算入額

自己資本比率の算出基準日における適格旧非累積的永久優先株の額のうち、上記①(i)で計算された算入上限額に収まる額を、コア資本に係る基礎項目の額に算入することが可能です。

したがって、仮に初回償還可能日である令和 4 平成 34 年 7 月 1 日に償還した場合には、以下の額を、コア資本に係る基礎項目の額に算入することとなります。

～R2H32. 3. 30	～R3H33. 3. 30	～R4H34. 3. 30	～R4H34. 6. 30	以後
50	45	40	35	0

(ii) 適格旧資本調達手段の算入額

自己資本比率の算出基準日における適格旧資本調達手段の額のうち、上記①(ii)で計算された算入上限額に収まる額を、コア資本に係る基礎項目の額に算入することが可能です。

この場合において、期限付劣後債及び期限付劣後ローンのうち、償還期限までの期間

が5年以内になったものについては、償還期限までの期間が5年になった日から償還期限まで、日割り計算により適格旧資本調達手段の額が減額されることに注意が必要です。また、適用日以降にステップ・アップ日が到来した適格旧資本調達手段については、当該ステップ・アップ日以降、コア資本に係る基礎項目の額には一切算入できなくなります。

そのため、本設例においては、弁済・償還期限前に弁済又は償還されないものと仮定すると、以下の額を、コア資本に係る基礎項目の額に算入することとなります。

～H27. 3. 30	～H28. 3. 30	～H29. 3. 30	～H30. 3. 30	～H31. 3. 30
100	90	70 (注)	70	60
～ R2H32 . 3. 30	～ R3H33 . 3. 30	～ R4H34 . 3. 30	～ R5H35 . 3. 30	～ R6H36 . 3. 30
50	40	30	20	10

(注) 期限付劣後債50についてはH28. 3. 31にステップ・アップ日が到来するため、当該期限付劣後債についてH28. 3. 31以後コア資本に係る基礎項目の額に算入できない。

<退職給付会計に関するものと経過措置の適用関係>

~~【関連条項】改正告示（平成25年金融庁告示第6号）附則第6条第1項、第8条第1項~~

~~附則第6条-Q1 退職給付に係る資産、退職給付に係る調整累計額及び前払年金費用に関する経過措置期間中の取扱いを教えてください。（平成25年9月20日追加、令和5年12月27日削除）~~

(A)

~~第28条-Q4に記載のとおり、連結自己資本比率（国内基準）の計算においては、退職給付に係る資産の額をコア資本に係る調整項目の額に算入し、また、退職給付に係る調整累計額を計上している場合には、これをその他の包括利益累計額としてコア資本に係る基礎項目の額に算入することが必要です。また、単体自己資本比率（国内基準）の計算においては、前払年金費用の額についてコア資本に係る調整項目の額に算入することが必要となります。~~

~~このうち、退職給付に係る調整累計額については、平成26年3月31日から平成31年3月30日までの間、平成25年改正告示附則第6条第1項により、対応する期間に応じて同項の表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、コア資本に係る基礎項目の額に算入することとなります。~~

~~他方、退職給付に係る資産及び前払年金費用については、共にコア資本に係る調整項目に該当することから、平成26年3月31日から平成31年3月30日までの間、平成25年改正告示附則第8条第1項により、対応する期間に応じて同附則第6条第1項の表の下欄に掲げる率を乗じて得た額をコア資本に係る調整項目の額に算入することが可能です。~~

<非支配株主持分等に係る経過措置>

~~【関連条項】改正告示（平成25年金融庁告示第6号）附則第7条第1項、第2項~~

~~附則第7条-Q1 非支配株主持分等に関する経過措置の計算事例を示してください。（平~~

(A)

非支配株主持分については、特定連結子法人等に係るものとそれ以外の連結子法人等に係るものに分けて計算することとなります。

すなわち、特定連結子法人等の非支配株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、告示第 29 条第 1 項の規定により算出される額（コア資本に係る調整後非支配株主持分の額）については、その全額をコア資本に係る基礎項目の額に算入することができます。また、上記のうちコア資本に係る調整後非支配株主持分の額以外の額については、平成 25 年改正告示附則第 7 条第 1 項に従い、対応する期間に応じて同附則第 3 条第 1 項に掲げる表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、コア資本に係る基礎項目の額に算入することができます。

他方、特定連結子法人等以外の非支配株主持分（期限付優先株によるものや海外特別目的会社の発行する優先出資証券によるもの、また、適格旧非累積的永久優先株や適格旧資本調達手段として同附則第 3 条第 1 項又は第 2 項の適用対象となるものは除きます。）については、同附則第 7 条第 2 項に従い、対応する期間に応じて同附則第 3 条第 2 項に掲げる表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、コア資本に係る基礎項目の額に算入することができます。

以下、計算例を示します。

<前提>

令和~~平成~~33年3月31日時点において、当行は以下の連結子法人等を有するものとします。

	当行連結貸借対照表 における非支配株主 持分	株主資本の額	連結リスク・アセットの 額
証券子会社 A	50	200	1000 (注)
ノンバンク子会社 B	50		
リース子会社 C	10		
海外特別目的会社 D	30 (優先出資証券)		

(注) 当該額は、当行の連結リスク・アセットの額のうち証券子会社 A に関連するものの額と異なるものとする。

<計算例>

まず、特定連結子法人等である証券子会社 A については、コア資本に係る調整後非支配株主持分の額である 10 ($1000 \times 4\% \times 50 / 200$) を、コア資本に係る基礎項目の額に算入することが可能です。また、残りの 40 についても、平成 25 年改正告示附則第 7 条第 1 項に従い、その 80% である 32 を、コア資本に係る基礎項目の額に算入することが可能です。したがって、非支配株主持分 50 のうち、合計 42 をコア資本に係る基礎項目の額に算入することが可能となります。

他方、特定連結子法人等以外の連結子法人等である子会社 B 及び子会社 C については、同

附則第7条第2項に従い、その30%である合計18を、コア資本に係る基礎項目の額に算入することが可能です。

なお、海外特別目的会社Dの非支配株主持分については、適格旧資本調達手段として同附則第3条第2項により算入可能額が算出されることとなります。

＜調整項目に係る経過措置＞

~~【関連条項】改正告示（平成25年金融庁告示第6号）附則第8条第1項、第2項~~

~~附則第8条-Q1—調整項目に係る経過措置の計算事例を示してください。（平成25年9月20日追加、令和5年12月27日削除）~~

(A)

~~以下に計算例を示します。~~

(1) ~~第28条第2項第1号から第3号までに掲げる項目の経過措置期間における取扱い例~~

~~平成25年改正告示附則第8条第1項により、対応する期間に応じて同附則第6条第1項の表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、コア資本に係る調整項目の額に算入することができます。~~

~~この場合において、同附則第8条第1項によってコア資本に係る調整項目の額に含まれない額については、同条第2項に従い、このうち旧告示第28条第1項各号に定める基本的項目から控除されるもの又は旧告示第31条第1項各号に定める控除項目に該当するものについては、コア資本に係る調整項目の額に含まれることとなり、他方で、これらに該当しないものについては、従前同様にリスク・アセットの額を計算して分母に計上されることとなります。~~

~~以上を踏まえた計算例を以下に示します。~~

項目	金額例	取扱い	金額		
			～27年 3月30 日	～28年 3月30日	～29年 3月30日
のれんに係る無形固定資産の額	100	資本控除	100	100	100
のれん又はモーゲージ・サービシング・ライセンス以外の無形固定資産の額	100	資本控除	0	20	40
		分母計算	100	80	60
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	100	資本控除	0	20	40
		分母計算 <small>（注）</small>	100	80	60
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格	100	資本控除	100	100	100

引当金を上回る額					
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	100	資本控除	100	100	100
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額（旧告示において控除項目に該当していたものと仮定）	100	資本控除	100	100	100
退職給付に係る資産又は前払年金費用の額	100	資本控除	0	20	40
		分母計算	100	80	60

（注）主要行の場合には、基本的項目の額の20パーセントに相当する額を上回る部分に相当する額については、コア資本に係る調整項目の額に含めることとなるが、この場合の「基本的項目の額」の読み替えについては平成24年改正告示附則第7条-Q1を参照。なお、この場合に分母計算として適用されるリスク・ウェイトは、250パーセントではなく100パーセントである。

※ 資本控除とは、コア資本に係る調整項目の額に含めることを表す。

（2）少数出資金融機関等の対象普通株式等の額の経過措置期間における計算例

＜前提条件＞ ※ 第28条-Q3と共通の事例を用います。

- ・コア資本に係る基礎項目の額（一般貸倒引当金の額を除く。）^(注)：2,000…(a)
 - （注）平成25年改正告示附則第3条ないし第7条の経過措置適用前の完全実施ベースの額
- ・一般貸倒引当金の額：150…(b)
- ・告示第28条第2項第1号又は第2号に掲げるコア資本に係る調整項目の額^(注)：100…(e)
 - （注）平成25年改正告示附則第8条の調整項目に係る経過措置適用前の完全実施ベースの額
- ・意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額^(注)：25…(d)
 - （注）平成25年改正告示附則第8条の調整項目に係る経過措置適用前の完全実施ベースの額
- ・保有する少数出資金融機関等が発行する対象普通株式等の額：300…(c)
 - うち、
 - ・保有するA社^(注)の普通株式の額：150…(ea)
 - ・保有するB社^(注)の強制転換条項付優先株式の額：100…(eb)
 - ・保有するC社（協同組織金融機関）^(注)の優先出資の額：50…(ec)
 - （注）A社、B社及びC社はいずれも少数出資金融機関等に該当するものとする。
- ・信用リスク・アセットの額の合計額^(注)：10,000…(h)

~~（注）第 28 条-Q3 に記載のとおり、少数出資金融機関等が発行する対象普通株式等、その他金融機関等が発行する対象普通株式等及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る信用リスク・アセットの額を含めない。~~

~~・平成 25 年改正告示附則第 8 条第 1 項によりコア資本に係る調整項目の額に算入されることとなるものの割合：x%~~

① ~~新告示（平成 25 年改正告示による改正後）における算出手順~~

~~（ア）少数出資に係る 10 パーセント基準額を算出します。なお、この場合におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入される一般貸倒引当金の額の計算方法については、第 28 条-Q3 を参照のこと。~~

~~・算入可能な一般貸倒引当金の額の計算（ $\min((b)、(h) \times 1.25\%)$ ）~~

$$\min(150、10000 \times 1.25\%) = 125 \dots (i)$$

~~・少数出資に係る 10 パーセント基準額の計算（ $\{ (a) + (i) \} - \{ (c) + (d) \}$ ）~~

$$\{ (2000 + 125) - (100 + 25) \} \times 10\% = 200 \dots (j)$$

~~（イ）コア資本に係る調整項目である少数出資金融機関等の対象普通株式等の額を計算します。（ $(e) - (j)$ ）~~

$$300 - 200 = 100 \dots (k)$$

~~うち、~~

$$\text{（A 社の普通株式）} : 150 \times 100 / 300 = 50 \dots (ka)$$

$$\text{（B 社の強制転換条項付優先株式）} : 100 \times 100 / 300 = 33.33 \dots (kb)$$

$$\text{（C 社の優先出資）} : 50 \times 100 / 300 = 16.67 \dots (kc)$$

~~※ 小数点第 3 位を四捨五入している。~~

~~（ウ）（イ）において算出された額に含まれなかった部分の額については、それぞれにつき分母計算を行います。（ $\{ (ea)、(eb)、(ec) \} \times \{ (e) - (k) \} / (e)$ ）~~

$$\text{（A 社の普通株式）} : 150 \times (300 - 100) / 300 = 100 \dots (1a)$$

$$\text{（B 社の強制転換条項付優先株式）} : 100 \times (300 - 100) / 300 = 66.67 \dots (1b)$$

$$\text{（C 社の優先出資）} : 50 \times (300 - 100) / 300 = 33.33 \dots (1c)$$

~~※ 小数点第 3 位を四捨五入している。~~

② ~~経過措置期間中の取扱い及びその対象となる金額~~

~~①の計算により算出されたコア資本に係る調整項目の額について、平成 25 年改正告示附則第 8 条第 1 項によりコア資本に係る調整項目の額に算入されることとなる額の割合を乗じ、経過措置適用後のコア資本に係る調整項目の額を算出します。経過措置の適用により調整項目の額に含まれない部分については、旧告示の取扱いが適用されることとなります。~~

項目	取扱い	金額		
		26 年 3 月	27 年 3 月	28 年 3 月
A 社の普通株式	資本控除	0	10.0	20.0

	$(ka) \times x\%$		$(50 \times 20\%)$	$(50 \times 40\%)$
	旧告示取扱い $(ka) \times \{100\% - x\%\}$ (経過措置分) ^(注)	50.0	40.0 $(50 \times 80\%)$	30.0 $(50 \times 60\%)$
	分母計算(1a) (非控除部分)	100	100	100
B社の 強制転換条項 付優先株式	資本控除 $(kb) \times x\%$	0	6.67 $(33.33 \times 20\%)$	13.33 $(33.33 \times 40\%)$
	旧告示取扱い $(kb) \times \{100\% - x\%\}$ (経過措置分) ^(注)	33.33	26.66 $(33.33 \times 80\%)$	20.00 $(33.33 \times 60\%)$
	分母計算(1b) (非控除部分)	66.67	66.67	66.67
C社(協同組織 金融機関)の 優先出資	資本控除 $(ke) \times x\%$	0	3.33 $(16.67 \times 20\%)$	6.67 $(16.67 \times 40\%)$
	旧告示取扱い $(ke) \times \{100\% - x\%\}$ (経過措置分) ^(注)	16.67	13.34 $(16.67 \times 80\%)$	10.00 $(16.67 \times 60\%)$
	分母計算(1c) (非控除部分)	33.33	33.33	33.33

—(注)「旧告示取扱い」とされる部分については、旧告示における意図的保有等の控除項目に該当する場合には、コア資本に係る調整項目の額に含まれる(資本控除)こととなり、これに該当しない場合には、新告示に従いリスク・アセットの額を計算する(分母計算)こととなる。—

(3) 特定項目に係る10パーセント基準超過額及び15パーセント基準超過額の経過措置期間における計算例

＜前提条件＞ ※ 第28条-Q3及び上記(2)と共通の事例を用います。

- コア資本に係る基礎項目の額(一般貸倒引当金の額を除く。)^(注) : 2,000…(a)
- (注) 平成25年改正前告示附則第3条ないし第7条の経過措置適用前の完全実施ベースの額
- 一般貸倒引当金の額 : 150…(b)
- 告示第28条第2項第1号又は第2号に掲げるコア資本に係る調整項目の額^(注) : 100…(c)
- (注) 平成25年改正告示附則第8条の調整項目に係る経過措置適用前の完全実施ベースの額
- 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額^(注) : 25…(d)

- ~~-(注) 平成 25 年改正告示附則第 8 条の調整項目に係る経過措置適用前の完全実施ベースの額~~
- ~~・コア資本に係る調整項目としての少数出資金融機関等の対象普通株式等の額^(注)：100…(k)~~
- ~~-(注) 平成 25 年改正告示附則第 8 条の調整項目に係る経過措置適用前の完全実施ベースの額~~
- ~~・保有するその他金融機関等が発行する対象普通株式等の額：240…(f)~~
 - ~~うち、~~
 - ~~・保有する A 社（関連会社）の普通株式の額：160…(fa)~~
 - ~~・保有する B 社（議決権の 10%超を保有する非関連会社・非子会社）の普通株式の額：80…(fb)~~
- ~~・繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額：200…(g)~~
- ~~・信用リスク・アセットの額の合計額^(注)：10,000…(h)~~
 - ~~-(注) 第 28 条-Q3 に記載のとおり、少数出資金融機関等が発行する対象普通株式等、その他金融機関等が発行する対象普通株式等及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る信用リスク・アセットの額を含めない。~~
- ~~・平成 25 年改正告示附則第 8 条第 1 項によりコア資本に係る調整項目の額に算入されることとなる額の割合：x%~~
- ~~※ モーゲージ・サージング・ライツに係る無形固定資産はないものとする。~~

④ 新告示（平成 25 年改正告示による改正後）における算出手順

- ~~-(ア) 特定項目に係る 10 パーセント基準額を算出します。なお、この場合におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入される一般貸倒引当金の額の算出方法については、第 28 条-Q3 を参照のこと。~~
 - ~~・算入可能な一般貸倒引当金の額の計算 $(\min((b)、(h) \times 1.25\%))$~~
 ~~$\min(150、10000 \times 1.25\%) = 125…(i)$~~
 - ~~・特定項目に係る 10 パーセント基準額の計算 $(\{(a) + (i)\} - \{(c) + (d) + (k)\}) \times 10\%$~~
 ~~$\{(2000 + 125) - (100 + 25 + 100)\} \times 10\% = 190…(m)$~~
- ~~-(イ) 特定項目に係る 10 パーセント基準超過額を算出します。 $(\{(f)、(g)\} - (m))$~~
 - ~~-(その他金融機関等の対象普通株式等) $240 - 190 = 50…(n)$~~
 - ~~-(繰延税金資産) $200 - 190 = 10…(o)$~~
- ~~-(ウ) 特定項目に係る 10 パーセント基準対象額を算出します。 $(\{(f) + (g)\} - \{(n) + (o)\})$~~
 ~~$240 + 200 - (50 + 10) = 380…(p)$~~
- ~~-(エ) 特定項目に係る 15 パーセント基準額を算出します。 $(\{(a) + (i)\} - \{(c) + (d) + (k)\}) \times 15\%$ ^(注)~~
 ~~$\{(2000 + 125) - (100 + 25 + 100)\} \times 15\% = 285…(q')$~~

~~—(注) 経過措置期間中であるため、平成 25 年改正告示附則第 11 条第 1 項に基づき読み替えられた特定項目に係る 15 パーセント基準額の算出方法に従っている。~~

~~—(オ) 特定項目に係る調整対象額を算出します。((p) = (q'))~~

$$380 - 285 = 95 \dots (r')$$

~~—(カ) その他金融機関等に係る対象普通株式等の額から第 29 条第 6 項第 1 号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る 10 パーセント基準対象額で除して得た割合を算出します。((f) = (n)) ÷ (p)~~

$$(240 - 50) \div 380 = 0.5 \dots (s)$$

~~—(キ) 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額から第 29 条第 6 項第 3 号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る 10 パーセント基準対象額で除して得た割合を算出します。((g) = (o)) ÷ (p)~~

$$(200 - 10) \div 380 = 0.5 \dots (t)$$

~~—(ク) 特定項目に係る 15 パーセント基準超過額を算出します。((r') × (s), (r') × (t))~~

$$\text{—(その他金融機関等の対象普通株式等) } 95 \times 0.5 = 47.5 \dots (u')$$

$$\text{—(繰延税金資産) } 95 \times 0.5 = 47.5 \dots (v')$$

~~—(ケ) 特定項目に係る 10 パーセント基準超過額及び特定項目に係る 15 パーセント基準超過額に含まれない部分の額については、250 パーセントのリスク・ウェイトの適用対象となります。((f) = (n) = (u'), (g) = (o) = (v'))~~

$$\text{—(その他金融機関等の対象普通株式等) } 240 - 50 = 190 = 142.5 \dots (w')$$

$$\text{—(繰延税金資産) } 200 - 10 = 190 = 142.5 \dots (x')$$

② 経過措置期間中の取扱い及びその対象となる金額

①の計算により算出された調整項目の額について、平成 25 年改正告示附則第 8 条第 1 項により調整項目の額に算入されることとなる額の割合を乗じ、経過措置適用後のコア資本に係る調整項目に含まれる額を算出します。経過措置の適用によりコア資本に係る調整項目の額に含まれない部分については、旧告示の取扱いが適用されることとなります。

項目	取扱い	金額		
		26年3月	27年3月	28年3月
その他金融機関等の対象普通株式等	コア資本控除 $\{(n) + (u')\} \times x\%$	0	19.5 (97.5 × 20%)	39.0 (97.5 × 40%)
	旧告示取扱い $\{(n) + (u')\} \times \{100\% - x\%\}$ (経過措置部分) —(注 1) —	97.5	78.0 (97.5 × 80%)	58.5 (97.5 × 60%)
	分母計算(w') (RW250%対象分)	142.5	142.5	142.5

繰延税金資産 (一時差異に係るもの)	コア資本控除 $\{(o)+(v')\} \times x\%$	0	11.5 (57.5×20%)	23.0 (57.5×40%)
	旧告示取扱い $\{(o)+(v')\} \times \{100\% - x\%\}$ (経過措置部分) <small>(注2)</small>	57.5	46.0 (57.5×80%)	34.5 (57.5×60%)
	分母計算(x') (RW250%対象分)	142.5	142.5	142.5

~~(注1) 設例では、当行は、その他金融機関等の対象普通株式等として、A社(関連会社)の普通株式を160、B社(議決権の10%超を保有する非関連会社・非子会社)の普通株式を80保有している。そのため、「旧告示取扱い」とされる部分のうち、A社の普通株式に相当すると認められる部分(3分の2相当)については、旧告示でも金融業務を営む関連法人等として控除項目に該当していたことから、コア資本に係る調整項目の額に算入することとなる。他方、B社の普通株式に相当すると認められる部分(3分の1相当)については、旧告示において意図的保有に該当していなかったと仮定すると、リスク・アセットの額を計算することとなる。したがって、例えば、26年3月末時点では、 $97.5 \times 2/3 = 65$ がコア資本控除となり、27年3月末時点では、19.5に加え、 $78.0 \times 2/3 = 52$ の合計71.5がコア資本控除となり、また、28年3月末時点では、39.0に加え、 $58.5 \times 2/3 = 39$ の合計78がコア資本控除となる。~~

~~(注2) 主要行の場合には、基本的項目の額の20パーセントに相当する額を上回る部分に相当する額については、コア資本に係る調整項目の額に含めることとなるが、この場合の「基本的項目の額」の読み替えについては平成24年改正告示附則第7条-Q1を参照。なお、この場合に分母計算として適用されるリスク・ウェイトは、250パーセントではなく100パーセントである。~~

<他の金融機関等の対象資本調達手段のエクスポージャーに係る経過措置>

【関連条項】改正告示（平成 25 年金融庁告示第 6 号）附則第 12 条第 1 項、第 2 項

附則第 12 条-Q1 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーについて、経過措置の内容を教えてください。
（平成 25 年 9 月 20 日追加、令和 5 年 12 月 27 日修正）

(A)

他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーについては 250%のリスク・ウェイトが適用されますが（第 76 条の 2 の 3 又は第 178 条の 2 の 3）、平成 25 年改正告示附則第 12 条第 1 項及び第 2 項において、以下の経過措置が定められています。

対象	金融機関 ^(注) 、銀行持株会社 又は最終指定親会社が発行した適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段	(左記を除く) 適用日において保有するものであり、かつ、保有を継続しているもの		
期間	H26. 3. 31~ R11H41 . 3. 30	H26. 3. 31 ~ H27. 3. 30	H27. 3. 31 ~ H29. 3. 30	H29. 3. 31 ~ H31. 3. 30
リスク・ウェイト	100%	100%	150%	200%

(注) 金融機関とは、第 1 条第 7 号に定める金融機関を表す。

【標準的手法】

【第6章（標準的手法）－第1節（総則）及び第2節（リスク・ウェイト）関係】

<デュー・ディリジェンス分析>

【関連条項】第48条の2

第48条の2-Q3 与信業務を行わない重要性の低い連結子会社における「デュー・ディリジェンス分析」として、具体的にどのような対応が求められますか。（令和5年12月27日追加）

(A)

「デュー・ディリジェンス分析」については、第48条の2-Q1 (A) のとおり金融機関の規模、複雑性に応じた体制の整備や実施が求められるところです。このことは、必ずしも金融機関グループ全体として画一的な水準での整備や実施を求めるものではなく、与信業務の有無や当該金融機関グループにおける重要性を踏まえたものとする事で差支えありません。

<非依頼格付の使用禁止>

【関連条項】第48条、第49条、第76条の5、第167条、第258条、第259条、第260条、第284条

第49条-Q1 どのようなものが「非依頼格付」となるのですか。（平成19年3月23日追加、平成31年3月15日修正、令和5年12月27日修正）

(A)

標準的手法を採用する金融機関がリスク・ウェイトの判定にあたり使用できる格付とは、中央政府に付与されたものを除き、適格格付機関が発行体からの依頼に基づき付与している格付（依頼を受けて格付が開始されたことを指すものではなく、自己資本比率の算出時点において、発行体からの依頼が継続していることを要する）を指します。従って、適格格付機関が付与した格付であっても、公開情報のみに基づき付与された格付（いわゆる「勝手格付」）を含め、発行体からの依頼に基づくことなく付与された格付は、第49条に規定する「非依頼格付」に該当し、自己資本比率の算出上での使用は認められません。ただし、適格格付機関が個々の債券等の格付（個別格付）を付与することについて、発行体からの包括的な依頼を受けていることが特定できる場合や、適格格付機関が公表する情報等に基づき、標準的手法を採用する金融機関が使用しようとする格付が非依頼格付でないことが明らかになっている場合には、必ずしも個別格付毎に依頼の有無を確認することを要しません。

なお、上記に関らず、マーケット・リスク規制（標準的簡易的方式）において金利リスク・カテゴリーの個別リスクの額を算出する場合、証券化エクスポージャーの所要自己資本額を算出する場合（外部格付準拠方式を用いる場合、及び、混合プール又はSA プールに係る証券化エクスポージャーについて内部格付手法準拠方式、標準的手法準拠方式における裏付資

産の所要自己資本率を算出する場合。)、及び複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）について、裏付けとなる個々の構成資産の信用リスク・アセット額を算出する場合においては、適格格付機関が発行体からの依頼に基づくことなく付与した格付も使用できます（複数の資産及び取引を裏付けとする資産については、個々の構成資産の売買について、金融機関自身が指図できるものを除く）。

<外国の国立銀行、国営銀行>

【関連条項】 第 63 条、第 59 条

第 63 条-Q2 外国の国立銀行又は国営銀行はどのように扱いますか。(令和 5 年 12 月 27 日修正)

(A)

銀行法第 10 条第 2 項第 8 号に規定された「外国銀行」に該当する場合には、すべて「金融機関向けエクスポージャー」として扱うものとします。

「外国銀行」に該当しない場合であって、第 59 条の「外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門」に該当するときは、第 63 条第 1 項に定めるリスク・ウェイトを適用します（「外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門」の判断基準については「第 59 条-Q1」も参照のこと）。

上記のいずれにも該当しない場合には、法人等向けエクスポージャーとして、第 65 条が適用されます。

<負債性資本調達手段に該当する債券>

【関連条項】 第 63 条第 3 項

第 63 条-Q3 金融機関等の発行する債券のうち永久劣後債、期限付劣後債等の負債性資本調達手段に該当する債券を保有する場合、標準的手法においてどのように扱いますか。(平成 25 年 9 月 20 日修正、令和 5 年 12 月 27 日修正)

(A)

金融機関等の発行する債券のうち、永久債・期限付劣後債等の負債性資本調達手段に該当する債券については、標準的手法においては、国際統一基準行及び国内基準行のそれぞれにつき、下記の表に従った取扱いを行うこととなります。

<国際統一基準行>

分類	相当するもの	取扱い	条文
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段	その他 Tier1 資本調達手段	全額につきその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入	第 8 条第 6 項第 2 号等
	Tier2 資本調達手段	全額につき Tier2 資本に係る調整項目の額に算入	第 8 条第 6 項第 3 号等
少数出資金融機関等の対象資本	その他 Tier1 資本調達手段	右記条文に従い算出される額をその他 Tier1 資本に係る調整項	第 8 条第 7 項第 2 号等

調達手段		目の額に算入 残額については、 <u>100%250% (投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあっては 400%)</u> のリスク・ウェイトを適用してリスク・アセットの額に算入	<u>第 6370 条第 3 項の 6</u> 第 76 条第 1 項
	Tier2 資本調達手段	右記条文に従い算出される額を Tier2 資本に係る調整項目の額に算入 残額については、 <u>告示第 70 条の 6 に該当するエクスポージャーは 150%、株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャーには 250% (投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあっては 400%)</u> 100% のリスク・ウェイトを適用してリスク・アセットの額に算入	第 8 条第 7 項第 3 号等 <u>第 63 条第 3 項第 70 条の 6</u>
その他金融機関等の対象資本調達手段	その他 Tier1 資本調達手段	全額につきその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入	第 8 条第 8 項第 1 号等
	Tier2 資本調達手段	全額につき Tier2 資本に係る調整項目の額に算入	第 8 条第 8 項第 2 号等

※1 なお、調整項目の額への算入相当部分については、第 10 条第 2 項第 1 号等により、当該債券をリスク・アセットの額に含めることは不要となります。

※2 対象資本調達手段に該当しないもの（その発行者の健全性判断基準において、規制資本に算入されないもの）~~については~~ であっても、告示第 70 条の 6 に該当するエクスポージャーは 150%、株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャーには 250% (投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあっては 400%) のリスク・ウェイトを適用してリスク・アセットの額に算入する必要があります。 ~~第 63 条第 3 項の適用により、100%のリスク・ウェイトを適用してリスク・アセットの額に算入されることとなります。~~

※3 国際統一基準又は国内基準の経過措置に基づき資本算入が認められる旧型の資本調達手段については、これが発行者において資本算入される限りは告示上の対象資本調達手段に含まれることとなりますが、これがどの Tier の資本調達手段に相当するかの判断については第 8 条-Q11 を参照してください。

<国内基準行>

分類	取扱い	条文
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段	全額につきコア資本に係る調整項目の額に算入	第 29 条第 4 項等
上記以外の、他の金融機関等の対象資本調達手段	250% (投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあつては 400%) のリスク・ウェイトを適用してリスク・アセットの額に算入(経過期間中の取扱いについては、平成 25 年改正告示附則第 12 条-Q1 を参照)	第 76 条の 2 の 3

※1 なお、調整項目の額への算入相当部分については、第 33 条第 2 項第 1 号等により、当該債券をリスク・アセットの額に含めることは不要となります。

※2 対象資本調達手段に該当しないもの(その発行者の健全性判断基準において、規制資本に算入されないもの)であっても、告示第 70 条の 6 に該当するエクスポージャーは 150%、株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャーには 250% (投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあつては 400%) のリスク・ウェイトを適用してリスク・アセットの額に算入する必要があります。については、第 63 条第 3 項の適用により、100%のリスク・ウェイトを適用してリスク・アセットの額に算入されることとなります。

<コール取引の取扱い>

【関連条項】第 63 条

第 63 条-Q5 コール取引について、短資会社が介在した場合にはどのような取扱いとなるのですか。(平成 19 年 3 月 23 日追加、令和 5 年 12 月 27 日修正)

(A)

契約当初の満期が 3 か月以内の国内におけるコール取引は、短資会社の介在の有無に拘わらず、第 63 条第 2 項に該当する取引として第 63 条の規定に則り取り扱うことができますと、リスク・ウェイトは 20%を適用します。この場合、例えば当局が監督する短資会社等とのディーリング方式によるコール取引の場合は、当該短資会社等の信用格付がある場合には第 63 条第 1 項から第 4 項の規定により判定されたリスク・ウェイトを、信用格付がない場合には公表されている自己資本規制比率に基づき第 63 条第 5 項から第 10 項の規定により判定されたリスク・ウェイトを用いることが可能です。一方、満期が 3 か月超のコール取引なお、上記以外のコール取引については、原則通り取引相手(例えば、ディーリング方式の場

合は短資会社)に対する原則通りのエクスポージャーとして信用リスク・アセットの額を算出します。

<金融機関向けエクスポージャーのグレード判定>

【関連条項】第 63 条

第 63 条-Q6 外国銀行の自己資本比率等について、単体での計数が当該法域の規制において公表が求められていない場合、グレード判定を行うときには具体的にどのように対応すればよいでしょうか。(令和 5 年 12 月 27 日追加)

(A)

各国法域の規制において単体自己資本比率の計測又は公表が求められていない場合には、当該外国銀行の連結自己資本比率の水準に基づき告示第 63 条第 7 項第 2 号の充足の判断を行うことで差し支えありません。

<金融機関向けエクスポージャーのグレード判定>

【関連条項】第 63 条

第 63 条-Q7 国際統一基準行であったとしても最低資本バッファ比率の充足が求められない例えば銀行持株会社の傘下銀行に対するグレード判定を行うときには、バッファに係る充足状況をどのように判断すればよいでしょうか。(令和 5 年 12 月 27 日追加)

(A)

本邦の自己資本比率規制において、国際統一基準行であっても他の国際統一基準行や銀行持株会社の傘下にいる場合には、当該国際統一基準行の連結・単体のいずれにも最低資本バッファ比率の充足は求められていません。このような場合においては、当該国際統一基準行のグレード判定においては最低資本バッファ比率に係る要件そのものが求められていないという観点に照らして、国内基準行同様に最低所要自己資本比率の充足の確認をもって告示第 63 条第 7 項第 2 号の要件を充足しているものと扱うことで差支えありません。

この取扱いについては、外国銀行についても同様であり、国際統一基準行に類する外国銀行であっても連結自己資本比率又は単体自己資本比率において最低資本バッファ比率の充足が求められない場合においては、上記同様の取り扱いが可能です。

<法人等向けエクスポージャーの特例>

【関連条項】第 67 条

第 67 条-Q1 ~~第 67 条第 1 項に「標準的手法採用行は、継続的に用いることを条件として、すべての法人等向けエクスポージャーに百パーセントのリスク・ウェイトを用いることができる」との特例が規定されていますが、この特例を事業単位毎に適用することは可能でしょうか。(平成 18 年 7 月 28 日追加、令和 5 年 12 月 27 日削除)~~

(A)

~~この特例を適用する場合には、全ての事業単位の法人等向けエクスポージャーについてリスク・ウェイトを100%とする必要があります。~~

<「一の債務者」の名寄せ>

【関連条項】第6867条第1項

第6867条-Q1「一の債務者」の具体的な名寄せの範囲はどのようになりますか。(令和5年12月27日修正)

(A)

~~以下に掲げる者を「一の債務者」として主たる債務者と名寄せするものとします。なお、名寄せは、オフ・バランス取引等の与信相当額も含めて行うこととなりますので、ご留意下さい。~~

- ①債務者たる中堅中小企業等の代表者
- ②債務者たる中堅中小企業等を親会社とする子会社（中堅中小企業等に限る。）及びその代表者
- ③債務者たる中堅中小企業等の代表者と生計を一にする家族
- ④債務者と生計を一にする家族
- ⑤その他当該債務者と密接不可分な関係にある者

~~なお、金融機関のグループ内における合算は、顧客情報の共有化について債務者の同意が得られている等、個人情報保護法等の関連法令を遵守していることが前提となりますが、事前に使用目的や使用の範囲などを明確にした書面等によるグループ内における顧客情報の共有化についての同意を顧客から得ていることが現時点における一般的な実務であると理解されることから、グループ全体としてリスク管理の高度化の観点から必要な限りにおいて、法令の範囲内における顧客情報の共有化に取り組んで頂くことが期待されます。~~

<「中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャー」の仕分け>

【関連条項】第68条第1項

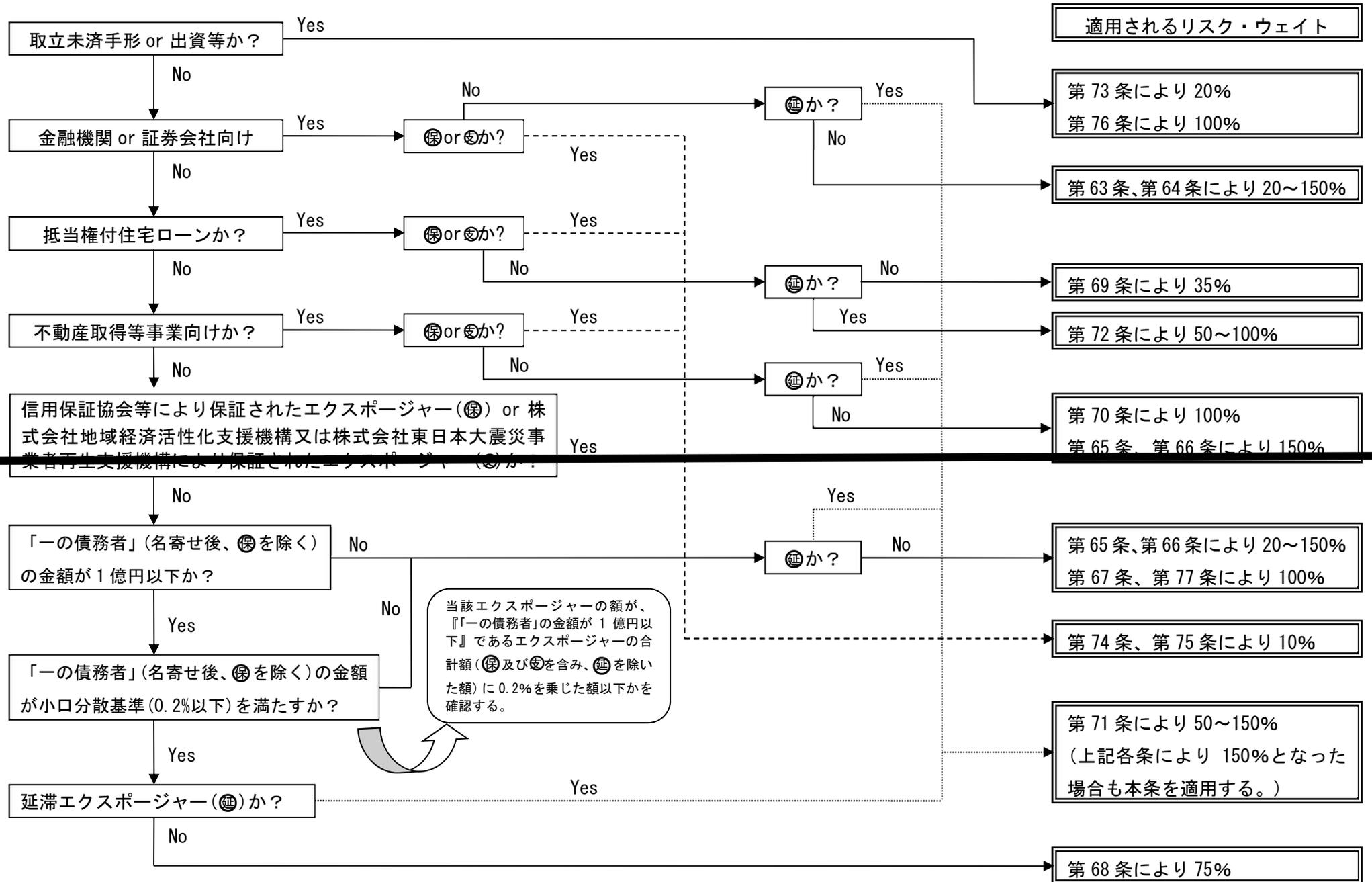
第68条-Q2 中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーを算出する際のエクスポージャーの仕分けはどのように行えばよいのですか。(平成25年9月20日修正、令和5年12月27日削除)

(A)

~~別添のフローチャート図（「中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャー」の仕分け）を参照してください。~~

~~なお、重要な出資のエクスポージャー、特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー又は他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに該当するものについては、第76条の2乃至第76条の4の規定に従い、同フローチャート図とは異なる取扱いが適用されうることに留意が必要です。~~

〔別添〕「中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャー」の仕分け



<中堅中小企業等の定義>

【関連条項】第 6865 条第 34 項

第 6865 条-Q3 法人の業種はどのように分類するのですか。

また、会社以外の法人の場合、従業員とはどういうものをいうのですか。(令和 5 年 12 月 27 日修正)

(A)

日本標準産業分類に基づき業種を分類します。

また、会社以外の法人の場合、従業員とはその法人に常勤する者を指します。

<自己居住用不動産等向けエクスポージャー他の定義>

【関連条項】第 68 条、第 68 条の 2、第 69 条、第 69 条の 2、第 70 条、第 70 条の 2

第 68 条-Q1 店舗住宅など、一つの不動産が自己居住用と非自己居住用（賃貸や店舗等の用途）の併用となっている場合、どのように取り扱いますか。(令和 4 年 7 月 15 日追加、令和 5 年 12 月 27 日修正)

(A)

一つの不動産に自己居住用と非自己居住用（賃貸や店舗等の用途）の部分がある場合、①床面積等の客観的な判断材料により当該不動産に係るエクスポージャーの額や物件価値の額を案分し、不動産の用途別に資産クラスを判定する方法や、②床面積等の比率から主要な不動産の用途を特定し、その用途に沿った資産クラスを判定する方法が考えられます。

②における床面積等の比率から主要な不動産の用途を特定する方法としては、例えば、自己居住用部分と非自己居住用部分の床面積比を基準にすること等が挙げられます。判断基準については、金融機関の内部管理との整合性に留意し、一貫した方法として明確に規定される必要があります。

<自己居住用不動産等向けエクスポージャー他に設定された根抵当権>

【関連条項】第 68 条の 2、第 69 条の 2

第 68 条の 2-Q3 住宅ローン等に根抵当権が付いている場合の「抵当権により完全に保全されている」かは、どのように判断したらよいですか。(令和 4 年 7 月 15 日追加、令和 5 年 12 月 27 日修正)

(A)

根抵当権であっても、算出基準日時点の住宅ローン等の残高が根抵当権の極度額額（担保評価額が極度額を下回る場合には担保評価額）の範囲内であれば、「抵当権により完全に保全されている」として差し支えありません。

ただし、以下のような例では、いずれかのエクスポージャー1つを「抵当権により完全に保全されている」とすることはできないことに留意が必要です。

<前提条件>

- ・債務者 A の当初評価額が 5000 万円の住宅に極度額を 3000 万円とする第 1 順位の根抵当権を設定
- ・ A に対して次のエクスポージャーを保有
 - ① 住宅ローン（資金使途は当該住宅の建設・取得に係る費用）：3000 万円
 - ② リフォームローン（資金使途は当該住宅の増築に係る費用）：1000 万円

<判定例>

①・②ともに担保に供される住宅に関連する費用を資金使途とすることから、どちらも「自己居住用不動産等向けエクスポージャー」に該当します。この場合、①・②のエクスポージャーの合計額：4000 万円と極度額：3000 万円を比較する必要があり、根抵当権による保全額が①・②のエクスポージャーの合計額を下回るため、①・②ともに「抵当権により完全に保全されていない」と判定します。

<自己居住用不動産等向けエクスポージャー他の「V：物件価値」>

【関連条項】第 68 条第 4 項第 2 号ロ、第 69 条第 4 項第 2 号ロ、第 70 条第 4 項第 2 号ロ、第 70 条の 2 第 3 項第 2 号ロ

第 68 条-Q8 増改築により物件価値が上昇する場合において、その物件価値の上昇をどのように LTV 比率の計算における「V：物件価値」に反映すればよいのでしょうか。
(令和 5 年 12 月 27 日追加)

(A)

増改築により物件価値が上昇する場合においては、「V：物件価値」の取扱いの例外として、当該物件の「V：物件価値」について実行時点のものを使用しなかったとしても差支えありません。

この場合、増改築分に係る価値を合理的に算定できる場合には、増改築前から取り扱っている「V：物件価値」に当該価値を加えたものを新たな「V：物件価値」として取り扱うことが可能です。仮に、増改築分に係る価値の合理的な算定が困難であるような場合には、実行時点の「V：物件価値」の例外という趣旨に鑑み、増改築以降に改めて取得した「V：物件価値」を用いて LTV 比率を算出することで差し支えありません。

<自己居住用不動産等向けエクスポージャー他の抵当権者>

【関連条項】第 68 条第 3 項第 1 号、第 69 条第 3 項第 1 号

第 68 条-Q9 住宅ローン等の保証人である保証会社が、抵当権者である場合の抵当権に係る「適格性の要件」を充足しているとみなすことはできますか。(令和 5 年 12 月 27 日追加)

(A)

住宅ローン等が保証会社により保証されている場合には、保証会社が住宅ローン等の対象となる物件の抵当権者である場合を含むものとします。その場合、当該保証会社を自らの金融機関と見做して、抵当権に係る「適格性の要件」の充足を判断することとなります。

<延滞エクスポージャー>

【関連条項】第71条、第72条

第71条-Q3 抵当権付住宅ローン自己居住用不動産等向けエクスポージャーとそれ以外のエクスポージャーが同一の債務者に供与されている場合、①抵当権付住宅ローン自己居住用不動産等向けエクスポージャー又は②それ以外のエクスポージャーのいずれか一方のみが延滞エクスポージャーに該当したとき場合でも当該債務者に対するエクスポージャーはすべて延滞エクスポージャーになるのですか。 (令和5年12月27日修正)

(A)

自己居住用不動産等向けエクスポージャーに該当するか否かに関わらず、個人向けエクスポージャーについては、同一の債務者に供与されている①又は②のエクスポージャーのいずれかが延滞していれば、①及び②の双方を延滞エクスポージャーとして扱います。 うち、延滞エクスポージャーへの該当事由が生じているもののみを、延滞エクスポージャーとして取扱います。

ただし、金融機関の判断により、同一の債務者に供与されているいずれかのエクスポージャーが延滞エクスポージャーへ該当したことをもって、当該債務者に対する他のエクスポージャー全てを延滞エクスポージャーとすることも可能です。

<延滞エクスポージャー>

【関連条項】第71条、第72条

第71条-Q4 延滞エクスポージャーのリスク・ウェイト判断のために第71条の引当率を計算する際、同一の債務者に抵当権付住宅ローン自己居住用不動産等向けエクスポージャーとそれ以外のエクスポージャーが供与されている場合、それぞれの引当率はどのように計算すればよいのですか。 (令和5年12月27日修正)

(A)

原則として、実際の引当状況に応じて引当率を算出します。ただし、同一の債務者に係る引当金を自己居住用不動産等向けエクスポージャー抵当権付住宅ローン向けとそれ以外のエクスポージャー向けとの間で厳密に区分することが実務的に困難な場合には、個別貸倒引当金をエクスポージャーの残高に応じて比例按分し、各エクスポージャーの引当率を計算しても差し支えありません。

<緊急保証などリスク・ウェイト特例の対象となる保証>

【関連条項】第 74 条

第 74 条-Q1 「中小企業信用保険法に規定する経営安定関連保証であって必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証」にはどのようなものが該当しますか。(平成 21 年 3 月 27 日追加、平成 28 年 7 月 1 日修正、平成 30 年 3 月 23 日修正、令和 5 年 12 月 27 日修正)

(A)

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項に規定する特定中小企業者(注)に対する同法第 12 条に規定する経営安定関連保証は、信用保証協会の責任負担 100%を前提とした保証であり、その保証については、ほぼ全額政府の財政措置によるバックアップが講じられていることから、特例的にリスク・ウェイトを 0%としたものです。

具体的には、日本政策金融公庫再保険分にかかる政府出資金による財政措置に加え、公庫の再保険が付されていない部分についても、全国信用保証協会連合会補償分にかかる政府補助金による財政措置があり、ほぼ全額政府予算によるバックアップが講じられているものです。

したがって、例えば、~~中小企業等経営強化法第 4 条第 1 項に規定する創業等関連保証、産業競争力強化法第 44 条第 1 項に規定する創業関連保証~~、中小企業信用保険法第 3 条の 9 に規定する事業再生保険に係る保証については、上記と同様に、ほぼ全額政府予算によるバックアップが講じられているものであり、「中小企業信用保険法に規定する経営安定関連保証であって必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証」として取り扱うことで差し支えありません。

なお、上記の保証に関しては、現在における政府の財政措置のあり方等が変更される場合には、リスク・ウェイトの取扱いを見直す場合があることに留意が必要です。

(注) 対象となる特定中小企業者は、同者のうち、「経営安定関連保証第 1 号～第 6 号(第 5 号については、平成 30 年 3 月 31 日以前に保証申込みの受付がされたものに限る。)」の認定を受けたもの、若しくは、特別小口保険にかかる保証および小口零細企業保証を受けたものが該当します。

<レバレッジの掛かったファンドの取扱い>

【関連条項】第 76 条の 5

第 76 条の 5-Q2 投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産(ファンド向け出資に係るエクスポージャー)のリスク・ウェイトを算出するに当たって、当該ファンドがレバレッジを掛けている場合は、どのように取扱う必要がありますか。(平成 19 年 5 月 9 日追加、平成 30 年 3 月 23 日修正、平成 31 年 3 月 15 日修正(旧「第 48 条-Q2」の修正)、令和 5 年 12 月 27 日修正)

(A)

「第 76 条の 5-Q1」に記載の通り、投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資

産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）のリスク・ウェイトを算出するに当たっては、原則としてリスク・スルー方式を適用し、ファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引（以下「裏付けとなる資産等」という。）を把握し、当該裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出することが求められます（リスク・スルー方式が適用できない場合は、マンドレート方式を適用）。その上で、告示第76条の5第2項（マンドレート方式の場合は同条第6項）に従い、当該信用リスク・アセットの総額をファンドの総資産で除して得られる割合をリスク・ウェイトとして用いることとなります。

借入等によってファンドの裏付け資産が膨らんでいる場合（レバレッジが掛かっている場合）においては、当該ファンドのレバレッジの比率（ファンドの総資産の純資産に対する比率）により、上述のリスク・ウェイトを適切に調整する必要があります。具体的には、次の算式に示す通り、リスク・スルー方式あるいはマンドレート方式により算出したリスク・ウェイトに、レバレッジの比率を乗じることにより調整を行います。

$$RWA_{investment} = (RW_{fund} \times Leverage_{fund}) \times Exposure_{investment}$$

- $RWA_{investment}$: ファンド投資持分に係る信用リスク・アセットの額
- RW_{fund} : リスク・スルー方式あるいはマンドレート方式により算出される、ファンド自体のリスク・ウェイト（裏付けとなる資産等の加重平均リスク・ウェイト）
- $Leverage_{fund}$: ファンド自体のレバレッジの比率（※1）
- $Exposure_{investment}$: ファンド投資持分に係るエクスポージャーの額

※1：マンドレート方式においては、同条第8項第2号の規定に従い、資産運用基準において許容される最大のレバレッジの比率により調整することを原則としますが、資産運用基準に許容される最大のレバレッジの比率に係る定めがなく、かつ信用リスク・アセットの額の算出基準日時点におけるファンドの実際のレバレッジの比率が判明している場合は、当該実際のレバレッジの比率を利用することも可能とします。

また、上記の算式は、次のように表現することも可能です。次の算式のように、レバレッジの比率によりリスク・ウェイトを調整するのではなく、ファンドの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額に出資比率を乗じる方法により、直接、ファンド投資持分に係る信用リスク・アセットの額を算定して頂いても構いません。

$$RWA_{investment} = (RW_{fund} \times Leverage_{fund}) \times Exposure_{investment}$$

$$= \frac{RWA_{fund}}{Asset_{fund}} \times \frac{Asset_{fund}}{Equity_{fund}} \times Exposure_{investment}$$

$$= RWA_{fund} \times \frac{Exposure_{investment}}{Equity_{fund}}$$

$$= RWA_{fund} \times \text{出資比率}$$

- RWA_{fund} : ファンドの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額
- $Asset_{fund}$: ファンドの総資産
- $Equity_{fund}$: ファンドの純資産

なお、ファンドがショート・ポジションを持つことによってレバレッジが掛かっている場合においても、同様に裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出することとなりますが、当該信用リスク・アセットの総額の算出において、当該ファンドのショート・ポジションの対象資産に係るリスクについては考慮する必要はありません。

以下に計算例をお示しします。

<前提条件>

- ファンドの純資産価値：20 百万円
- 当該ファンドへの金融機関の投資持分（金融機関における簿価）：10 百万円
- 当該ファンドの貸借対照表（ファンド B/S）における総資産：120 百万円
- 当該ファンドの借入額：80 百万円
- 運用報告書等に基づく情報
 - 株式ロング・ポジション：40 百万円
 - 株式ショート・ポジション：15 百万円
 - 日本国債のロング・ポジション：60 百万円
 - 日本国債による金融機関（※2）への担保提供：20 百万円（ファンド B/S 非計上）
 - その他のロング・ポジション（※3）：20 百万円
 - その他のショート・ポジション：5 百万円

※2：当該金融機関の RW は 20%。

※3：当該ファンドの運用基準によると、株式、日本国債以外では、「A」格以上の社債、邦銀預金でのみ資金を運用することが可能。

■ 裏付けとなる資産等のうちルック・スルー方式を適用する部分（オン・バランス）

	残高 (ロング)	残高 (ショート)	リスク・ ウェイト

株式	40 百万円	15 百万円	100 250%or400%
日本国債	60 百万円		0%

■ 裏付けとなる資産等のうちルック・スルー方式を適用する部分（オフ・バランス）

	与信相当額	リスク・ ウェイト
金融機関への担保提供（日本国債）	20 百万円	20%

■ 裏付けとなる資産等のうちマンドート方式を適用する部分

	残高 (ロング)	残高 (ショート)	リスク・ ウェイト
その他の資産	20 百万円		50%

当該ファンドの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額（当該株式のリスク・ウェイトが 250%であった場合）

= 40 百万円 × ~~100~~250% + 60 百万円 × 0% + 20 百万円 × 20% + 20 百万円 × 50% = ~~54~~114 百万円

当該ファンドを保有する金融機関におけるリスク・ウェイト（レバレッジ調整あり）

= (~~54~~114 百万円 ÷ 120 百万円) × (120 百万円 ÷ 20 百万円) = ~~270~~570%

当該ファンドを保有する金融機関における信用リスク・アセットの額

= 10 百万円 × ~~270~~570% = ~~27~~57 百万円

<複数の資産及び取引を裏付けとする資産における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額>

【関連条項】第 76 条の 5 第 2 項、第 79 条、第 79 条の 2、第 79 条の 4、改正告示（平成 30 年金融庁告示第 13 号）附則第 2 条

第 76 条の 5-Q3 投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）について、ルック・スルー方式により信用リスク・アセットの額を算出する場合において、当該ファンドに含まれる派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出するにあたって、SA-CCR とカレント・エクスポージャー方式（CEM）の適用関係はどのように整理されるのでしょうか。（平成 31 年 3 月 15 日追加（旧「第 48 条-Q3」の修正）、令和 5 年 12 月 27 日修正）

(A)

派生商品取引の与信相当額の算出にあたって SA-CCR を適用する標準的手法採用行が、ファンド向け出資に係るエクスポージャーにルック・スルー方式を適用する場合には、当該フ

ファンドに含まれる派生商品取引の与信相当額の算出についても、原則として SA-CCR の適用が求められることとなります。ただし、~~SA-CCR 適用に係る準備期間を確保するため、平成 30 年改正告示附則第 2 条が適用される間は、ファンド毎に SA-CCR と CEM の選択適用が認められます。~~

他方、国内基準行である標準的手法採用行が第 79 条第 2 項各号に該当しない場合は、同項の規定第 79 条第 2 項により、平成 30 年改正告示附則第 2 条の適用期間後も CEM を選択する国内基準行は、ファンド毎に SA-CCR と CEM の選択適用が恒久的に認められます。ただし、銀行が保有するファンドについて、一旦 SA-CCR を適用した場合は、当該ファンドについて継続的に SA-CCR を適用することが求められます。

~~(参考：SA-CCR と CEM の適用関係) (※1)~~

国際 /国内	第 79 条第 2 項各号に掲 げる銀行	附則第 2 条の適用期間		附則第 2 条の適用期間後	
		与信相当額の 算出方法	ファンド内	与信相当額の 算出方法	ファンド内
国際統一 基準行	該当	CEM 又は SA-CCR	ファンド毎 に選択可 —(※2)—	SA-CCR	SA-CCR —(※3)—
国内 基準行					
国内 基準行	非該当	CEM 又は SA-CCR	ファンド毎 に選択可 —(※2)—	CEM	ファンド毎 に選択可 —(※2)—
				SA-CCR	SA-CCR —(※3)—

※1：当該適用関係は、~~長期決済期間取引の与信相当額の算出においても該当します。~~

※2：銀行が保有するファンドについて、~~一旦 SA-CCR を適用した場合は、当該ファンドについて継続的に SA-CCR を適用することが求められます。~~

※3：平成 30 年改正告示附則第 2 条の適用期間後において、~~SA-CCR の適用が求められるファンドについては、SA-CCR による与信相当額の算出ができない場合はルック・スルー方式を用いることができなくなります。~~

<保管有価証券等>

【関連条項】第 77 条、85 条の 2

第 77 条-Q2 債券貸借取引において借入れた有価証券や、先物取引の受託により受け入れた証拠金代用有価証券等の現物を処理する「保管有価証券等」は、リスク・アセス

トの対象外としてよいですか。(令和5年12月27日修正)

(A)

リスク・アセットの対象外として差し支えありません。

<通貨ミスマッチのあるエクスポージャー>

【関連条項】第77条の2

第77条の2-Q1 「通貨ミスマッチのあるエクスポージャー」を判定する方法として、具体的にどのような取扱いを行えばよいでしょうか。(令和5年12月27日追加)

(A)

「通貨ミスマッチのあるエクスポージャー」の判定については、通貨ミスマッチが存在する際にリスク・ウェイトの調整が求められるエクスポージャー（個人向けエクスポージャーや住宅ローン等）の全てについて一律・画一的な確認を求めるものではなく、通貨ミスマッチが生じる蓋然性に着目し、その蓋然性が高いエクスポージャーについて必要な確認を実施しリスク・ウェイトの調整を行うことも許容されます。

具体的には、例えば以下のような手順での判定となります。

- ① エクスポージャーの通貨が、当該エクスポージャーが記帳される拠点の所在国の通貨と異なるような場合に、まず通貨ミスマッチが生じる蓋然性が高いエクスポージャーと判定。
- ② 通貨ミスマッチが生じる蓋然性が高いと判定されたエクスポージャーについて、告示77条の2で規定される事項を確認し、RW調整が必要かを判定（情報の不足によりRW調整の判定が困難であるような場合には、当該エクスポージャーの全てを「通貨ミスマッチのあるエクスポージャー」と判定することも許容されます。）

【第6章（標準的手法）－第3節（オフ・バランス取引）関係】

<フォワード・コミットメントの与信換算率>

【関連条項】第78条

第78条-Q3 フォワード・コミットメントの掛目は何%ですか。(令和5年12月27日修正)

(A)

契約の締結日からコミットメント期間の終了日までが1年超であるフォワード・コミットメントは、通常のコミットメントと同様に、原則として掛目は5040%となります。

ただし、銀行が一定の通知期間なく無条件で取消可能な期間ないし期日がある場合には、取消不能となった日からコミットメント期間の終了までの期間が1年以内であれば、2010%の掛目を適用します（取消可能な期間が設定されている場合は、その期間に限ります。）。

<取引の経済効果を反映した想定元本>

【関連条項】第78条第1項

第78条-Q6 オフ・バランス取引の与信相当額の算出やカレント・エクスポージャー方式において、「取引の経済効果を反映した」想定元本とは、具体的に何をいうのですか。(令和5年7月15日修正、令和5年12月27日修正)

(A)

「取引の経済効果を反映した」想定元本とは、必ずしも契約上定められる想定元本額そのものではなく、オフ・バランス取引の実際の取引規模を表す想定元本をいいます。

例えば、金利スワップ契約（固定・変動）において、変動金利を「LIBOR指標金利×3」としているような場合、「その取引の経済効果を反映した想定元本」は、「契約上定められている想定元本額」×3となります。

<その他の信用供与に代替するオフ・バランス取引>

【関連条項】第78条第1項第8号

第78条-Q13 「前各号のいずれにも該当しない信用供与に代替するオフ・バランス取引」としては、具体的にどのようなものが該当するのでしょうか。(令和5年12月27日追加)

(A)

当該規定は、第78条第1項第1号から第7号に該当しない金融機関が実質的に信用リスクを負っているような取引について、その信用リスクを適切に資本賦課することを求める趣旨となります。

例えば、トータル・リターン・スワップを通じて、実質的に株式に係るリスクを負っているような場合には、「前各号のいずれにも該当しない信用供与に代替するオフ・バランス取

引」として当該トータル・リターン・スワップの想定元本額×100%を与信相当額として株式に対する信用リスク・アセットの額を資本賦課する必要があります。

【第6章（標準的手法）－第4節（派生商品取引及び長期決済期間取引）関係】

<ベースス（同一通貨の異なるリスク・ファクター間の差異）を参照する取引>

【関連条項】第79条の2第9項

第79条の2-Q5 ベーススを参照する取引には、例えばどのような取引が該当しますか。
(平成30年3月23日追加、令和5年12月27日修正)

(A)

ベーススを参照する取引には、例えば、次のような類似するものの同一とはいえないリスク・ファクター間の差異を参照する取引（両方のレグは同一通貨建てであるとします。）が該当します。

- ・ 3カ月 TIBORLIBOR と 6カ月 TIBORLIBOR
- ・ 6カ月 TORFLIBOR と 6カ月 TIBOR
- ・ 3カ月 TIBORLIBOR と OIS レート
- ・ ブレント原油価格とヘンリーハブ価格

なお、異なる2つの通貨の変動金利を参照する金利スワップについては該当せず、当該金利スワップは外国為替デリバティブに区分されます。

<個別誤方向リスクが特定されたエクスポージャーの取扱い>

【関連条項】第79条の3第9項及び第10項、第192条第3項

第79条の3-Q1 期待エクスポージャー方式で与信相当額を算出する場合に、個別誤方向リスクを有する取引に係る信用リスク・アセットの額の算出方法について教えてください。(平成24年6月6日追加、平成30年3月23日修正、令和5年12月27日修正)

(A)

個別誤方向リスクを有する取引は、通常取引とは異なる取扱いが必要となります。

まず、法的に有効な相対ネットティング契約に基づき、他の取引との相殺が認められる取引であったとしても、ネットティング・セットに含めることが認められていません（第79条の4第9項）。そのため、当該取引については、単独でネットティング・セットを構成するものとしてエクスポージャー額を計測する必要があります。

また、信用リスク・アセットの額の算出において、個別誤方向リスクの特性を勘案することが求められています（同条第10項）。この場合の算出方法の具体例として、バーゼル銀行監督委員会による「Basel III: A global regulatory framework for more resilient banks and banking systems」（平成22年12月16日公表）の paragraph 101 において、参照企業と法的な関係のある取引相手方との「クレジット・デフォルト・スワップ契約」や「エクイティ・デリバティブ契約」が挙げられていますが、その他のリスク特性が異なる取引であっても、個別誤方向リスクの特性に応じて、適切に信用リスク・アセットの額を算出すること

が必要となります。

なお、期待エクスポージャー方式の承認を受けている金融機関が内部格付手法を採用している場合には、格付の付与に当たっての債務者の評価における個別誤方向リスクの特定方法を定めることが求められることに留意が必要です。

＜期待エクスポージャー方式におけるストレス期間＞

~~【関連条項】 第79条の3第3項~~

第79条の3-Q2 期待エクスポージャー方式で与信相当額を算出する場合に用いるストレス期間について教えてください。(平成24年6月6日追加、平成30年3月23日修正、令和5年12月27日削除)

(A)

~~期待エクスポージャー方式で与信相当額を算出する場合には、通常の市場データとは別に、ストレス期間を含む市場データを用いる必要があります。~~

~~ここで、期待エクスポージャーの算定において、ヒストリカル・ボラティリティを用いる場合、3年間の市場データをもとにボラティリティを算出することが国際的な目線となっています。この場合、足許3年間とストレス期間を含んだ3年間の市場データを用いて与信相当額を算出した上で、ポートフォリオ全体の信用リスク・アセットの額が大きく計算される期間のデータを用いることが必要となります。~~

~~なお、CVAリスク相当額の算出において、先進的リスク測定方式を用いる場合のCVAストレス・バリュエーション・アット・リスクの算出におけるストレス期間としては、期待エクスポージャー方式におけるストレス期間を含んだ3年間から1年間を選定することとなりますが、選定にあたっては、信用スプレッドへのストレスの状況を勘案することが必要となります。~~

＜期待エクスポージャー方式における適格金融資産担保の評価方法＞

~~【関連条項】 第79条の3第15項~~

第79条の3-Q3 期待エクスポージャー方式における適格金融資産担保の評価方法について教えてください。(平成24年6月6日追加、平成30年3月23日修正、令和5年12月27日削除)

(A)

~~期待エクスポージャー方式で与信相当額を算出する場合には、原則として、ネットインデグ・セットの評価にあたって、適格金融資産担保の価格変動についても適切にモデル化することが必要となります。適格金融資産担保の価格変動をモデル化できない場合は、包括的手法に基づいたヘアカットを適用することとなります。~~

【第6章（標準的手法）－第5節（信用リスク削減手法）関係】

＜ボラティリティ調整率と行内担保掛目＞

【関連条項】第97条

第97条-Q1 包括的手法のボラティリティ調整率を用いる場合、行内与信管理上の担保掛目と異なってもよいですか。(令和5年12月27日削除)

(A)

「自行推計ボラティリティ調整率」を用いる場合には、その推計に用いられるデータが行内のリスク管理でも用いられていることが必要になります(第97条第2項第1号)。しかし、「標準的ボラティリティ調整率」を用いる場合には、そのような要件はありません。

＜法的に有効な相対ネットティング契約を適用する場合の計算方法＞

【関連条項】第104条

第104条-Q1 「法的に有効な相対ネットティング契約」を適用する場合のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引(以下、「レポ形式の取引等」という。)における、信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額の具体的な計算事例を教えてください。(令和5年12月27日追加)

(A)

以下に計算例をお示しします。

なお、実際の計算における「ネットティング・セットに含まれる証券の数を指すN」については、証券が同一の発行体による債券であったとしても発行回毎に異なる証券としてカウントする対応が求められることに留意が必要となります。

《前提》

- ・取引相手は「中核的市場参加者」。
- ・No2は調達金額、差し入れ担保ともに金融機関の非決済通貨。No1・No3は金融機関の決済通貨建て。
- ・全ての取引は毎営業日の時価評価による担保調整に服するものとする。

No	取引種別	金額	担保債券	担保債券価格	ボラティリティ調整率
1	レポ	10,000	A	10,000	0%
2	リバース・レポ	20,000	B	20,500	6%
3	レポ	30,000	C	30,100	4%

《計算例》

$(\Sigma E - \Sigma C) + 0.4 \times \text{ネット・エクスポージャー} + 0.6 \times (\text{グロス・エクスポージャー} / \sqrt{N}) + \Sigma (E_{fx} \times H_{fx})$ の各項については以下のとおり算出します。

$$\textcircled{1} (\Sigma E - \Sigma C)$$

$$\Sigma E = 10,000 + 20,000 + 30,100 = 60,100$$

$$\Sigma C = 10,000 + 20,500 + 30,000 = 60,500$$

$$\Sigma E - \Sigma C = 60,100 - 60,500 = -400$$

$$\textcircled{2} \text{ ネット・エクスポージャー} = |\Sigma (E_s \times H_s)|$$

$$\begin{aligned} |\Sigma (E_s \times H_s)| &= |10,000 \times 0\% \times \sqrt{5/10} && \text{(債券 A) +} \\ &\quad 20,500 \times 6\% \times \sqrt{5/10} \times (-1) && \text{(債券 B) +} \\ &\quad 30,100 \times 4\% \times \sqrt{5/10} && \text{(債券 C) |} \\ &= |-18.38| = 18.38 \end{aligned}$$

※ レポ形式の取引のため最低保有期間は5日として計算。

※ 担保を差入れられている場合のネット・エクスポージャーの符号は負となる。

$$\textcircled{3} \text{ グロス・エクスポージャー} / \sqrt{N} = \Sigma (E_s \times |H_s|) / \sqrt{N}$$

$$\begin{aligned} \Sigma (E_s \times |H_s|) &= 10,000 \times 0\% \times \sqrt{5/10} \text{ (債券 A) +} \\ &\quad 20,500 \times 6\% \times \sqrt{5/10} \text{ (債券 B) +} \\ &\quad 30,100 \times 4\% \times \sqrt{5/10} \text{ (債券 C)} \\ &= 1721.10 \end{aligned}$$

$$\Sigma (E_s \times |H_s|) / \sqrt{N} = 3442.20 / \sqrt{3} = 993.68$$

$$\textcircled{4} \Sigma (E_{fx} \times H_{fx})$$

$$\Sigma (E_s \times |H_s|) = (20,500 - 20,000) \times 8\% \times \sqrt{5/10} = 28.28$$

※ 他国通貨建ての取引 No2 のネット・ポジションを勘案する。

$$\textcircled{5} (\Sigma E - \Sigma C) + 0.4 \times \text{ネット・エクスポージャー} + 0.6 \times (\text{グロス・エクスポージャー} / \sqrt{N}) + \Sigma (E_{fx} \times H_{fx})$$

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} = -400 + 18.38 + 993.68 + 28.28 = 640.34$$

<担保付デリバティブ取引の計算方法>

【関連条項】第113条、第79条の4、第88条

第113条-Q1 担保付デリバティブ取引（いわゆる CSA 契約による取引）の資本賦課は具体的にどのように計算すればよいですか。（平成25年3月28日修正、平成30年3月23日修正、令和5年12月27日修正）

(A)

第 79 条の 4 において再構築コスト (RC) が零を下回ることができないとされているのは、負の再構築コストによりアドオンを相殺することを認めない趣旨です。これに対し、いわゆる CSA 契約による取引の場合には、差入れられた担保をエクスポージャーと認識するのに対応し、負の再構築コストを認識することが認められます。しかし、負の再構築コストによりアドオンを相殺することを認めないという第 79 条の 4 の趣旨は CSA 契約による取引でも妥当します。その上で、例えば、イニシャルマージンなど、再構築コストを上回る担保を徴求している場合には、当該超過担保によって、アドオンを相殺することは可能です。なお、SA-CCR では、イニシャルマージンは RC における C や NICA として勘案されることとなるため、PFE を相殺することはできません。

<トータル・リターン・スワップ>

【関連条項】第 120 条第 7 号

第 120 条-Q2 株式等を参照するトータル・リターン・スワップを信用リスク削減手法として用いることはできますか。(令和 5 年 12 月 27 日追加)

(A)

保証と同等の信用リスク削減効果が提供される限りにおいて、トータル・リターン・スワップを信用リスク削減手法として用いることができます。なお、信用リスク削減手法として用いるトータル・リターン・スワップについては、派生商品取引の与信相当額の算出は要しません。

【内部格付手法】

【第1章（定義）＜内部格付手法関係＞】

＜大規模規制金融機関等の定義＞

【関連条項】第1条第37号の2

第1条第37号の2-Q1 内部格付手法における相関係数を引き上げる対象となる大規模規制金融機関等の範囲について教えてください。（平成24年6月6日追加、平成25年9月20日修正、令和5年12月27日修正）

(A)

大規模規制金融機関等である『大規模規制金融機関』及び『非規制金融機関』については、内部格付手法での信用リスク・アセットの額の算出における相関係数を通常の1.25倍することが求められています。

うち、『大規模規制金融機関』については、規制金融機関グループ（本邦では銀行業、証券業、保険業を営む企業及びそれらの持株会社のうち健全性規制が設けられている企業グループが該当）のうち、グループでの連結総資産が一千億合衆国ドルに相当する額以上の企業グループを構成する企業が該当します。ここで一千億合衆国ドルに相当する額については、原則として、算出基準日ごとの為替の水準に基づき算出することが求められますが、円建てで連結財務諸表を作成しているグループに対しては、あらかじめ合理的に設定した円換算額（例えば、改正告示（平成24年金融庁告示第28号）の公布日（平成24年3月30日）を起点とした過去1年間の平均為替レート（1ドル=79.76円、東京外為市場における取引状況（2011年中）（日本銀行金融市場局）より）で換算した7兆9760億円≒8兆円）を継続的に用いることも許容されます。

『非規制金融機関』については、金融業及び保険業を主に営む企業のうち、大規模規制金融機関及び規制金融機関を除く企業、具体的には、ヘッジファンドに加えて、住宅ローン保証会社や貸金業者等であり、その規模にかかわらず該当します。ただし、「金融機関その他の金融システムに影響を及ぼすものと高い相関関係を有しないもの」である企業、例えば、大規模規制金融機関に該当しない規制金融機関の子法人等であって当該規制金融機関の顧客を中心に金融サービスを提供するリース子会社等は、その金融システムへの影響度にかんがみ、対象外とすることが許容されます。

（参考：規制金融機関グループに属する企業の大規模規制金融機関等への該当是非）

	連結総資産1千億ドル以上	連結総資産1千億ドル未満
親法人等(規制金融機関)	○	×
子法人等(規制金融機関)	○	×
子法人等(非規制金融機関)	○	リース会社等：×

		ヘッジファンド等：○
子法人等(金融機関以外)	○	×

○：大規模規制金融機関等に該当

×：大規模規制金融機関等に非該当

~~なお、大規模規制金融機関等に係る株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を PD/LGD 方式により算出する場合についても、通常の相関係数を 1.25 倍したものを、その相関係数として用いることが求められます。~~

<その他リテール向けエクスポージャー>

【関連条項】第1条第40号

第1条第40号-Q1 「その他リテール向けエクスポージャー」において、一の債務者に対するエクスポージャーの合計額を把握する際の留意点は何ですか。(令和5年12月27日修正)

(A)

連結自己資本比率の算出に当たっては、内部格付手法を採用する金融機関が連結の対象とする範囲で「一の債務者」に対するエクスポージャーの合計額を把握し、当該合計額に基づきその他リテール向けエクスポージャーに該当するか否かについての判断を行って頂くこととなります。また、「一の債務者」については連結財務諸表を作成している債務者グループ等、内部格付手法を採用する金融機関の内部管理にて実質一体として管理している債務者について合算することが基本となります。

もっとも、前者の金融機関のグループ内における合算は、顧客情報の共有化について債務者の同意が得られている等、個人情報保護法等の関連法令を遵守していることが前提となりますが、事前に使用目的や使用の範囲などを明確にした書面等によるグループ内における顧客情報の共有化についての同意を顧客から得ていることが現時点における一般的な実務であると理解されることから、グループ全体としてリスク管理の高度化の観点から必要な限りにおいて、法令の範囲内における顧客情報の共有化に取り組んで頂くことが期待されます。

例えば、中堅中小企業や個人については、以下に掲げる者を「一の債務者」として主たる債務者と名寄せするものとします。

- ①債務者たる中堅中小企業等の代表者
- ②債務者たる中堅中小企業等を親会社とする子会社（中堅中小企業等に限る。）及びその代表者
- ③債務者たる中堅中小企業等の代表者と生計を一にする家族
- ④債務者と生計を一にする家族
- ⑤その他当該債務者と密接不可分な関係にある者

<その他リテール向けエクスポージャー>

【関連条項】 第1条第40号

第1条第40号-Q2 「その他リテール向けエクスポージャー」について一の債務者に対するエクスポージャーの合計額を把握する際に、信用保証協会等の保証がある債権を除くことは可能ですか。(令和5年12月27日修正)

(A)

保証等が付された場合は、所要自己資本の額の算定に使用するパラメータ（PD・LGD）等においてその効果が勘案されることが原則であり、保証等が付されている部分のエクスポージャーをEADから除外するような取扱いは認められません。第1条第40号における「合計額」を把握する際においても、信用保証協会等による保証を除き、保証等が付されているエクスポージャーについて、これをエクスポージャーに含めて認識する必要があります。

【第7章（内部格付手法）－第1節（総則）関係】

＜承認手続等＞

【関連条項】 第143条、附則第4条

第143条-Q1 ~~予備計算の段階で、第143条に掲げられる最低要件を完全に満たす必要はありますか。（令和5年12月27日削除）~~

(A)

~~内部格付手法の承認申請時点においては、告示に規定する最低要件を充足する必要がありますが、予備計算の段階では、必ずしも最低要件を完全に満たすことを求めるものではありません。ただし、承認を受けるにあたり、原則として、「最低要件に沿った内部格付制度を、当該承認に先立って三年以上にわたり使用して」いること（第143条第1号、附則第12条第4項に基づく経過措置あり）が求められることや、予備計算が承認を得ようとする日の原則1年前（ただし、平成20年3月31日より先進的内部格付手法を採用する場合は原則2年前）から開始されることを踏まえると、予備計算の届出の前提として、①内部格付手法の採用及びその開始予定時期につき、組織的な意思決定がなされていて、②最低要件との乖離（ギャップ）の認識が適切であり、③当該ギャップは承認を得ようする日までに解消される程度に小さく、④当該ギャップ解消のための具体的なアクション・プランに基づくプロジェクト管理が適切に行われていることが求められます。この点について、予備計算の際に、ギャップ評価表等添付書類の中で明確にして頂く必要があります。~~

~~なお、予備計算期間中の準備状況の進捗に照らして、最低要件を充足した段階で承認申請が行われることが期待されます。~~

＜トップ・ダウン・アプローチを用いる場合の自行推計値（LGD）の利用の制限＞

【関連条項】 第147条第2項、第255条第1項

第147条-Q1 ~~適格購入事業法人等向けエクスポージャーにトップ・ダウン・アプローチを適用している場合に、自行推計値（LGD）の利用が制限されることはありますか。（令和5年12月27日追加）~~

(A)

内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーに対して個々のエクスポージャーごとに信用リスク・アセットの額を算出することの例外として、適格購入事業法人等向けエクスポージャーについてトップ・ダウン・アプローチの最低要件を満たす場合は、リテール向けエクスポージャーと同様にプール単位での信用リスク・アセットの額を算出することが認められています。これは、適格購入事業法人等向けエクスポージャーがプール単位で適切にリスク管理されている実務となっている場合には、本来適用される事業法人等向けエクスポージャーに対する内部格付手法の最低要件を課すことが銀行にとって過度の負担となるといった事情を踏まえて許容された取扱いです。

このような例外的取扱いの趣旨を考慮し、適格購入事業法人等向けエクスポージャープールに含まれる個々のエクスポージャー単位で自行推計値（LGD）利用要件の確認が必ずしも取れない場合であったとしても、先進的内部格付手法採用行は当該プールに対して自行推計した LGD を利用して差し支えありません。ただし、リテール向けエクスポージャーであっても各推計値の下限値を下回ることができないことと同様に、当該 LGD についても推計値の下限値（無担保のエクスポージャーであれば 25%）を下回ることができないことに留意が必要です。

※ 第 255 条第 1 項に規定する内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャーについて、裏付資産の所要自己資本率（ K_{IRB} ）を算出するに当たり、トップ・ダウン・アプローチを準用する場合も該当します。

<特定貸付債権におけるスロッシング・クライテリアの適用>

【関連条項】第 149 条

第 149 条-Q1 特定貸付債権に対してスロッシング・クライテリアを利用して信用リスク・アセットの額を算出する場合において、内部格付をスロッシング・クライテリアに割り当てる必要がありますが、その際の留意点は何ですか。（平成 18 年 12 月 27 日追加、令和 5 年 12 月 27 日修正）

(A)

特定貸付債権（プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス及び事業用不動産向け貸付けを総称していう。）においては、一般の事業法人向けエクスポージャーとは異なり、第 153 条第 3 項及び第 5 項に規定された「優」、「良」、「可」、「弱い」、「デフォルト」の 5 つのスロッシング・クライテリアに当該債権に対する内部格付を割り当て、信用リスク・アセットの額を算出することが可能となっています。この背景には、特定貸付債権の利払い及び返済の原資が債務者の信用リスクでなく、特定の事業や有形資産からの収益に強く依存しており、PD と LGD の相関が高いと考えられることから、金融機関内部のリスク管理実務において、一般の事業法人向けエクスポージャーとは異なる内部格付制度を別途構築している事例が多いことがあります。また、特定貸付債権のデフォルト実績はそれほど多くないため、実績値との比較検証（バックテスト）による PD 推計の精緻化が困難となっていることもあります。

内部格付手法では、このようなリスク管理実務を踏まえ、第 213 条に規定された PD の推計についての最低要件を満たすことができない場合に限り、特定貸付債権に対する内部格付をスロッシング・クライテリアに割り当て（マッピング）、5 つの区分それぞれに対応したリスク・ウェイトを適用することが第 153 条において認められています。その際、金融機関においては、別表 1 から別表 4 までに規定された定量基準・定性基準と内部格付を付与する際に勘案されるリスク要因（リスク・ファクター）の対応を分析した上で、内部格付

を5つの区分に割り当てる方法（マッピング方法）を検討し、第190条第1項に基づき当該方法を信用リスク管理指針に記載することが求められます。また、マッピング方法の合理性を疎明する文書の整備も必要です（同条第3項）。

なお、別表1から別表4までに規定された定量基準・定性基準と内部格付を付与する際に勘案されるリスク要因（リスク・ファクター）の対応の分析に際しては、全ての基準が内部格付を付与する際に勘案されていることを前提としていませんが、「財務体質」や「政治・法律面の環境」等の個々の大項目に関し、少なくとも一つの基準は勘案されていることが期待されます。例えば、統計的モデルを用いて特定貸付債権に対し内部格付を付与している場合、統計的モデルのリスク・ファクターと別表1から別表4までに規定された基準の対応を分析し、個々の各大項目に関し少なくとも一つの基準は当該モデル（及び当該モデル外部の定性調整等）のリスク・ファクターとして勘案されていることを確認した上で、内部格付を5つのスロットティング・クライテリアに割り当てる方法（マッピング方法）を検討する必要があります。また、専門家の定性的な評価に基づき内部格付を付与している場合には、定性的な評価の際に勘案されるリスク・ファクターと別表1から別表4までに規定された基準の対応を分析し、個々の大項目に関し少なくとも一つの基準は当該評価のリスク・ファクターとして勘案されていることを確認した上で、内部格付のマッピング方法を同様に検討する必要があります。

また、内部格付のスロットティング・クライテリアへの割り当て（マッピング）に際しては、各基準を総合的に判断するものであり、必ずしも各基準における最も低い区分がスロットティング・クライテリアになる（ウィークリンクする）ものではありません。もっとも、案件によってはある特定の基準の影響が非常に大きい場合もあると考えられ、その場合にはウィークリンクを行う等の適切な対応が期待されます。なお、基準の性質によっては、必ずしも区分を5段階にする必要があるというわけではありません。

このほか、マッピング方法の合理性の疎明にあたっては、下記の適格格付機関の付与する格付とのおおよその対応関係を参照することも可能です（表1参照）。もっとも、その場合には、当該格付のクライテリアと内部格付のクライテリアとの整合性（例えばLTV<Loan To Value>やDSCR<Debt Service Coverage Ratio>の水準の整合性）を確認するとともに、その整合性を維持するための内部管理態勢の整備が不可欠です。

表1：スロットティング・クライテリアと外部格付との参照対応関係

	優	良	可	弱い	デフォルト
(株) 格付投資情報センター (R&I)	BBB- 以上	BB+~ BB	BB-~ B+	B~C-	該当なし
(株) 日本格付研究所 (JCR)	BBB- 以上	BB+~ BB	BB-~ B+	B~C-	該当なし

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インタ (Moody's)	B a a 3 以上	B a 1 ~ B a 2	B a 3 ~ B 1	B 2 ~ C 3	該当なし
スタンダード・アンド・プア ーズ・レーティング・サービ シズ (S&P)	B B B - 以上	B B + ~ B B	B B - ~ B +	B ~ C -	該当なし
フィッチレーティングスマ ミテッド (Fitch)	B B B - 以上	B B + ~ B B	B B - ~ B +	B ~ C -	該当なし

別表 1：プロジェクト・ファイナンスに関する基準

	優	良	可	弱い
財務体質				
市場環境	競争がほとんどない、又は立地条件、コスト若しくは技術力の点で競争を大きく上回る、持続的な優位にある。需要が好調で、さらに伸びている。	競争がほとんどない、又は立地条件、コスト若しくは技術力の点で平均以上の優位にあるが、持続性は不透明。需要が好調かつ安定している。	当該プロジェクトの立地条件、コスト又は技術力の点で優位点はない。需要は十分かつ安定的。	当該プロジェクトの立地条件、コスト又は技術力が平均以下。需要も弱く、落ち込んでいる。
財務指標 (DSCR<Debt Service Coverage Ratio>、LLCR<Loan Life Coverage Ratio>、PLCR< Project Life Coverage Ratio>、デット・エクイティ比率<Debt-to-Equity Ratio>等)	当該プロジェクトのリスク水準を考慮すると、財務指標が良好。非常に保守的な経済的前提を置くことが可能。	当該プロジェクトのリスク水準を考慮すると、財務指標が良好又は十分なレベル。保守的な経済的前提を置いている。	当該プロジェクトのリスク水準を考慮すると、財務指標は標準的。	当該プロジェクトのリスク水準を考慮すると、財務指標は悪い。
ストレス分析	マクロ経済情勢又はセクターの状況(業況)が持続的かつ深刻に悪化した場合でも、期日の債務返済が可能。	マクロ経済情勢又はセクターの状況(業況)が悪化した場合でも、期日の債務返済が可能。深刻な経済情勢の悪化によってのみ、デフォルトに陥ると考えられる。	通常の景気循環におけるストレスから影響を受け易い。一般的な景気後退によってデフォルトに陥る可能性がある。	早期に状況が改善しない限り、デフォルトに陥る可能性が高い。

	優	良	可	弱い
財務構造				
当該プロジェクトの耐用年数と対比した与信期間	当該プロジェクトの耐用年数が融資期間を大きく上回る。	当該プロジェクトの耐用年数が融資期間を上回る。	当該プロジェクトの耐用年数が融資期間を上回る。	当該プロジェクトの耐用年数が融資期間を上回らない場合もある。
償還スケジュール	分割償還（アモチ）型債務。	アモチ型債務。	一括返済（プレット）の割合が低いアモチ型債務。	一括返済（プレット）又は一括返済の割合が高いアモチ型債務。
政治・法律面の環境				
当該プロジェクトの類型（タイプ）及びリスク削減策を考慮した政治リスク（トランスファー・リスク等）	政治リスクは非常に小さく、必要に応じて強力なリスク削減策が見込める。	政治リスクは小さく、必要に応じて十分なリスク削減策が見込める。	政治リスク及びリスク削減策は標準的。	政治リスクが高い。リスク削減策がない、又は弱い。
不可抗力のリスク（戦争、内紛等）	不可抗力のリスクが小さい。	不可抗力のリスクが許容範囲内。	不可抗力のリスク削減策が標準的。	不可抗力のリスクが大きい。不可抗力のリスク削減策も不完全。
長期的な政府支援と当該国にとってのプロジェクトの重要性	当該国にとって政策的に重要性が高いプロジェクト（輸出志向型プロジェクト等）。政府による支援が強力。	当該国にとって重要性が高いプロジェクト。十分な政府支援が見込まれる。	当該国にとって政策的に重要ではないものの、明白な利益（メリット）をもたらすプロジェクト。明示的な政府支援は行われな可能性もある。	当該国にとって政策的な重要性は低いプロジェクト。政府支援もない、又は弱い。

	優	良	可	弱い
法令面の安定性（法律改正のリスク等）	長期的に良好かつ安定した規制環境。	中期的に良好かつ安定した規制環境。	規制の変更が起きる可能性はかなり高い。	現行又は将来的な規制面の問題が当該プロジェクトに影響を与える可能性がある。
ローカル・コンテンツ法の適用除外など必要なサポート及び承認の取得	強い。	まずまず。	平均的。	弱い。
契約、担保徴求及び回収の執行	契約、担保徴求及び回収は執行され得る。	契約、担保徴求及び回収は執行され得る。	一部の重要でない問題があるものの、契約、担保徴求及び回収は執行され得ると考えられる。	実際の契約、担保徴求及び回収の執行に関して重要な問題が未解決。
取引の特徴				
設計及び技術面のリスク	十分な実績のある技術・設計力。	十分な実績のある技術・設計力。	実績のある技術・設計力（初期段階の問題を当該プロジェクト全体の強みで削減している。）。	あまり実績のない技術・設計力。技術面の問題が存在、及び／又は設計が複雑。
施工リスク				
認可及び用地選定	全ての認可を取得済み。	一部の認可はまだ取得していないが、取得できる可能性が極めて高い。	一部の認可はまだ取得していないが、認可のプロセスは確立しており、慣例的と考えられる。	重要事項の認可がまだ取得されておらず、その処理も慣例的ではない。重要な要件が課せられる場合がある。

	優	良	可	弱い
施工契約の種類（タイプ）	定額、期日確定の完成品受渡し方式の施工 EPC（設計及び調達を含む契約）。	定額、期日確定の完成品受渡し方式の施工 EPC。	1 社又は複数施工業者との定額、期日確定の完成品受渡し方式の施工契約。	定額ではない又は一部定額の完成品受渡し方式の契約、かつ／又は、複数の施工業者間でインターフェースの問題がある。
完成保証	金融資産に裏付けられた、高水準の約定損害賠償金、及び／又は財務体質が非常に優れたスポンサーによる強力な完成保証。	金融資産に裏付けられた、相当水準の約定損害賠償金、及び／又は財務体質の良好なスポンサーによる完成保証。	金融資産に裏付けられた、十分な約定損害賠償金、及び／又は財務体質の良好なスポンサーによる完成保証。	不十分な約定損害賠償金、又は金融資産による裏付けがない約定損害賠償金、又は財務体質が弱いスポンサーによる完成保証。
同様のプロジェクトにおける施工業者の過去の実績及び財務体質	強い。	良い。	まずまず。	弱い。
オペレーティング・リスク				
O&M 契約（運営維持管理契約）の範囲と性格	強力かつ長期的な O&M 契約（契約上のパフォーマンス・インセンティブ等を含むことが望ましい。）、及び／又は O&M 準備金勘定。	長期的な O&M 契約、及び／又は O&M 準備金勘定。	限定的な O&M 契約、又は O&M 準備金勘定。	O&M 契約がない。リスク削減策を大幅に超過するオペレーショナル・コストが発生するリスクがある。
事業運営者の能力、実績、財務体質	非常に強い、又はスポンサーの技術支援が約されて（コミットされて）いる。	強い。	容認できる。	限定的／弱い、又は現地当局に依存している現地の事業運営者。

	優	良	可	弱い
オフテイク・リスク				
(a) テイク・オア・ペイ契約又は定額オフ・テイク契約がある場合	オフ・テイカーの信用力が非常に強い、強力な契約解除条項、契約期間が債務返済期日を優に上回る。	オフ・テイカーの信用力が強い、強力な契約解除条項、契約期間が債務返済期日を上回る。	オフ・テイカーの信用力が容認できる、一般的な契約解除条項、契約期間が債務返済期日と概ね一致。	オフ・テイカーの信用力が弱い、不利な契約解除条項、契約期間が債務返済期日を上回らない。
(b) テイク・オア・ペイ契約又は定額オフ・テイク契約がない場合	当該プロジェクトは重要なサービス、又は世界市場で幅広く販売される商品を生産。歴史的な市場成長率より低水準の市場成長率であっても、生産品は見積価格で市場に容易に吸収される。	当該プロジェクトは重要なサービス、又は地域市場で幅広く販売される商品を生産。歴史的な市場成長率であれば、生産品は見積価格で市場に十分吸収される。	当該プロジェクトを通じ生産される商品は限定的な市場で販売され、見積価格よりも低い価格でしか吸収されない場合もある。	当該プロジェクトの生産物は単独又は少数の買い手のみに需要があるか、一般的な市場では売買されていない。
供給リスク				
供給原料の価格／数量、輸送リスク、供給者（サプライヤー）の実績と財務体質	財務体質の優れたサプライヤーとの長期サプライ契約。	財務体質の良好なサプライヤーとの長期サプライ契約。	財務体質の良好なサプライヤーとの長期サプライ契約が存在するものの、一定程度の価格変動リスクが残存する。	短期サプライ契約又は財務体質の弱いサプライヤーとの長期サプライ契約。価格変動リスクが確実に残存する。
リザーブ・リスク（天然資源開発等）	独立した監査、証明及び開発がなされた埋蔵量が、プロジェクトの実施期間にわたる所要量を十分上回る。	独立した監査、証明及び開発がなされた埋蔵量が、プロジェクトの実施期間にわたる所要量を上回る。	証明された埋蔵量で、債務返済期限までプロジェクトへの十分な供給が可能。	当該プロジェクトが、潜在的かつ未開発の埋蔵量に一定程度依存している。
スポンサーの強さ				

	優	良	可	弱い
スポンサーの実績、財務体質、当該国／セクターにおける経験	非常に優れた実績と財務体質を有する優れたスポンサー。	十分な実績と良好な財務体質を有する良いスポンサー。	まずまずの実績と良好な財務体質を有する適切なスポンサー。	実績がない又は疑わしい、かつ／又は財務体質が弱いスポンサー。
スポンサー・サポート（出資、オーナーシップ条項、必要に応じ追加資金を注入するインセンティブ）	強い。当該プロジェクトは、スポンサーにとって戦略的に非常に重要（中核<コア>ビジネス、長期的戦略）。	良好。当該プロジェクトは、スポンサーにとって戦略的に重要（中核<コア>ビジネス、長期的戦略）。	容認できる。当該プロジェクトは、スポンサーにとって戦略的に重要と見なされる（中核<コア>ビジネス）。	限定的。当該プロジェクトは、スポンサーにとって戦略的に重要ではない。
保全パッケージ				
契約及び勘定の譲渡	完全に包括的。	包括的。	容認できる。	弱い。
担保資産（資産の質、評価額及び流動性の考慮）	当該プロジェクトの運営に必要な資産、契約、許認可、勘定の全てに対する第一順位の十分な（又は瑕疵のない）担保権の設定。	当該プロジェクトの運営に必要な資産、契約、許認可、勘定の全てに対する十分な（又は瑕疵のない）担保権の設定。	当該プロジェクトの運営に必要な資産、契約、許認可、勘定の全てに容認できる担保権の設定。	貸手の担保権はほとんどない。担保提供制限条項（ネガティブ・プレッジ）も弱い。
貸手のキャッシュ・フローに対する支配（キャッシュ・スイープ、独立したエスクロー勘定等）	強い。	まずまず。	平均的。	弱い。

	優	良	可	弱い
財務制限条項（強制的繰上返済、支払猶予、段階的支払、配当制限等）の強さ	財務制限条項は同種のプロジェクトに比べ強力。 当該プロジェクトは、負債による追加的な資金調達を一切行わない可能性がある。	財務制限条項は同種のプロジェクトに比べまずまず。 当該プロジェクトは、負債による追加的な資金調達を非常に限定的な範囲で行う可能性がある。	財務制限条項は同種のプロジェクトに比べ平均的。 当該プロジェクトは、負債による追加的な資金調達を限定的な範囲で行う可能性がある。	財務制限条項は同種のプロジェクトに比べ不十分。 当該プロジェクトは、負債による追加的な資金調達を無制限に行う可能性がある。
準備金の状況（債務返済、O&M、設備刷新・増強及び不測の事態等に備えた準備金等）	準備金がカバーする期間が平均よりも長い。準備金の全額が、現金又は高格付けの銀行が発行したL/Cにより裏付けされている。	準備金がカバーする期間が平均的。準備金の全額が、現金等により裏付けされている。	準備金がカバーする期間が平均的。準備金の全額が、現金等により裏付けされている。	準備金がカバーする期間が平均よりも短い。準備金も営業活動によるキャッシュ・フローで賄われている。

別表 2：事業用不動産向け貸付け及びボラティリティの高い事業用不動産貸付けに関する基準

	優	良	可	弱い
財務体質				
市場環境	同種及び立地条件の物件に対する需給は均衡。新規参入の競合物件は、予想された需要と同等かそれを下回る水準。	同種及び立地条件の物件に対する需給は均衡。新規参入の競合物件は、予想された需要と概ね同水準。	市場環境は概ね均衡している。競合物件の参入に加え、他の案件も企画段階にある。当該物件の設計・能力は、新規の物件と比べ、同等のものでない可能性もある。	市場環境は弱い。情勢好転と均衡化の見通しは不透明。リースの期日到来とともにテナントが流出している。更新時のリースの条件は以前と比べて悪化。
財務指標及び前貸し比率	DSCR は高いとみなされる（建設段階は対象外）。LTV も同種の物件に比べ低水準。流通（セカンダリー）市場が存在する場合、取引は市場実勢で引受けられる。	DSCR（不動産開発は対象外）及びLTV は十分な水準。流通市場が存在する場合、取引は市場実勢で引受けられる。	当該物件の DSCR は悪化し、評価額も低下、LTV の上昇につながっている。	当該物件の DSCR は著しく悪化し、LTV も新規貸出（ローン）の引受け水準を大幅に上回っている。
ストレス分析	物件のリソース、偶発的事項、負債構造の面から、厳しいストレス環境（金利上昇や景気後退等）の下でも、期日の債務返済を果し得る。	持続的なストレス環境（金利上昇や景気後退等）の下でも、期日の債務返済を果し得る。深刻な景気後退期でのみ、デフォルトの可能性が生じる。	景気後退期に収益の悪化に苦しみ、設備投資の資金調達が困難になるとともに、デフォルト・リスクが著しく高まる。	当該物件の財務状況が悪化しており、短期的に状況が改善しない限り、デフォルトに陥る可能性が高い。
キャッシュ・フローの予測性				

	優	良	可	弱い
(a) 完工・安定化した物件	信用力の高いテナントとの長期のリース契約で、契約終了の期日も分散している。契約更改に際して継続実績があり、空室率も低い。費用（メンテナンス、保険、セキュリティ、固定資産税等）も予測可能。	大半が長期のリース契約ながら、テナントの信用力にはばらつきがある。契約更改に伴うテナントの回転率は通常の水準。空室率は低く、費用も予測可能。	大半が中期のリース契約で、テナントの信用力にもばらつきがある。契約更改に伴うテナントの回転率は平均的な水準。空室率も平均的な水準。費用は比較的予測可能だが、収益に比べて変動が大きい。	リースの契約期間はまちまちで、テナントの信用力にもばらつきがある。契約更改に伴うテナントの回転率は非常に高い。空室率も高い。新規テナントの誘致には相応な費用を要する。
(b) 完工したが、まだ安定化していない物件	リース状況は予想に一致又は上回っている。近い将来に物件の安定化が見込まれる。	リース状況は予想に一致又は上回っている。近い将来に物件の安定化が見込まれる。	リース状況は概ね予想の範囲内。ただし、物件の安定化にはもう暫く時間がかかる。	リース状況は予想を下回る。占有率は目標水準に達するが、キャッシュフロー・カバレッジは賃貸収入の伸び悩みからタイトになっている。
(c) 建設段階	与信期間に渡り当該物件は完全にプレリースされている、又は投資適格のテナント又は買い手に既に販売されている、若しくは銀行が投資適格の貸し手からテイクアウト・ファイナンスを行う拘束力のあるコミットメントを得ている。	当該物件は完全にプレリースされている、又は信用力のあるテナント又は買い手に既に販売されている、若しくは銀行が信用力のある貸し手から恒久的な与信を行う拘束力のあるコミットメントを得ている。	リース状況は予想の範囲内だが、プレリースはされず、テイクアウト・ファイナンスも実施されない可能性がある。銀行が恒久的な貸し手となる場合もある。	コスト超過、市況悪化、テナント流出等の要因から、物件の収益状況は悪化している。恒久的な与信を行う当事者との争議が発生する可能性もある。
資産の特徴				

	優	良	可	弱い
立地条件	当該物件は、テナントが求めるサービスに対して利便性を有する非常に良好な立地条件にある。	当該物件は、テナントが求めるサービスに対して利便性を有する良好な立地条件にある。	当該物件の立地条件は、競争面であまり有利ではない。	当該物件の立地条件、構造、設計、メンテナンスは、当該物件に問題をもたらしている。
設計・建物の状況	当該物件は、設計、構造、メンテナンスの面で人気があり、新規物件に対する競争力も非常に高い。	当該物件の設計、構造、メンテナンスは適切であり、その構造と能力は新規物件に比べても競争力を有する。	当該物件の設計、構造、メンテナンスは平均的。	当該物件は、設計、構造、メンテナンスに関し、弱い面がある。
建設段階の物件	建設予算が保守的に見積もられており、技術的問題も限定的。施工業者の能力は非常に高い。	建設予算が保守的に見積もられており、技術的問題も限定的。施工業者の能力は非常に高い。	建設予算が適切に見積もられている。施工業者の能力は平均的。	当該プロジェクトは技術的問題があるために、予算超過又は非現実的予算が組まれている。施工業者の能力も低い可能性がある。
スポンサー／開発業者（ディベロッパー）の能力				

	優	良	可	弱い
物件を支援（サポート）する財政的余裕と意志	スポンサー／ディベロッパーは当該物件の建設又は購入に多額の現金を拠出している。スポンサー／ディベロッパーは充実した経営資源を有し、直接的／偶発的債務が限定的。スポンサー／ディベロッパーの物件は地理的にも、種類の点でも多様化している。	スポンサー／ディベロッパーは当該物件の建設又は購入に相当額の現金を拠出している。スポンサー／ディベロッパーの財務状況は、当該物件のキャッシュ・フローに不足が生じても当該物件を支援することができる。スポンサー／ディベロッパーの物件の立地場所は、幾つかの地域に跨っている。	スポンサー／ディベロッパーによる拠出分は、重要でないか、現金以外の出資によるかもしれない。スポンサー／ディベロッパーの財務体質は、平均ないし平均を下回る。	スポンサー／ディベロッパーは当該物件を支援するだけの財政的余裕がない、又はその意志がない。
同様の物件における評判と実績	経験豊富な経営陣であり、スポンサーの資質が高い。同様の物件における高い評価と長年にわたる成功実績がある。	経営陣及びスポンサーの資質は適切な水準。経営陣及びスポンサーは、同様の物件において成功実績がある。	経営陣及びスポンサーの資質は平均的。経営陣及びスポンサーの過去の実績は、深刻な懸念をもたらすものではない。	経営陣及びスポンサーの資質は平均を下回る。経営陣及びスポンサーの資質に問題があることから、過去に物件の管理運営面で問題が生じたことがある。
関連する不動産業者との関係	リース契約代理業者等主たる役割を担う者との取引関係が強い。	リース契約代理業者等主たる役割を担う者と取引関係の実績がある。	リース契約代理業者及びその他重要な不動産関連サービスを提供する業者との取引関係が平均的。	リース契約代理業者、及び／又はその他重要な不動産関連サービスを提供する業者との取引関係が弱い。
保全パッケージ				
担保権の性格	対抗要件を具備した第一順位の担保権（注）。	対抗要件を具備した第一順位の担保権（注）。	対抗要件を具備した第一順位の担保権（注）。	債権者の担保権行使能力に制限がある。

	優	良	可	弱い
賃料収入の譲渡（長期契約のテナントに対してリースされた物件の場合）	債権者は譲渡を受けている。債権者は、現在のテナントに関する情報（賃貸料台帳や当該プロジェクトのリース契約書のコピー等）を管理しており、直接賃料を送金するようテナントに通知することが容易になっている。	債権者は譲渡を受けている。債権者は、現在のテナントに関する情報（賃貸料台帳や当該プロジェクトのリース契約書のコピー等）を管理しており、直接賃料を送金するようテナントに通知することが容易になっている。	債権者は譲渡を受けている。債権者は、現在のテナントに関する情報（賃貸料台帳や当該プロジェクトのリース契約書のコピー等）を管理しており、直接賃料を送金するようテナントに通知することが容易になっている。	債権者は譲渡を受けていない。又は、債権者は、当該物件のテナントに対する通知を容易にする上で必要なテナントに関する情報を管理していない。
保険によるカバーの質	適切。	適切。	適切。	標準以下。

（注）一部市場では、債権者が第二順位以下の担保権を含むローン構造（ローン・ストラクチャー）を広範に用いる場合もある。こうした場合においては、全ての優先債権ポジションも含めた全体のLTVが、標準的な第一優先順位を有するローンを対象にしたLTVを上回らない限りにおいて、第二順位以下の担保権は「対抗要件を具備した第一順位の担保権」と同水準のリスクを指し示すものと解することができる。

別表 3：オブジェクト・ファイナンスに関する基準

	優	良	可	弱い
財務体質				
市場環境	需要は強くかつ成長している。強力な参入障壁がある。技術及び経済情勢の変化への感応度が低い。	需要は強くかつ安定している。参入障壁が存在する。技術及び経済情勢の変化への感応度が存在する。	需要は十分かつ安定している。限定的な参入障壁がある。技術及び経済情勢の変化への感応度はかなり高い。	需要は弱く、減少している。技術及び経済情勢の変化によって影響を受けやすい。事業環境は非常に不透明。
財務指標（DSCR 及び LTV）	同種の資産に比べ、財務指標が良好。非常に保守的な経済的前提を置いている。	同種の資産に比べ、財務指標が良好又は十分な水準。当該プロジェクトに関し、保守的な経済的前提を置いている。	同種の資産に比べ、財務指標は平均的。	同種の資産に比べ、財務指標は悪い。
ストレス分析	景気循環を通じて、深刻な経済情勢にも持ち堪えるだけの安定した長期的収入がある。	十分な水準の、短期的収入がある。財務状況がいくらか悪化した場合でも、ローンの期日返済には問題は生じない。深刻な景気後退期にのみ、デフォルトが発生し得る。	短期的収入が不安定。キャッシュ・フローは、通常の景気循環におけるストレスから影響を受け易い。一般的な景気後退によってデフォルトに陥る可能性がある。	収入の見通しは非常に不透明。状況が改善しない限り、通常の経済情勢においても、デフォルトに陥る可能性がある。

	優	良	可	弱い
市場の流動性	全世界規模の市場構造。当該資産は高い流動性を有している。	市場は、全世界又は地域規模。当該資産は比較的流動性を有している。	短期的には見通しの限定された地域規模の市場。当該資産の低い流動性を示唆している。	市場は、一部の地域に限定され、かつ／又は見通しも不透明。当該資産の流動性は、低いか、又はない状態（特にすき間市場<ニッチ・マーケット>の場合）。
政治・法律面の環境				
政治リスク（トランスファー・リスク等）	政治リスクは非常に小さく、必要に応じて強力なリスク削減策が見込める。	政治リスクは小さく、必要に応じて十分なリスク削減策が見込める。	政治リスク及びリスク削減策は標準的。	政治リスクが高い。リスク削減策がない、又は弱い。
法務／規制面のリスク	担保権の実行及び契約の執行が可能。	担保権の実行及び契約の執行が可能。	担保権の実行に長期間を要し、及び／又は困難であっても、担保権の実行及び契約の執行に対して概ね可能。	貧弱で不安定な法的環境及び規制環境。当該法域では、担保権の実行及び契約の執行は、長時間を要するか、又は不可能となる可能性がある。
取引の特徴				
資産の耐用年数に対比した与信条件	フル・ペイアウト方式又はバルーン方式の返済は最小限。返済猶予期間はなし。	バルーン方式での返済がより多いが許容範囲。	支払猶予期間を伴う可能性のある、高水準のバルーン方式での返済。	細分化された分割、又は非常に高水準のバルーン方式での返済。
オペレーティング・リスク				

	優	良	可	弱い
認可／免許	全ての認可を取得済み。当該資産は現行及び予見可能な安全性基準を満たしている。	全ての認可を取得済み、又は申請中。当該資産は現行及び予見可能な安全性基準を満たしている。	大半の認可を取得済み又は申請中。申請中の許認可も慣例的なものとみなされる。当該資産は現行の安全性基準を満たしている。	全ての許認可を取得する上で問題が生じている。計画した構造の一部、及び／又は計画された事業運営に修正が必要となる可能性がある。
O&M 契約の範囲と性格	強力かつ長期的な O&M 契約（契約上のパフォーマンス・インセンティブ等を含むことが望ましい）、及び／又は O&M 準備金勘定（必要がある場合）。	長期的な O&M 契約、及び／又は O&M 準備金勘定（必要がある場合）。	限定的な O&M 契約、又は O&M 準備金勘定（必要がある場合）。	O&M 契約がない。高水準のオペレーショナル・コストが削減策を超過するリスクがある。
事業運営者の財務体質、当該資産の運営実績、オフリースされた時のリマーケティング能力	豊富な実績を有する。リマーケティング能力も高い。	十分な実績とリマーケティング能力を有する。	過去の実績に乏しい。リマーケティング能力は不確実。	過去の実績がない、又は不明。リマーケティング能力がない。
資産の特徴				
同一市場におけるその他資産と比較した、構造／規模／設計／メンテナンス（飛行機の機齢、規模等）	設計及びメンテナンス面で非常に有利。当該有形資産の構造は標準的で、市場流動性も高い。	設計及びメンテナンス面では平均を上回る。当該有形資産の構造は概ね標準的で、市場流動性も高い。	設計及びメンテナンス面は平均的。当該有形資産の構造はやや特殊で、市場流動性に制約がある。	設計及びメンテナンス面は平均を下回る。当該有形資産は経済的耐用年数の末期に近い。当該有形資産の構造は非常に特殊で、市場流動性は非常に低い。
再販価値	現在の再売却価値は、債務の価値を十分に上回っている。	再売却価値は、債務の価値を適度に上回っている。	再売却価値は、債務の価値をやや上回っている。	再売却価値は、債務の価値を下回っている。

	優	良	可	弱い
景気変動に対する、資産価値及び流動性の感応度	資産価値及び流動性の景気変動に対する感応度は比較的低い。	資産価値及び流動性の景気変動に対する感応度は認められる。	資産価値及び流動性の景気変動に対する感応度はやや高い。	資産価値及び流動性の景気変動に対する感応度は非常に高い。
スポンサーの強さ				
事業運営者の財務体質、当該資産の運営実績、オフリースされた時のマーケティング能力	豊富な実績を有する。マーケティング能力も高い。	十分な実績とマーケティング能力を有する。	過去の実績に乏しい。マーケティング能力は不確実。	過去の実績がない、又は不明。マーケティング能力がない。
スポンサーの実績、財務体質	非常に豊富な過去の実績を有する。財務体質も非常に強い。	豊富な過去の実績を有する。財務体質も強い。	十分な過去の実績を有する。財務体質も良好。	実績がない又は疑わしい、かつ／又は財務体質が弱い。
保全パッケージ				
資産に対する支配権	法的文書により、当該資産又は当該資産を保有する企業に対する債権者の実質的支配（対抗要件を具備した第一順位の担保権又はそうした担保権を盛り込んだリース構造）が規定されている。	法的文書により、当該資産又は当該資産を保有する企業に対する債権者の実質的支配（対抗要件を具備した担保権又はそうした担保権を盛り込んだリース構造）が規定されている。	法的文書により、当該資産又は当該資産を保有する企業に対する債権者の実質的支配（対抗要件を具備した担保権又はそうした担保権を盛り込んだリース構造）が規定されている。	契約書では、債権者の保護／担保に関する規定がほとんどなく、資産に対する支配を失うリスクが存在する。
債権者が自由に資産の所在場所と状況を監視（モニタリング）できる権利と方法	債権者は当該資産の所在及び状況を、随時、どこでも、監視（定期的な報告、実地検査等）することが可能。	債権者は当該資産の所在及び状況をほぼ随時、どこでも、監視することが可能。	債権者は当該資産の所在及び状況をほぼ随時、どこでも、監視することが可能。	債権者は限定的にしか、当該資産の所在及び状況を監視することができない。

	優	良	可	弱い
損害に対する保険	上位の優良保険会社による、強力な保険（担保に対する損害を含む）でカバーされている。	優良保険会社による、十分な保険（担保に対する損害を含まない）でカバーされている。	許容水準の保険会社による、平均的な保険（担保に対する損害を含まない）でカバーされている。	保険によるカバー（担保に対する損害を含まない）が不十分、又は下位の保険会社によって付保されている

別表4：コモディティ・ファイナンスに関する基準

	優	良	可	弱い
財務体質				
取引の超過担保の程度	強い。	良い。	まずまず。	弱い。
政治・法律面の環境				
カントリー・リスク	カントリー・リスクなし。	カントリー・リスクは限定的（特に、新興諸国の場合には、オフショア勘定で引当金を計上している等）。	カントリー・リスクがある（特に、新興諸国の場合には、オフショア勘定で引当金を計上している等）。	カントリー・リスクが大きい（特に、新興諸国の場合には、その国内勘定で引当金を計上している等）。
カントリー・リスク削減措置	非常に強力な削減措置： 強力なオフショア制度 戦略的なコモディティ 第一級の買い手	強力な削減措置： オフショア制度 戦略的なコモディティ 強力な買い手	容認可能な削減措置： オフショア制度 あまり戦略的ではないコモディティ 容認可能な買い手	部分的な削減措置にとどまる： オフショア制度がない 非戦略的なコモディティ 弱小な買い手
資産の特徴				
流動性と損害に対する感応度	上場されたコモディティであり、先物又は店頭（OTC）金融商品でヘッジ可能。コモディティは損害を受けにくい。	上場されたコモディティであり、OTC 金融商品でヘッジ可能。コモディティは損害を受けにくい。	非上場のコモディティだが、流動性は高い。ヘッジの可能性は不透明。損害を受けにくい。	非上場のコモディティで、市場の規模や深度の点で流動性も低い。適切なヘッジ手段はなく、損害を受け易い。
スポンサーの強さ				

	優	良	可	弱い
トレーダーの財務体質	取引方針やリスクに比べ、非常に強い。	強い。	適切。	弱い。
後方支援（ロジスティック）プロセスの管理能力を含む実績	同種の取引において広範な実績を有する。営業実績及びコスト効率も優れている。	同種の取引において十分な実績を有する。営業実績及びコスト効率も平均を上回る。	同種の取引における実績が限定的。営業実績及びコスト効率は平均的。	全般的な実績が乏しい、又は不透明。コスト及び収益も不安定。
取引の管理方針とヘッジ方針	取引相手の選別基準、ヘッジ基準、モニタリング基準が厳格。	取引相手の選別基準、ヘッジ基準、モニタリング方針が適切。	過去の取引で問題が発生していない、又は、些少な問題で済んでいる。	過去の取引で、多大な損失を被ったことがある。
財務情報開示の質	非常に良い。	良い。	十分。	開示情報に不明な点がある、又は不十分。
保全パッケージ				
資産に対する支配権	対抗要件を具備した第一順位の担保権により、債権者は必要に応じ随時、担保物件に対する法的な支配権を行使できる。	対抗要件を具備した第一順位の担保権により、債権者は必要に応じ随時、担保物件に対する法的な支配権を行使できる。	プロセスのいずれかの段階で、担保物件に対する債権者の法的な支配権に制約が生じる。そうした制約は、場合によっては、取引プロセスのノウハウ又は第三者の引受けによって軽減される。	契約の不備により、債権者が担保物件に対する法的な支配権を失うリスクがある。債権回収に問題が生じる可能性がある。
損害に対する保険	上位の優良保険会社による、強力な保険（担保の損害を含む）でカバーされている。	優良保険会社による、十分な保険（担保の損害を含まない）でカバーされている。	許容水準の保険会社による、平均的な保険（担保の損害を含まない）でカバーされている。	保険によるカバー（担保に対する損害を含まない）が不十分、又は下位の保険会社によって付保されている。

【第7章（内部格付手法）－第3節（信用リスク・アセットの額の算出）関係】

<土地信託の取扱い>

【関連条項】第153条第1項等

第153条-Q1 土地信託において建物の建設等開発に要する資金を受託者が借り入れにより調達を行なう場合、受託者である信託銀行が負担する債務にかかる信用リスク・アセットの額の算出はどのように行えばいいですか。(令和5年12月27日修正)

(A)

土地信託において、建物の建設等開発に要する資金を受託者が借り入れにより調達を行なう場合、この借り入れ行為は信託事務処理の一つであると考えられます。信託財産に関する事務処理費用は、本来信託財産中より支弁すべきものであるところ、受託者は、第三者である債権者に対して、信託財産以外に受託者個人としても債務を負担することになります。受託者が信託財産中の借入債務を弁済するに当たり、受託者の固有財産から支弁したときは、信託財産に対して補償請求します(信託法第36条第1項)。また、受益者に対しても補償請求することができます(信託法第36条第2項)。このような状況においては、受託者は、第三者である債権者からの借入債務について、信託財産から支弁できない場合又は受益者から補償を受けられない場合に、損失を被るリスクがあると考えられます。

こうした状況を踏まえると、土地信託にかかる信用リスク・アセットの額の算出方法については、下記の二つの考え方(①及び②)が適当であると考えられます。

① 土地信託の事業にかかるリスクとみる考え方

信託銀行が負担する債務にかかる信用リスク・アセットの額は、借入債務が一次的には信託財産に帰属し、土地信託の事業にかかるリスクに他ならないことを踏まえれば、信託財産に対するエクスポージャーとみなして算出する方法、すなわち、借入債務の額をEADとし、当該信託財産に関するPD及びLGD、並びに、事業法人等向けエクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算式(第153条第1項)又はその他リテール向けエクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算式(第161条第1項)を用いる方法が考えられます。なお、信託財産に関するPD及びLGDの推計を行うにあたり、最低要件を満たすことができない場合は、事業用不動産向け貸付け(第1条第46号及び同条第49号)に該当する限りにおいて、スロッシング・クライテリア(第153条第3項及び同条第5項)を利用することができると考えられます。

② 受益者に対するリスクとみる考え方

受益者に対しても補償請求することが可能であることを前提として、受益者に対するエクスポージャーとみなして信用リスク管理を行うことも考えられます。このような前提

に立つ場合、受益者に対するエクスポージャーとみなして、借入金債務の額を EAD とし、当該受益者に対する PD、LGD 及び事業法人向けエクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算式(第 153 条第 1 項)又はその他リテール向けエクスポージャー事業法人向けエクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算式(第 161 条第 1 項)を用いる方法が考えられます。この方法による場合、所謂信託財産の担保的機能に鑑み、信用リスク削減効果を勘案することができると考えられます(例えば、基礎的内部格付手法を採用する金融機関であって、受益者が事業法人である場合については第 156 条第 54 項の規定を参照。)

もっとも、受益者に対するエクスポージャーとみなす方法は、当該受益者に対する補償請求が可能であることを前提として所要自己資本の算出を行うものであるところ、信託法上受益権の放棄の可否を巡る議論があることには留意が必要です。ただし、信用リスク管理の適切性を図る観点から、土地信託に関する損失の実態に照らして、このような前提を置くことが合理的である限りは、受益者に対するエクスポージャーとみなす方法を一律に否定すべきものではないと考えられます。

以上の通り、土地信託にかかる信用リスク・アセットの額の算出については二つの方式が想定されますが、案件特性等により主として信託財産の信用リスクと捕らえた方が適切なリスク管理が可能となるケースも、主として受益者の信用リスクと捕らえた方が適切なリスク管理が可能となるケースも存在すると考えています。従って、各金融機関においては、適切なリスク管理の観点から相応しい方式について検討を行い、複数の手法を採用する場合にあっては、両手法間で恣意的な運用が可能でない程度に十分な規定化を行った上で、当該規定を適切に運営して頂く必要があります。

<基礎的内部格付手法採用行が TLAC を保有している場合の取扱い>

【関連条項】第 156 条第 1 項～第 4 項、第 170 条第 2 項・第 3 項

第 156 条-Q1 基礎的内部格付手法採用行が保有しているその他外部 TLAC 関連調達手段は「劣後債権」として LGD75%を適用する必要がありますか。(平成 31 年 3 月 15 日追加、令和 5 年 12 月 27 日修正)

(A)

「劣後債権」か否かは、一義的には保有している商品の形式に従って判断すべきと考えられます。したがって、基礎的内部格付手法採用行においては、その他外部 TLAC 関連調達手段を保有する場合の LGD は以下の通りとなります。

- ①発行体が構造劣後を採用している場合の TLAC 適格シニア債及びその同順位債
LGD45%
- ②発行体が契約劣後又は法定劣後を採用している場合の TLAC 債及びその同順位債
劣後債権か否かは契約条項及び当該国の法令に照らして各金融機関にて判断
- ③特例外部 TLAC 調達手段

LGD45%

国内基準行が TLAC 債等を保有した場合の取扱い (2019/3/31 現在)

★ : 2019/3/31 から 10 年間の経過措置
 ◆ : 当該発行体への国内 TLAC 規制適用時から 5 年間の経過措置

発行体	商品	合算後保有額	2019/3/31~2021/3/30	2021/3/31~
三菱 UFJFG みずほ FG 三井住友 FG	TLAC 債	基準額以下	★2019/3/31 において保有し、保有を継続しているものは、 2029/3/30 まで金融機関向けエクスポージャーとして扱うことが可能	SA : RW 150%、IRB : 金融機関等向けエクスポージャーとしての RW
		基準額超		RW 150%
	同順位債 (TLAC 非適格)	基準額以下	◆2019/3/31 において保有し、保有を継続しているものは、 2024/3/30 まで金融機関向けエクスポージャーとして扱うことが可能	SA : RW 150%、IRB : 金融機関等向けエクスポージャーとしての RW
		基準額超		RW 150%
野村 HD	TLAC 債	基準額以下	金融機関向け エクスポージャー としての RW	SA : RW 150%、IRB : 金融機関等向けエクスポージャーとしての RW
		基準額超		★2019/3/31 において保有し、保有を継続しているものは、 2029/3/30 まで金融機関向けエクスポージャーとして扱うことが可能
	同順位債 (TLAC 非適格)	基準額以下		SA : RW 150%、IRB : 金融機関等向けエクスポージャーとしての RW
		基準額超		◆2021/3/31 において保有し、保有を継続しているものは、 2026/3/30 まで金融機関向けエクスポージャーとして扱うことが可能
海外 G-SIBs の破綻処理対 象法人	TLAC 債	基準額以下	★2019/3/31 において保有し、保有を継続しているものは、 2029/3/30 まで金融機関向けエクスポージャーとして扱うことが可能	SA : RW 150%、IRB : 金融機関等向けエクスポージャーとしての RW
		基準額超		RW 150%
	同順位債 (TLAC 非適格)	基準額以下	SA : RW 150%、IRB : 金融機関等向けエクスポージャーとしての RW	SA : RW 150%、IRB : 金融機関等向けエクスポージャーとしての RW
		基準額超		RW 150%

※ 表中、「TLAC 債」とあるのは、本邦金融機関が発行体である場合は第 1 条第 85 号に定める「その他外部 TLAC 調達手段」を、海外金融機関が発行体である場合は同条第 86 号に掲げる「規制金融機関に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準と類似の基準において、その他外部 TLAC 調達手段に相当すると認められているもの」及び同条第 88 号に定める「特例外部 TLAC 調達手段」(第 76 条の 4 の 2 第 1 項及び第 178 条の 4 の 2 第 1 項に定める範囲に限る。)を指す。いずれも、当該法域における TLAC 規制の適用を受けている前提。また、償還期限の定めがある「TLAC 債」について償還期限までの期間が 1 年に満たなくなったものは、同順位債ではなく TLAC 債としての経過措置が適用される。

※ 表中、「基準額」とあるのは、第 76 条の 4 の 2 第 2 項に定める「その他外部 TLAC 関連調達手段に係る五パーセント基準額」を指す。

※ 表中、「金融機関向けエクスポージャーとして扱うことが可能としての RW」とあるのは、標準的手法採用行であれば旧告示第 63 条又は第 64 条に基づくリスク・ウェイトを適用すること、内部格付手法採用行であれば第 7 章に基づく金融機関等向けエクスポージャーとしてのリスク・ウェイトを適用することを指す。

※ 表中、「RW 150%」とあるのは、標準的手法採用行・内部格付手法採用行の別を問わず適用される。

※ いずれも議決権 10%を超えて保有していない金融機関が発行している前提。また、TLAC 除外債務及びこれに相当する債務並びに破綻処理対象法人ではない子会社が発行する商品は保有規制の対象外となる。

※ 2017 年 12 月にバーゼル銀行監督委員会より公表されたバーゼル III 最終化における信用リスクの標準的手法及び内部格付手法の見直しの国内実施時期、並びにそれらが国内実施された後の TLAC 債等の取扱い方針については未定であることに留意する。

国際統一基準行（TLAC 規制対象銀行を除く）が TLAC 債等を保有した場合の取扱い（2019/3/31 現在）

◆：当該発行体への国内 TLAC 規制適用時から 5 年間の経過措置

発行体	商品	規制資本等との 合算後保有額	2019/3/31～2021/3/30	2021/3/31～
三菱 UFJFG みずほ FG 三井住友 FG	TLAC 債	基準額以下 ----- 基準額超	SA：RW 150%、IRB：金融機関等向けエクスポージャーとしての RW	金融機関向けエクスポージャーとしての RW ----- TLAC に対応する部分の額を Tier2 資本の額から控除
	同順位債 (TLAC 非適格)	基準額以下 ----- 基準額超	SA：RW 150%、IRB：金融機関等向けエクスポージャーとしての RW	金融機関向けエクスポージャーとしての RW ----- ◆2019/3/31 において保有し、保有を継続しているものは、 2024/3/30 まで金融機関向けエクスポージャーとして扱うことが可能 ----- TLAC に対応する部分の額を Tier2 資本の額から控除
野村 HD	TLAC 債	基準額以下 ----- 基準額超	金融機関向け エクスポージャー としての RW	SA：RW 150%、IRB：金融機関等向けエクスポージャーとしての RW
	同順位債 (TLAC 非適格)	基準額以下 ----- 基準額超		金融機関向けエク スポージャーとしての RW ----- ◆2021/3/31 において保有し、保有を継続しているものは、 2026/3/30 まで金融機関向けエクスポージャーとして扱うことが可能 ----- TLAC に対応する部分の額を Tier2 資本の額から控除
海外 G-SIBs の破綻処理対 象法人	TLAC 債	基準額以下 ----- 基準額超	SA：RW 150%、IRB：金融機関等向けエクスポージャーとしての RW	金融機関向けエクスポージャーとしての RW ----- TLAC に対応する部分の額を Tier2 資本の額から控除
	同順位債 (TLAC 非適格)	基準額以下 ----- 基準額超	SA：RW 150%、IRB：金融機関等向けエクスポージャーとしての RW	金融機関向けエクスポージャーとしての RW ----- TLAC に対応する部分の額を Tier2 資本の額から控除

※ 表中、「TLAC 債」とあるのは、本邦金融機関が発行体である場合は第 1 条第 85 号に定める「その他外部 TLAC 調達手段」を、海外金融機関が発行体である場合は同条第 86 号に掲げる「規制金融機関に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準と類似の基準において、その他外部 TLAC 調達手段に相当すると認められているもの」及び同条第 88 号に定める「特例外部 TLAC 調達手段」（第 7 条第 2 項第 5 号等に定める範囲に限る。）を指す。いずれも、当該法域における TLAC 規制の適用を受けている前提。

※ 表中、「規制資本等との合算後保有額」とあるのは、第 8 条第 7 項第 1 号等に定める「少数出資に係る対象資本等調達手段合計額」を指す。

※ 表中、「基準額」とあるのは、第 8 条第 7 項第 1 号等に定める「少数出資に係る十パーセント基準額」を指す。

※ 表中、「金融機関向けエクスポージャーとして扱うことが可能としての RW」とあるのは、標準的手法採用行であれば旧告示第 63 条又は第 64 条に基づくリスク・ウェイトを適用すること、内部格付手法採用行であれば第 7 章に基づく金融機関等向けエクスポージャーとしてのリスク・ウェイトを適用することを指す。

※ いずれも議決権 10%を超えて保有していない金融機関が発行している前提。また、TLAC 除外債務及びこれに相当する債務並びに破綻処理対象法人ではない子会社が発行する商品は保有規制の対象外となる。

※ 2017 年 12 月にバーゼル銀行監督委員会より公表されたバーゼル III 最終化における信用リスクの標準的手法及び内部格付手法の見直しの国内実施時期、並びにそれらが国内実施された後の TLAC 債等の取扱い方針については未定であることに留意する。

別紙3 その他外部 TLAC 関連調達手段を保有している場合の計算例

ケース1 (国際統一基準行、直接保有)

<前提条件>

- ・保有者は標準的手法採用行の国際統一基準行 (TLAC 規制対象銀行ではない)
- ・少数出資に係る五パーセント基準額 (「5%基準額」) : 180…(a)
- ・少数出資に係る十パーセント基準額 (「10%基準額」) : 360…(b)
- ・保有商品は以下の通り。
 - ①普通株式に相当するもの : 20…(c)
 - ②その他 Tier1 資本調達手段に相当するもの : 60…(d)
 - ③Tier2 資本調達手段に相当するもの : 150…(e)
 - ④その他外部 TLAC 関連調達手段 : 下表の通り

発行体	銘柄	告示上該当するもの	RW	保有量
国内金融機関 α	A	その他外部 TLAC 調達手段 (1条 85 号)		100…(f)
	B	その他外部 TLAC 調達手段と法的又は経済的に同順位であるもの (1条 86 号)		50…(g) ※全て経過措置対象
海外金融機関 β	C	特例外部 TLAC 調達手段 (1条 88 号)	20% 20% 20%	100…(h) ※発行体が開示している外部 TLAC への算入可能割合 : 30%…(ratioh)
	D	その他外部 TLAC 調達手段に相当すると認められているもの (1条 86 号)	20% 50% 100%	170…(i)
海外金融機関 γ	E	同上	100% 150%	60…(j)
海外金融機関 δ	F	同上		30…(k)
	G	その他外部 TLAC 調達手段に相当すると認められているものと法的又は経済的に同順位であるもの (1条 86 号)		10…(l)

* $\alpha \sim \delta$ の発行体はいずれも少数出資金融機関等に該当。

* RW はいずれも告示第 63 条又は第 64 条に基づき判定されたリスク・ウェイト。

* 国内金融機関 α ・海外金融機関 β の旧告示のリスク・ウェイトは 20%とする。

<計算例>

(ア) 規制対象となるその他外部 TLAC 関連調達手段の合計額が 5% 基準額を超えているか

- ・規制対象となるその他外部 TLAC 関連調達手段の合計額 $((f) + (h) \times (\text{ratio}h) + (i) + (j) + (k) + (l))$

$$100 + 100 \times 30\% + 170 + 60 + 30 + 10 = 400 \quad \dots (m)$$

- ・5% 基準額 ((a))

$$180$$

⇒その他外部 TLAC 関連調達手段の合計額 > 5% 基準額

《その他外部 TLAC 関連調達手段の合計額が 5% 基準額を超えている場合は (イ) に進みます。超えていない場合、その他外部 TLAC 関連調達手段についてはそのまま RWA 計算を行い、対象資本調達手段については別途資本控除の有無を計算することになります。》

(イ) その他外部 TLAC 関連調達手段の合計額が 5% 基準額を超過する額（「基準超過その他外部 TLAC 関連調達手段の額」と、保有する対象資本調達手段の額を合計して得られた額（「少数出資に係る対象資本等調達手段合計額」）が 10% 基準額を超えているか

- ・基準超過その他外部 TLAC 関連調達手段の額 $((m) - (a))$

$$400 - 180 = 220 \quad \dots (n)$$

- ・保有する対象資本調達手段の額 $((c) + (d) + (e))$

$$20 + 60 + 150 = 230 \quad \dots (o)$$

- ・少数出資に係る対象資本等調達手段合計額 $((n) + (o))$

$$220 + 230 = 450 \quad \dots (p)$$

- ・10% 基準額 ((b))

$$360$$

⇒少数出資に係る対象資本等調達手段合計額 > 10% 基準額

《少数出資に係る対象資本等調達手段合計額が 10% 基準額を超えている場合は (ウ) に進みます。超えていない場合、その他外部 TLAC 関連調達手段及び対象資本調達手段についてはそのまま RWA 計算を行うこととなります。》

(ウ) コレスポンディング・ルールに従い、資本控除すべき額

- ・少数出資に係る対象資本等調達手段合計額から 10% 基準額を控除した額 $((p) - (b))$

$$450 - 360 = 90 \quad \dots (q)$$

- ・普通株式等 Tier1 資本からの控除額 $((q) \times (c) \div (p))$

$$90 \times 20 \div 450 = \underline{4}$$

- ・その他 Tier1 資本からの控除額 $((q) \times (d) \div (p))$

$$90 \times 60 \div 450 = \underline{12}$$

- ・Tier2 資本からの控除額

- ・うち、保有する Tier2 資本に対応する額 $((q) \times (e) \div (p))$

$$90 \times 150 \div 450 = 30$$

- ・うち、基準超過その他外部 TLAC 関連調達手段に対応する額 $((q) \times (n) \div (p))$

$$90 \times 220 \div 450 = 44 \quad \dots (r)$$

$$\Rightarrow \text{Tier2 資本の控除額} = 30 + 44 = \underline{74}$$

(エ) 適用される RW に応じたその他外部 TLAC 関連調達手段の額

- ・150%の RW が適用される部分：規制対象となるその他外部 TLAC 関連調達手段の合計額から Tier2 資本控除相当額を控除した額 $((m) - (r))$

$$400 - 44 = \underline{356} \quad \dots (s)$$

- ・20%の RW が適用される部分

~~$$\cdot \text{うち、規制対象の分 } ((s) \times ((f) + (h) \times (\text{ratio}h) + (i)) \div (m))$$~~

~~$$356 \times (100 + 100 \times 30\% + 170) \div 400 = 267$$~~

- ・うち、規制対象外の分 $((g) + (h) \times (1 - (\text{ratio}h)))$

$$50 + 100 \times (1 - 30\%) = \underline{120}$$

$$\Rightarrow 267 + 120 = \underline{387}$$

- ・50%の RW が適用される部分 $((s) \times (j) \div (m))$

$$356 \times 60 \div 400 = \underline{53.4}$$

- ・100%の RW が適用される部分 $((s) \times ((k) + (l)) \div (m))$

$$356 \times (30 + 10) \div 400 = \underline{35.6}$$

ケース 2 - 1 (国内基準行、直接保有)

<前提条件>

- ・保有者は標準的手法採用行の国内基準行
- ・その他外部 TLAC 関連調達手段に係る五パーセント基準額（「5%基準額」）：180…(a)
- ・保有するその他外部 TLAC 関連調達手段：下表の通り

発行体	銘柄	告示上該当するもの	RW	保有量
国内金融機関 α	A	その他外部 TLAC 調達手段 (1条 85号)	20%	経過措置対象：100…(b) 経過措置対象外：200…(c)
	B	その他外部 TLAC 調達手段と法的又は経済的に同順位であるもの (1条 86号)	20% 20% 20%	経過措置対象：50…(d)
海外金融機関 β	C	特例外部 TLAC 調達手段 (1条 88号)	20% 50% 100% 100%	経過措置対象：40…(e) 経過措置対象外：100…(f) ※発行体が開示している外部 TLAC への算入可能割合：30%…(ratiof)
	D	その他外部 TLAC 調達手段に相当すると認められているも	150%	経過措置対象：100…(g) 経過措置対象外：170…(h)

		の (1 条 86 号)	
海外金融機関 γ	E	同上	60… (i)
海外金融機関 δ	F	同上	30… (j)
	G	その他外部 TLAC 調達手段に相当すると認められているものと法的又は経済的に同順位であるもの (1 条 86 号)	10… (k)

* $\alpha \sim \delta$ の発行体はいずれも少数出資金融機関等に該当。

* RW はいずれも告示第 63 条又は第 64 条に基づき判定されたリスク・ウェイト。

* 銘柄 E・F・G は全て経過措置対象外。

* 国内金融機関 α ・海外金融機関 β の旧告示のリスク・ウェイトは 20% とする。

< 計算例 >

(ア) 閾値超過分として RW150% が適用される額

- ・規制対象となるその他外部 TLAC 関連調達手段の合計額 $((c) + (f) \times (\text{ratio}f) + (h) + (i) + (j) + (k))$

$$200 + 100 \times 30\% + 170 + 60 + 30 + 10 = \underline{500} \quad \dots (1)$$

・~~150% の RW が適用される部分 $((1) - (a))$~~

$$500 - 180 = \underline{320} \quad \dots (m)$$

(イ) (ア) の他、適用される RW に応じたその他外部 TLAC 関連調達手段の額

- ・20% の RW が適用される部分

・~~うち、規制対象の分 $((a) \times ((c) + (f) \times (\text{ratio}f) + (h)) \div (1))$~~

$$180 \times (200 + 100 \times 30\% + 170) \div 500 = 144$$

- ・うち、規制対象外の分 $((b) + (d) + (e) + (f) \times (1 - (\text{ratio}f)) + (g))$

$$100 + 50 + 40 + 100 \times (1 - 30\%) + 100 = \underline{360}$$

$$\Rightarrow 144 + 360 = \underline{504}$$

・~~50% の RW が適用される部分 $((a) \times (i) \div (1))$~~

$$180 \times 60 \div 500 = \underline{21.6}$$

・~~100% の RW が適用される部分 $((a) \times ((j) + (k)) \div (1))$~~

$$180 \times (30 + 10) \div 500 = \underline{14.4}$$

ケース 2 - 2 (国内基準行、直接保有)

< 前提条件 >

- ・ケース 2 - 1 の後、銘柄 A を 100 売却した。

<計算例>

経過措置対象分は、いわゆる5%閾値の計算の埒外となるため、同一銘柄について(1)2019/3/31前までに保有している分と(2)2019/3/31以降の保有開始分がある場合に当該銘柄の一部を売却した場合、(2)から先に控除することとなります。

したがって、保有するその他外部TLAC関連調達手段は下表の通りとなります。

発行体	銘柄	告示上該当するもの	RW	保有量
国内金融機関α	A	その他外部TLAC調達手段(1条85号)	20%	経過措置対象：100…(b) 経過措置対象外：100…(c')
(銘柄B以下はケース2-1と同じ)				

<計算例>

(ア) ~~閾値超過分としてRW150%が適用される額~~

- 規制対象となるその他外部TLAC関連調達手段の合計額 $((c') + (f) \times (\text{ratio}f) + (h) + (i) + (j) + (k))$

$$100 + 100 \times 30\% + 170 + 60 + 30 + 10 = \underline{400} \quad \dots (1')$$

- ~~150%のRWが適用される部分 $((1') - (a))$~~

$$400 - 180 = \underline{220}$$

(イ) (ア) の他、適用されるRWに応じたその他外部TLAC関連調達手段の額

- 20%のRWが適用される部分

- ~~うち、規制対象の分 $((a) \times ((c') + (f) \times (\text{ratio}f) + (h)) \div (1'))$~~

$$180 \times (100 + 100 \times 30\% + 170) \div 400 = 135$$

- うち、規制対象外の分 $((b) + (d) + (e) + (f) \times (1 - (\text{ratio}f)) + (g))$

$$100 + 50 + 40 + 100 \times (1 - 30\%) + 100 = \underline{360}$$

$$\Rightarrow 135 + 360 = \underline{495}$$

- ~~50%のRWが適用される部分 $((a) \times (i) \div (1'))$~~

$$180 \times 60 \div 400 = \underline{27}$$

- ~~100%のRWが適用される部分 $((a) \times ((j) + (k)) \div (1'))$~~

$$180 \times (30 + 10) \div 400 = \underline{18}$$

ケース3（国際統一基準行、間接保有）

<前提条件>

- ・保有者は標準的手法採用行の国際統一基準行（TLAC 規制対象銀行ではない）
 - ・少数出資に係る五パーセント基準額（「5%基準額」）：400…(a)
 - ・少数出資に係る十パーセント基準額（「10%基準額」）：800…(b)
 - ・保有商品は以下の通り。
- ①普通株式に相当するもの：100…(c)
- ②その他 Tier1 資本調達手段に相当するもの：200…(d)
- ③Tier2 資本調達手段に相当するもの：300…(e)
- ④その他外部 TLAC 関連調達手段：下表の通り、ファンド X・Y 経由で、ケース 1 の銘柄 D・E を間接保有している。

	計測方式	時点	ファンドへの 出資比率	ポートフォリオ組入額	
				銘柄 D —(RW20%)—	銘柄 E —(RW50%)—
X	ルックスルー	計測基準日	3%	10000	5000
Y	ルックスルー	計測基準日	10%	1000	400

* 他に銘柄 D を 100、銘柄 E を 110 直接保有。

<計算例>

(ア) 計測基準日におけるその他外部 TLAC 関連調達手段の保有額

(銘柄 D) ファンド X 経由での保有分：10000×3%=300
 ファンド Y 経由での保有分：1000×10%=100
 直接保有分：100
 (合計：500) …(f)

(銘柄 E) ファンド X 経由での保有分：5000×3%=150
 ファンド Y 経由での保有分：400×10%=40
 直接保有分：110
 (合計：300) …(g)

(イ) 規制対象となるその他外部 TLAC 関連調達手段の合計額が 5%基準額を超えているか

- ・規制対象となるその他外部 TLAC 関連調達手段の合計額 ((f) + (g))

$$500 + 300 = 800 \quad \dots (h)$$

- ・5%基準額 ((a))

$$400$$

⇒その他外部 TLAC 関連調達手段の合計額 > 5%基準額

(ウ) その他外部 TLAC 関連調達手段の合計額が 5%基準額を超過する額（「基準超過その他

外部 TLAC 関連調達手段の額)と、保有する対象資本調達手段の額を合計して得られた額(「少数出資に係る対象資本等調達手段合計額」)が10%基準額を超えているか

- ・基準超過その他外部 TLAC 関連調達手段の額 ((h) - (a))

$$800 - 400 = 400 \quad \dots (i)$$

- ・保有する対象資本調達手段の額 ((c) + (d) + (e))

$$100 + 200 + 300 = 600 \quad \dots (j)$$

- ・少数出資に係る対象資本等調達手段合計額 ((i) + (j))

$$400 + 600 = 1000 \quad \dots (k)$$

- ・10%基準額 ((b))

$$800$$

⇒少数出資に係る対象資本等調達手段合計額 > 10%基準額

(エ) コレスポンディング・ルールに従い、資本控除すべき額

- ・少数出資に係る対象資本等調達手段合計額から10%基準額を控除した額 ((k) - (b))

$$1000 - 800 = 200 \quad \dots (l)$$

- ・普通株式等 Tier1 資本からの控除額 ((l) × (c) ÷ (k))

$$200 \times 100 \div 1000 = \underline{20}$$

- ・その他 Tier1 資本からの控除額 ((l) × (d) ÷ (k))

$$200 \times 200 \div 1000 = \underline{40}$$

- ・Tier2 資本からの控除額

- ・うち、保有する Tier2 資本に対応する額 ((l) × (e) ÷ (k))

$$200 \times 300 \div 1000 = 60$$

- ・うち、基準超過その他外部 TLAC 関連調達手段に対応する額 ((l) × (i) ÷ (k))

$$200 \times 400 \div 1000 = 80 \quad \dots (m)$$

⇒Tier2 控除額 = 60 + 80 = 140

(オ) ~~適用される150%のRWに応じたRWが適用される~~その他外部 TLAC 関連調達手段の額

- ・規制対象となるその他外部 TLAC 関連調達手段の合計額から Tier2 資本控除相当額を控除した額 ((h) - (m))

$$800 - 80 = \underline{720} \quad \dots (n)$$

- ~~・20%のRWが適用される部分 ((n) × (f) ÷ (h))~~

$$\underline{720} \times 500 \div 800 = \underline{450}$$

- ~~・50%のRWが適用される部分 ((r) × (g) ÷ (h))~~

$$\underline{720} \times 300 \div 800 = \underline{270}$$

ケース4 (国内基準行、間接保有)

<前提条件>

- ・保有者は標準的手法採用行の国内基準行
- ・その他外部 TLAC 関連調達手段に係る五パーセント基準額（「5%基準額」）：400…(a)
- ・ファンド X・Y 経由で、ケース 2-1 の銘柄 D・E を間接保有している。

	計測方式	時点	ファンドへの 出資比率	ポートフォリオ組入額	
				銘柄 D —(RW20%)—	銘柄 E —(RW50%)—
X	ルックスルー	2019/3/31	4%	9000	2500
		2019/6/30	6%	7000	1000
		…	…	…	…
		計測基準日	6%	10000	5000
Y	ルックスルー	2019/3/31	5%	800	100
		2019/6/30	0	300	0
		…	…	…	…
		計測基準日	10%	1000	400

- * 他に銘柄 D を 100、銘柄 E を 20 直接保有（いずれも 2019/3/31 以降に保有開始）。
- * 経過措置適用額の計測は簡便的な方法を使用。計測基準日における経過措置算入額の上限額は、2019/3/31 時点を基準として、X 経由の銘柄 D・X 経由の銘柄 E・Y 経由の銘柄 D・Y 経由の銘柄 E のいずれについても 60% に設定。
- * 銘柄 D・銘柄 E それぞれの金融機関への直接のエクスポージャーに対する旧告示の RW は 20%、50% とする。

(ア) 計測基準日におけるその他外部 TLAC 関連調達手段の保有額

(銘柄 D) ファンド X 経由での保有分： $10000 \times 6\% = 600$
 ファンド Y 経由での保有分： $1000 \times 10\% = 100$
 直接保有分 : 100
 (合計 : 800) …(b)

(銘柄 E) ファンド X 経由での保有分： $5000 \times 6\% = 300$
 ファンド Y 経由での保有分： $400 \times 10\% = 40$
 直接保有分 : 20
 (合計 : 360) …(c)

(イ) 経過措置適用額

簡便的な方法を用いる場合の例として、商品毎の各ファンド経由での保有分につき、それぞれ 2019/3/31 における経過措置適用分及び過去の計測基準日（各四半期末）における保有額と比較し、最も少ない額を当該計測基準日における経過措置適用額としています（以下では 2019/3/31 時点及び 2019/6/30 時点の保有額とのみ比較していますが、実際は過去の全ての計測基準日時点の保有額と比較する必要があります。）。

- ・2019/3/31 における保有額
 - (銘柄 D) ファンド X 経由での保有分： $9000 \times 4\% = 360$
 - ファンド Y 経由での保有分： $800 \times 5\% = 40$

(銘柄 E) ファンド X 経由での保有分 : $2500 \times 4\% = 100$
ファンド Y 経由での保有分 : $100 \times 5\% = 5$

・ 2019/6/30 における保有額

(銘柄 D) ファンド X 経由での保有分 : $7000 \times 6\% = 420$
ファンド Y 経由での保有分 : $300 \times 0\% = 0$

(銘柄 E) ファンド X 経由での保有分 : $1000 \times 6\% = 60$
ファンド Y 経由での保有分 : $0 \times 0\% = 0$

・ 計測基準日における経過措置適用額の上限額 (2019/3/31 時点の保有額を基準)

(銘柄 D) ファンド X 経由での保有分 : $360 \times 60\% = 300$
ファンド Y 経由での保有分 : $40 \times 60\% = 24$

(銘柄 E) ファンド X 経由での保有分 : $100 \times 60\% = 60$
ファンド Y 経由での保有分 : $5 \times 60\% = 3$

⇒ 計測基準日における経過措置適用額

(銘柄 D) ファンド X 経由での保有分 : 300
ファンド Y 経由での保有分 : 0
(合計 : 300) … (d)

(銘柄 E) ファンド X 経由での保有分 : 60
ファンド Y 経由での保有分 : 0
(合計 : 60) … (e)

(ウ) 規制対象となるその他外部 TLAC 関連調達手段

・ 銘柄 D ((b) - (d))
 $800 - 300 = 500$ … (f)

・ 銘柄 E ((c) - (e))
 $360 - 60 = 300$ … (g)

(エ) ~~閾値超過分として~~ RW150% が適用される額

・ 規制対象となるその他外部 TLAC 関連調達手段の合計額 ((f) + (g))
 $500 + 300 = \underline{800}$ … (h)

~~・ 150% の RW が適用される部分 ((h) - (a))~~
 $800 - 400 = \underline{400}$

(オ) (エ) の他、適用される RW に応じたその他外部 TLAC 関連調達手段の額

・ 20% の RW が適用される部分
~~・ うち、規制対象の分 ((a) × (f) ÷ (h))~~
 $400 \times 500 \div 800 = 250$

・ うち、規制対象外の分 ((d))

$\underline{300}$
⇒ $250 + 300 = \underline{550}$

- 50%のRWが適用される部分

~~• うち、規制対象の分 $((a) \times (g) \div (h))$~~

$$400 \times 300 \div 800 = 150$$

- ~~うち、規制対象外の分 ((e))~~

$$\underline{60} \Rightarrow 150 + 60 = \underline{\underline{210}}$$

<内部格付手法の信用リスク・アセットの額の計算に用いる EAD>

【関連条項】 第 157 条、第 165 条

第 157 条-Q2 標準的手法における信用リスク・アセットの額の計算において、与信相当額の算出を要しないこととされている告示第 78 条 3 項に該当する「オフ・バランス取引」は内部格付手法においてどのように EAD を認識すればよいでしょうか。(令和 5 年 12 月 27 日追加)

(A)

告示第 78 条第 3 項に該当し、標準的手法において与信相当額の算出を要しないこととしている「オフ・バランス取引」については、内部格付手法における EAD においても同様の取り扱いとすることで差支えありません。なお、「オフ・バランス取引」に係る与信相当額を EAD に勘案しなかったとしても「オン・バランス取引」部分については引き続き EAD に勘案することが求められることに留意が必要です。

【関連条項】 第 157 条、第 165 条

第 157 条-Q3 預金者が定期預金等の残高の一定額について貸越を受けることを予め約したいいわゆる総合口座取引について、エクスポージャーの額をどのように認識する必要がありますか。(令和 5 年 12 月 27 日追加)

(A)

総合口座取引は、銀行が定期預金等の預金者に対して、その預金残高の一定額を上限として貸し越すことを予め約しており、契約上、明示的に与信枠が設定され、銀行は当該与信枠に達するまでは利用者の追加引出しの要請に応諾する義務を有しているため、コミットメント性が否定されない商品であると考えられます。

一方で、当該商品の経済的側面に着目すると、預金者の引出行為は、現金同等物たる定期預金の事前の払い出しに相当すると評価できることから、EAD を認識する必要性が低いものであると考えられます。この点に鑑み、総合口座取引については、EAD の額を認識しない取り扱いも可能とします。

ただし、一律に EAD の額の認識を不要とするものではなく、定期預金のみを担保とする総合口座取引であり、かつ、定期預金の額の範囲内での払い出しが確保されているのであれば、現金同等物たる定期預金によって保全されていることから、定期預金の事前の払い出しに相当するものと評価することが可能と考えられます。一方で、公共債等の定期預金以外の金融商品を担保として用いる総合口座取引については、預金の事前の払い出しと見なすことはできないため、EAD の額の認識が必要となります。

なお、例えば定期預金と公共債等が共に担保に供されている場合にあっては、その担保額の割合に応じて当該取扱いを行うことも可能です。

<マチュリティ>

【関連条項】 第 158 条第 3 項第 3 号

第 158 条-Q2 内部格付手法採用行が事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリティの算出において、どのような貿易金融取引について 1 年フロアの適用除外が認められますか。(平成 31 年 3 月 15 日追加、令和 5 年 12 月 27 日修正)

(A)

内部格付手法採用行は、第 158 条第 1 項の規定により、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たって実効マチュリティの計算が求められており、同項のただし書きの規定により、原則的取扱いとして実効マチュリティには「1 年」の下限（フロア）が適用されます。しかしながら、同条第 3 項の規定より、当初の満期が 1 年未満である一部の短期のエクスポージャーについては、当該フロアを適用しない取扱いが認められています。

こうした中、貿易金融取引については、同項第 3 号に定めるとおり、「短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務取引及び貿易関連の信用状取引」（船荷により担保された商業信用状の発行又は確認によるものをいう。）の他に、「その他これに類するもの」が当該フロアを適用しないものとして認められます。

「その他これに類するもの」とは、商業信用状の発行又は確認によるエクスポージャーに類似するものであり、具体的には、①当初の満期が 1 年未満の短期の貿易関連与信のうち、②内部格付手法採用行の提供する個々の与信がその発生の原因となっている個々の商取引（輸出債権）とそれぞれ対応関係にあり、当該個々の与信は、ロールオーバーされず、その満期到来時に返済を受けて消滅する（或いは、輸出債権の満期到来時に輸出債権者への決済完了に伴い自動的に消滅する）性質を有するものであって、実態として継続的ではない与信であると評価できるもの、が該当することとなります。

例えば、内部格付手法採用行が顧客（輸出者又は輸入者）からの依頼により行う輸出債権の買取りやユーザンス実行、他の銀行（輸出債権の買取銀行や L/C 発行銀行等）に対して実行するバックファイナンス、輸入者からの債務支払いや輸出者の契約履行に対する保証提供などが該当しうるものと考えられます。また、対応する個々の商取引が同一国内で行われる場合も、上記と同様の性質を有するものであれば該当しうるものと考えられます。

＜株価指数先物取引によるヘッジ効果の認識＞

【関連条項】 第 166 条第 5 項

第 166 条-Q1 内部格付手法を採用する金融機関がマーケット・ベース方式の簡易手法及び PD/LGD 方式を用いて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合に、株価指数先物取引を「特定の保有株式のヘッジとして明示的に住組まれて」いるものと認識することは可能ですか。(令和 5 年 12 月 27 日削除)

(A)

内部格付手法を採用する金融機関がマーケット・ベース方式の簡易手法及びPD/LGD方式を用いて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合で、現物資産のショート・ポジション及び派生商品取引のショート・ポジションを保有株式のヘッジとして認識し、個別銘柄のロング・ポジションとの相殺を行なうには、第166条第5項に規定されているように、当該ショート・ポジションが少なくとも「特定の保有株式のヘッジとして明示的に住組まれて」いることが必要です。従って、ヘッジの認識が可能となるのは、ヘッジの対象となる個別株式（現物資産）のショート・ポジションや個別株式を参照する派生商品取引のショート・ポジション等が基本的に想定されますが、必ずしもこれらに限定されるものではなく、金融機関の内部管理において特定の保有株式のヘッジとして利用されているヘッジ手段についても、特定の保有株式のヘッジとして安定的に機能する蓋然性について疎明できる限りにおいて、そのヘッジ効果を認識することが可能と考えています。

こうした趣旨から、株価指数先物取引については、内部格付手法を採用する金融機関の内部管理において当該株価指数先物取引が特定の保有株式のヘッジとして利用されており、ヘッジ対象の個別株式と相応の相関を安定的に有していることなど、そのヘッジ効果を合理的な根拠に基づき疎明できる場合は、当該株価指数先物取引を「保有株式のヘッジとして明示的に住組まれて」いると認識することが可能であると考えられます。

<ファンドに含まれる派生商品取引等の取扱い>

【関連条項】第167条第2項

第167条-Q4 投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、内部格付手法採用行がルック・スルー方式を適用する場合であって、当該ファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引の中に株式関連派生商品取引が含まれている場合の信用リスク・アセットの額の算出方法はどのようになりますか。（平成25年3月28日修正、平成30年3月23日修正、平成31年3月15日修正（旧「第167条-Q2」の修正）、令和5年12月27日修正）

(A)

ルック・スルー方式によりファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引（以下、「裏付けとなる資産等」という。）の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たり、当該裏付けとなる資産等の中に株式関連派生商品取引が含まれるときは、派生商品取引のカウンターパーティリスクに係るEAD（当該派生商品取引がCVAリスク相当額を算出する必要がある場合は、CVAリスク相当額を算出する代わりに当該EADを1.5倍することを要する。）に、取引の相手方のリスク・ウェイトを乗じることにより、取引の相手方に対する信用リスク・アセットの額を算出する必要があります。これに加えて、資産のリスクに関しては、内部格付手法を採用する金融機関が株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に際してPD/LGD方式及びマーケット・ベース方式の簡易手法を用いる場合は、第166条

第5項及び同条第6項に従い、必要に応じショート・ポジションはロング・ポジションとみなした上で、株式等エクスポージャーの保有に対する信用リスク・アセットの額を算出することになります。

具体的には、以下のような例において、内部格付手法を採用する金融機関はマーケット・ベース方式の簡易手法を用いている場合、次のように信用リスク・アセットの額を算出することになります。

<前提条件>

- ・ファンドの規制上の分類はバンキング勘定として、信用リスク・アセットの額の計測対象
- ・ファンドの時価及び当該ファンドを保有する金融機関における簿価：100 百万円
- ・株式ロング・ポジション（非上場株式）：90 百万円
- ・派生商品取引（取引所における株価指数先物、取引相手方は適格中央清算機関）のショート・ポジション（ロング・ポジションとすべて異なる銘柄で構成）：想定元本 90 百万円（日経平均株価 15,000 円、取引単位 1,000 円、6 単位、時価 10 百万円、残存期間 1 年以内）

	EAD	リスク・ウェイト	信用リスク・アセットの額
株式ロング・ポジション	90 百万円	250 400%	225 360 百万円
株式ショート・ポジション （資産に対するリスク）	90 百万円	300%	270 百万円
株価指数先物の ショート・ポジション （取引の相手方に対するリスク）	15 百万円 （注 1）	2%（注 2）	0.3 百万円
CVA リスク相当額			0 百万円（注 3）
合計			225.36 30.3 百万円

（注 1） 概算によるもの。なお、下記「注 3」の通り、CVA リスク相当額の捕捉が不要な派生商品取引であるため、EAD を 1.5 倍することは要しない。

（注 2） 適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーのリスク・ウェイト

（注 3） 中央清算機関との間の派生商品取引については、CVA リスク相当額の捕捉は不要

<ファンドに含まれる派生商品取引等の EAD>

【関連条項】 第 167 条第 2 項、第 79 条、第 79 条の 2、第 79 条の 4、第 157 条第 5 項、第 165 条第 5 項、改正告示（平成 30 年金融庁告示第 13 号）附則第 2 条

第 167 条-Q5 ルックスルー方式によりファンドの信用リスク・アセットの額を算出する場合において、当該ファンドに含まれる派生商品取引及び長期決済期間取引の EAD を算出するにあたって、SA-CCR とカレント・エクスポージャー方式 (CEM) の適用関係はどのように整理されるのでしょうか。(平成 30 年 3 月 23 日追加、平成 31 年 3 月 15 日修正、令和 5 年 12 月 27 日修正)

(A)

派生商品取引の EAD の算出にあたって SA-CCR を適用する内部格付手法採用行が、ファンド向け出資に係るエクスポージャーにルック・スルー方式を適用する場合には、当該ファンドに含まれる派生商品取引の EAD の算出についても、原則として SA-CCR の適用が求められることとなります。ただし、~~SA-CCR 適用に係る準備期間を確保するため、平成 30 年改正告示附則第 2 条が適用される間は、~~ファンド毎に SA-CCR と CEM の選択適用が認められます。

~~(参考：SA-CCR と CEM の適用関係)~~

附則第 2 条の適用期間		附則第 2 条の適用期間後	
EAD の算出方法	ファンド内	EAD の算出方法	ファンド内
CEM 又は SA-CCR	ファンド毎 に選択可	SA-CCR	SA-CCR

※1：当該適用関係は、長期決済期間取引の EAD の算出においても該当します。

※2：銀行が保有するファンドについて、一旦 SA-CCR を適用した場合は、当該ファンドについて継続的に SA-CCR を適用することが求められます。

※3：平成 30 年改正告示附則第 2 条の適用期間後において、SA-CCR の適用が求められるファンドについては、SA-CCR による EAD の算出ができない場合はルック・スルー方式を用いることができなくなります。

<内部格付手法採用行がルック・スルー方式を適用する場合における標準的手法の適用>

【関連条項】第 167 条第 2 項

第 167 条-Q9 内部格付手法採用行がルック・スルー方式によりファンド向け出資に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合において、ファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引の信用リスク・アセットの総額を算出する必要がありますが、当該裏付けとなる個々の資産及び取引の信用リスク・アセットの算出に当たり、どのようなときに標準的手法を適用することになりますか。(平成 31 年 3 月 15 日追加、令和 5 年 12 月 27 日修正)

(A)

内部格付手法採用行は、ファンド向け出資に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にルック・スルー方式を用いる場合、原則として、ファンドの裏付けとなる個々の資産・取引（以下「裏付けとなる資産等」という。）ごとに、エクスポージャーに関する情報を把握し、内部格付及び信用リスクのパラメータ（PD、該当あればLGD及びEAD）の付与を行い、それぞれの信用リスク・アセットを算出することが求められます。ただし、自行の内部格付手法実施計画上、「適用除外」又は「段階的適用」として位置付けられている資産区分については、標準的手法による信用リスク・アセットの算出が認められることから、裏付けとなる資産等の中に当該資産区分に該当する資産・取引がある場合は、その該当する資産・取引について標準的手法の適用が許容されます。また、「適用除外」又は「段階的適用」として位置付けられている事業単位においてファンド向け出資のエクスポージャーを保有する場合においては、当該ファンドの裏付けとなる資産等についても、同様に標準的手法の適用が許容されます。（※1）。

一方で、裏付けとなる資産等について内部格付手法に基づく適切な信用リスク・アセットの算出が困難（例えば、ファンドの組入資産の債務者に対する直接の貸出取引がなく、外部格付も付与されていない状況など、取得可能な情報が限定的となることにより適切な内部格付が付与できない場合や、投資先が内部格付制度の適用対象セグメント（市場・業種等）の範囲外であるなど、内部格付手法採用行の内部格付制度における評価プロセスに照らして適切な内部格付や信用リスクのパラメータの付与が困難となる場合など。）であり、信用リスク・アセットの信頼性が確保できない場合は、当該「信頼性が確保できない」資産・取引については標準的手法の枠組みを適用すべきと考えられます（※1）。上記取扱いに当たっては、裏付けとなる資産等に対して内部格付やパラメータの付与が信頼性をもって実施できるか否かについて、内部格付手法採用行において判断の基準を内部規程等に定め、適切に運用することが必要になるものと考えられます（※2）。

※1：~~なお、裏付けとなる資産等の中に株式等エクスポージャーが含まれる場合は、当該株式等エクスポージャーに標準的手法を適用することは許容されず、告示第166条第3項第1号に規定する「簡易手法」を適用する必要があります。また、裏付けとなる資産等の中に証券化エクスポージャーが含まれる場合は、第258条から第260条までに規定する「外部格付準拠方式」を当該証券化エクスポージャーに適用する必要があります。（これらの点は、内部格付手法採用行がファンドにマンドレート方式を適用する場合（即ち、保守的に仮定した資産構成に標準的手法を適用する場合）においても当てはまる注意点です。）~~

※2：裏付けとなる資産等に対して、内部格付手法による所要自己資本（EL+UL）を軽減する意図をもって標準的手法を適用することは許容されません。例えば、明らかにデフォルト相当と評価される資産や、そうした資産を投資対象とするファンドにつ

いては取扱いに注意が必要と考えられます。内部格付手法採用行が、内部格付やパラメータの付与が信頼性をもって実施できるか否かの判断の基準を設定するに当たっては、上記のような点にも留意する必要があると考えられます。

<マンドート方式におけるリスク・ウェイトの計算方法>

【関連条項】第 167 条第 7 項・第 8 項

第 167 条-Q11 内部格付手法採用行が投資信託等の複数の資産を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、マンドート方式を適用する場合、どのような点に注意する必要がありますか。（平成 31 年 3 月 15 日追加、令和 5 年 12 月 27 日修正）

(A)

内部格付手法採用行がマンドート方式を適用してファンドの信用リスク・アセットの額を算出する場合、告示第 167 条第 7 項及び第 8 項に従い、資産運用基準に基づき信用リスク・アセットの総額が最大となるよう裏付けとなる資産等の構成を想定し、当該額を算出する必要がありますが、このとき、内部格付手法採用行が当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーを直接保有しているものとみなして、信用リスク・アセットの額を算出することが求められます。具体的には、次の 23 つのエクスポージャーについて信用リスク・アセットの額を算出し、その合計額を当該「信用リスク・アセットの総額」とすることとなります。なお、当該構成のうち、~~株式等エクスポージャーにはマーケット・ベース方式における簡易手法のリスク・ウェイトを、証券化エクスポージャーには外部格付準拠方式のリスク・ウェイトを、それ以外のエクスポージャーには標準的手法のリスク・ウェイトを、それぞれ適用します。~~

① オンバランス・シートのエクスポージャー

- バランスシートに計上される資産のうち派生商品取引に係る資産は除きます。

② オフバランス・シートのエクスポージャー

- オフバランス・シート項目や派生商品取引の対象資産（参照資産）について、第 1 の柱で信用リスク・アセットの額の算出が要請される場合はエクスポージャーを認識する必要があります。
- 派生商品取引の対象資産（参照資産）が不明な場合は、保守的に想定元本の全額をエクスポージャーとして認識する必要があります。（CCF を 100%とする取扱い。）
- 派生商品取引の想定元本が不明な場合は、保守的に、資産運用基準で許容される最大の想定元本を使用する必要があります。

③ 派生商品取引のカウンターパーティ信用リスクのエクスポージャー

- ~~SA-CCR とカレント・エクスポージャー方式のいずれかを~~想定して、保守的にエクスポージャー額を認識するものとします（マンドート方式を適用するファンド

については、内部格付手法採用行が直接保有する派生商品取引に対して適用する方式と同じ方式を想定するものとします。)

- ~~カレント・エクスポージャー方式を想定する場合、~~
 - ~~再構築コストが不明な場合は、想定元本の額で代替する必要があります。~~
 - ~~アドオンの額を算出するに当たって、アドオンの掛目が不明な場合は、想定される最も保守的な掛目を使用する必要があります。~~
- ~~SA-CCR を想定する場合においても、同様に、SA-CCR の枠組みにおいて保守的な水準となる状況を設定するものとします。~~

<基礎的内部格付手法における投資事業組合等への出資枠の取扱い>

【関連条項】第 167 条

第 167 条-Q14 基礎的内部格付手法において、事業再生等を目的とする投資事業組合等への出資枠の未引出額の掛目は何%ですか。(平成 18 年 12 月 27 日追加、平成 31 年 3 月 15 日修正 (旧「第 167 条-Q3」の修正)、令和 5 年 12 月 27 日修正)

(A)

事業再生等を目的とする投資事業組合等への出資に際しては、通常、契約期間中に当該投資事業組合等から出資の要求（キャピタル・コール）があった場合に、一定の金額（出資枠）を限度に出資を行う契約になっています。このような出資契約においては、与信先からの要求に応じ一定の金額（融資枠又はコミットメント額）を限度に資金を提供する点において、コミットメントと基本的に同様と考えられることから、基礎的内部格付手法採用行が出資枠から既に出資した額を控除した未引出部分のデフォルト時損失額（EAD）を算出するに際しては、第 157 条第 5 第 4 項に基づき、第 78 条第 1 項の表に掲げるのコミットメントに係る掛目を当該未引出額又は債務者の報告するキャッシュ・フローに応じた信用供与可能額の上限の存在その他の利用制限を勘案した額のいずれか低い方に乗じることとします。従って、~~当該出資契約を任意の時期に無条件で取消可能な場合、第 157 条第 4 項第 1 号に基づき、未引出額又は債務者の報告するキャッシュ・フローに応じた信用供与可能額の上限の存在その他の利用制限を勘案した額のいずれか低い方に対して 0%の掛目を乗じて得た額を既に出資した額に加えた額が、当該出資契約の信用リスクに係る EAD となります。~~また、その他の場合には、~~75%の掛目を未引出額又は債務者の報告するキャッシュ・フローに応じた信用供与可能額の上限の存在その他の利用制限を勘案した額のいずれか低い方に乗じて得た額と既に出資した額の総額が、当該出資契約の信用リスクに係る EAD となります。~~

【第7章（内部格付手法）－第4節（最低要件）関係】

<内部格付制度における評価方法>

【関連条項】第188条の2第2項第2号

第188条の2-Q1 「債務者が高いレバレッジをかけている場合」や「債務者の保有資産が特定取引に係る場合」とは、具体的にどのような場合を指すのでしょうか。（令和5年12月27日追加）

(A)

具体的には、ヘッジファンドに加えて、住宅ローン保証会社や貸金業者等が該当します。また、これら以外にも返済原資がマーケット・リスクを伴うような資産であるような場合も該当します。

このような場合には、ストレス期における債務者の債務履行能力を踏まえた債務者格付やPDへの割当の検討が求められることに留意が必要となります。

<ストレス・テスト>

【関連条項】第199条、第200条

第199条-Q1 内部格付手法採用行が告示の最低要件に定めるストレス・テストを実施する場合には、具体的にどのような留意点がありますか。（令和5年12月27日追加）

(A)

内部格付手法の枠組みにおいては、内部格付手法を採用する金融機関が国内基準に従う場合であっても、内部格付手法の継続使用の要件として国際統一基準に従い算出する普通株式等 Tier1 比率が4.5%以上であることが求められています。従って、国内基準に従う内部格付手法を採用する金融機関においては、ストレス・テストの実施を国内基準のみで実施するだけでは不十分であり、内部格付手法を使用する前提として充足しなければいけない国際統一基準での普通株式等 Tier1 比率の水準が4.5%以上であることが継続的に充足され得るかについても、ストレス・テストの実施を通じて確認する必要があります。

<内部統制>

【関連条項】第202条

第202条-Q1 信用リスク管理部署の独立性は、どの程度求められますか。（令和5年12月27日修正）

(A)

内部格付手法においては、金融機関の内部格付制度や推計パラメータに基づき早期是正措置の前提となる自己資本比率を算出することが認められる一方、その正確性・客観性を堅固な内部統制により担保させる観点から、第202条第2項において、「与信部門及び与信業務の担当者から機能的に独立した」信用リスク管理部署の設置が求められています。これは、

信用リスク管理部署が、内部格付制度の設計、格付制度の検証及び運用の監視、これらの報告書作成や格付手続の管理等を所管し、格付制度の適切な運営や、格付の正確性・一貫性の確保に責任を負う内部牽制部門であり、その牽制機能はバーゼルⅡで定める内部格付手法の採用及び継続利用の観点からは不可欠な機能であると考えているためです。

信用リスク管理部署が担うとされる内部格付制度の設計や監視・検証業務について考えると、恣意性が入る隙のない客観的・機械的なプロセスに基づき明確な結論を導き出すといった作業は想定され難いため、上記のような内部牽制機能が十分に発揮されるための組織的及び機能的な分離が強く期待される状況であると考えています。

例えば、顧客と相対して案件を組成する機能、融資推進機能、又は個別与信先への営業方針に係る決定機能が信用リスク管理部署の中に並存している場合に、個別案件に対する内部格付付与に対する監視や、融資推進において重要視されているセクターの内部格付制度の設計・検証において、十分な内部牽制機能を確保することは難しいものと考えられます。

また、信用リスク管理部署が、担当役員も含めて与信部門と切り離された組織でない場合にも、上記と同様の理由から、十分な内部牽制機能の確保は難しいものと考えられます。

この他、信用リスク管理部署の主要な業績評価項目の一つとして「信用リスク計測の正確性」等の信用リスク管理に係る項目が含まれているか否かについては、内部格付制度の設計・検証等の信用リスク管理実務の発展が求められる位置付けにあって、信用リスク管理部署が真に内部牽制機能を発揮する上では不可欠な要素であると考えています。

もっとも、与信部門に該当する部署は各金融機関により部署名や組織体制が異なるものと想定され、また告示においても「機能的」な独立性を重視していることに鑑み一律の判断を行うことは適当ではないとも考えられるため、与信部門及び与信業務の特定に際しては上記のような状況を総合的に踏まえて、各金融機関内部で組織及び機能の整理について検討を行うことが必要であると考えています。

<内部統制>

【関連条項】第 203 条

第 203 条-Q1 内部格付手法において求められる内部監査部署の業務とはどのようなものですか。(平成 18 年 7 月 28 日追加、令和 5 年 12 月 27 日修正)

(A)

内部格付手法においては、内部監査部署が最低要件の遵守状況等を年一回以上の割合で監査していること自体が最低要件の一つとされている他、内部監査部署が独立した立場で内部格付制度及びその運用の適切性を確認することが求められており、内部格付制度が適切に設計及び運用されることに責任を負う部署に対する内部牽制部門と位置付けられています。従って、内部格付手法を採用する金融機関においては、内部監査部署は従来から所管している業務に加えて、内部格付制度に関する確認業務も所管業務としている必要があります。さらに、リスクベース監査の観点から内部格付制度における高リスク領域の特定及び

問題提起を行い、内部格付制度の運用全般に係る保証・助言機能を適時に発揮することを通じた、内部格付制度の維持・高度化という使命を果たすことが期待されます。

内部監査部署の当該確認業務について例示すると、①内部格付制度に関する業務執行状況の適切性確認（内部格付制度に重要な変更が加えられた場合には、当該変更点に係る適切性確認も含む。）、②これを統制する信用リスク管理部署の与信部門からの独立性の確認、③内部格付や格付付与・プールへの割当ての正確性や一貫性の確認、④推計パラメータの適切性の確認、⑤内部格付制度や推計パラメータの検証に係る適切性の確認、⑥データ管理や担保評価の適切性の確認、⑦信用リスク・アセット額等の算出に係る IT システムの適格性の確認等が挙げられます。具体的には、③では大口与信先や格付修正先（一次格付が修正された先）のサンプル・チェック、④では実績観測データや推計プロセスの適切性の確認、⑤では検証要領等に照らした検証プロセスの適切性や検証項目の十分性の確認、検証結果の評価やこれを踏まえた対応の適切性の確認、⑦ではシステム要件定義の告示との適合性やインプット・アウトプット結果に係る正確性の確認等が含まれると想定されるところです。特に、①では経営陣に対する内部格付制度の運用全般に係る保証・助言機能の発揮の観点から、内部格付制度に係る重要な変更点（例えば、債務者格付制度におけるモデルや重要な定性プロセスの変更、リテール・プール管理制度の変更、パラメータ推計方法の変更等が想定されます。）が最低要件を遵守しているものであることを適時に監査することが期待されます。

もっとも、内部格付手法を採用する金融機関における内部統制機能の整備に関しては、内部監査部署の確認業務に先立って信用リスク管理部署等による業務執行プロセスにおける統制機能の発揮が期待されることから、信用リスク管理部署による制度運用に関する監視の深度、格付基準や格付プロセスの客観性の程度、内部格付制度の設計部署と検証部署との分離状況等も勘案した上で内部監査部署による確認業務の範囲や深度を定め、関与部署を総合して有効な内部統制機能を確保することが重要であると考えられます。また、上述の確認業務の過程において、内部監査部署が業務執行部門に対して必要となる検証等の再履行を指示し、所期の目的を達成することで当該確認業務を遂行することが可能な分野も想定されること、当該金融機関における組織体制等の変遷経緯や陣容等を踏まえる必要もあると想定されることから、必ずしも過度に重層的な態勢整備や画一的な態勢整備を求めるものではありません。

なお、こうした内部監査部署による確認業務を的確に実施するため、内部格付制度に係る専門人材等の経営資源の戦略的配置を含む組織体制面の整備や業務範囲の定義等に加えて、内部格付制度及びその運用の適切性に係る確認手法の確立やマニュアル等の整備が求められます。

＜デフォルトの定義＞

【関連条項】 第 205 条第 1 項

第 205 条-Q1 リテール向けエクスポージャーにおけるデフォルト事由に当たらない場

合として、「元金又は利息の支払が約定日の翌日を起算日として延滞している期間が、百八十日を超えない範囲で信用リスク管理指針に記載された一定の日数を超えないとき」が規定されていますが、当該「百八十日」を「六月」と読替えることは許容されますか。(令和5年12月27日削除)

(A)

~~一貫性をもって利用するのであれば、差し支えありません。~~

~~＜デフォルトの定義とパラメータの推計（株式等エクスポージャー）＞~~

~~【関連条項】第205条第1項、第213条第1項第1号~~

~~第205条-Q3 直接に信用供与を行っていない事業法人等が発行する株式等エクスポージャーに対してPD/LGD方式を用いる場合に、各債務者格付に対応するPDの実績値の算出に当たり、当該事業法人等のデフォルト実績等を含めるべきですか。(令和5年12月27日削除)~~

(A)

~~PD/LGD方式を用いて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該株式等エクスポージャーの対象となる事業法人に直接に信用供与を行っていない場合、第四節第一款から第八款までに規定されている最低要件を満たしている限りにおいて、金融機関内部にて推計したPDを用いることが認められています(第166条第9項及び第10項)。~~

~~もつとも、当該株式等エクスポージャーの対象となる事業法人のデフォルトに関する十分な情報を有し、PDを適切に推計し得たとしても、「要管理債権に該当する」とされる延滞や重大な経済的損失を伴う売却などの第205条第1項に規定されるデフォルトの定義は、株式等エクスポージャーに適用されるものでありません。このため、デフォルトの実績データを用いて事業法人等向けエクスポージャーの債務者格付に対応する長期平均PDを推計する場合には、株式等エクスポージャーのみを保有する事業法人はPD推計のための母集団には含めないことが原則となると考えられます。~~

~~＜デフォルトの定義とパラメータの推計（リテール向けエクスポージャー）＞~~

~~【関連条項】第205条、第219条等~~

~~第205条-Q4 リテール向けエクスポージャーに対して保証が付されている場合、代位弁済を用いてデフォルト事由を把握し、PDやLGDのパラメータを推計することに問題はありますか。(令和5年12月27日修正)~~

(A)

リテール向けエクスポージャーについてのデフォルト事由は、要管理債権に該当するものと査定する事由の発生が原則ですが、元金又は利息の延滞の期間が6月180日を越えない一定の日数が信用リスク管理指針に記載されている場合に限っては、当該日数を超えていない場合はデフォルト事由にあたらぬ、とすることができることが規定されています。一

一般的に保証人による代位弁済はデフォルト事由にあたるものと考えられますが、代位弁済が実施されていない場合であってもデフォルト事由に当たる状況があり得ることは留意が必要です。具体的には、PD の推計を実施する際に保証人による代位弁済率のデータを活用しようとする場合には、上記の点を考慮し適切な取扱いが求められます。

他の留意点として、内部格付手法においては、~~一定の場合を除き~~債務者のデフォルト事由と保証人のデフォルト事由との相関関係が低いことを想定した信用リスク削減効果勘案（所謂ダブル・デフォルト効果の勘案）が認められないことが挙げられます。そのため、例えば、リテール向けエクスポージャーの LGD を推計する際に、代位弁済による回収額をそのまま勘案することは、基本的に認められません。

<パラメータの推計>

【関連条項】第 215 条、第 216 条、第 217 条、第 205 条第 3 項

第 215 条-Q1 LGD 推計における実績観測データの取扱いについて、例えば、デフォルト後に非デフォルトへ復帰したエクスポージャーに関しては、その時点の残高が全額回収されたものとして LGD 推計に取り込むことは認められますか。(平成 18 年 7 月 28 日修正、令和 5 年 12 月 27 日修正)

(A)

第 205 条に定めるデフォルト事由が解消されたと認められる場合、当該エクスポージャーは非デフォルトに該当する債務者格付が付与されることとなりますが、LGD 推計に係る実績観測データにおいても、デフォルトした時点から非デフォルトに復帰する期間に係る費用を計上した残額を回収額として認識することが可能です。ただし、貸出条件緩和債権に係る取扱いについては、「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、及び「貸出条件緩和債権関係 Q & A」に準拠した取扱いがなされていることが前提となります。また、実際のパラメータ推計に際しては、非デフォルトへの復帰とマクロ経済や金融機関内部の与信ポートフォリオとの関係等について分析を行い、非保守的な推計値とならないよう適切なパラメータ推計が求められます。

なお、LGD 推計における実績観測データの取扱いについては、本件以外についても留意が必要です。また、LGD 推計に関しては実績観測データの取扱い以外にも整理が必要であると認識していますが、現状、バーゼル銀行監督委員会での検討が継続して進められている状況にあるため、その結果も踏まえて整理を行っていく予定としています。

<手形割引の取扱い>

【関連条項】第 216 条第 5 項、第 221 条

第 216 条-Q1 手形の割引を行った際の信用リスク・アセットの額の算出はどのように行えばよいですか。(令和 5 年 12 月 27 日修正)

(A)

手形割引に関するリスクの判断を行うにあたっては、金融機関は、振出人の支払い能力の他、割引依頼人の業況、自行預金、自行に差し入れられている担保の価値に鑑みた割引依頼人の買い戻し能力を総合的に考慮しているものと考えられます。

手形の割引は、一般に手形の売買であると解されており、手形の売買であるとするならば、特約がなければ、割引を行った金融機関は手形が不渡りになって遡求権が発生したときにはじめて割引依頼人に対する権利を取得するに過ぎないこととなります。このような理解を前提として、割引手形の買戻請求権を規定し、一定の事由がある場合には手形の呈示期間到来前にも割引依頼人に対して手形金から満期までの利息を控除した額の支払いを請求できるものとしている銀行取引約定書も見られます。このような理解に立つ場合、振出人に対するエクスポージャーについて、割引依頼人(裏書人)による保証が付されていると考えることが素直であると考えられます。このような考え方に立つ場合は、信用リスク・アセットの額の算出を行うにあたっては、振出人に対するエクスポージャーとして算出した上で、保証による信用リスク削減効果を勘案することが可能です。なお、信用リスク削減効果の勘案に当たっては、第 221 条に規定されている適格保証に関する要件等を満たす必要があります。

もっとも、割引依頼人と割引人の関係は手形割引に関する当事者間の契約条項によって定まる問題であると考えられ、割引依頼人と割引人との間では消費貸借が成立することを前提とする銀行取引約定書も想定し得ないわけではありません。このような考え方を前提とする場合、金融機関は手形割引をした時点で即座に消費貸借上の権利を割引依頼人に対して取得することとなります。このような考え方に立つ場合には、割引依頼人に対するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額を算出し、その際に振出人に対する手形債権が担保に付されていることを踏まえて LGD について調整を行うことが可能です。なお、債権担保による信用リスク削減効果を勘案するためには、基礎的内部格付手法を採用する金融機関であって割引依頼人が事業法人である場合には、第 156 条第 54 項第 1 号等の適格要件（ただし、金融機関が割引手形を所持しており、かつ、銀行取引約定書等により手形の買戻特約が設けられている場合には、担保契約に相当する文書は必ずしも要しません。）を、それ以外の場合には第 216 条第 5 項の LGD の推計に係る要件を、それぞれ満たす必要があります。

<パラメータの推計>

【関連条項】第 216 条第 6 項

第 216 条-Q2 内部格付手法における EL_{default} は、どのように推計するのが適切でしょうか。(平成 19 年 5 月 9 日追加、令和 5 年 12 月 27 日修正)

(A)

第 216 条第 6 項に定めるデフォルトしたエクスポージャーに係る期待損失 (EL_{default}) の推計については、基礎的内部格付手法採用行の事業法人等向けエクスポージャーにおいては当局設定 LGD の 4045% (劣後債権の場合は 75%) を、内部格付手法採用行の株式等エ

~~エクスポージャー (PD/LGD 方式)~~ においては当局設定 LGD の 90% を利用することが認められます。また、事業法人等向けエクスポージャーを被担保債権とする適格金融資産担保や適格資産担保が設定されている場合には、当該担保による信用リスク削減の効果を勘案した当局設定 LGD を利用することも可能です。

一方で、先進的内部格付手法採用行の事業法人等向けエクスポージャー、及びリテール向けエクスポージャーについては、第 216 条第 6 項に定めるとおり、経済状況や当該エクスポージャーの状態を考慮するほか、過去の実績に照らして想定される回収期間における追加損失の可能性等を考慮した期待損失の最善の推計値としての EL_{default} 推計が求められます。当該 EL_{default} については、損失の認識手法の違い等から必ずしも会計上の貸倒引当金と一致するものではないと考えられますが、DCF 法により算定された貸倒引当金等については、内部格付手法と整合した推計方法であることや非保守的な推計値となっていないこと等が説明される場合には、内部格付手法における EL_{default} とすることも許容されます。

なお、先進的内部格付手法採用行において先進的内部格付手法を適用できるの事業法人等向けエクスポージャー、及びリテール向けエクスポージャーにおける LGD（景気後退期を勘案した LGD）の値が EL_{default} の値を上回る場合には、当該デフォルトしたエクスポージャーについて、LGD 及び EL_{default} を用いて第 153 条及び第 154 条の 2 第 3 項、並びに第 159 条から第 162 条までに掲げる算式により信用リスク・アセットの額を算出することが求められることに留意が必要です。

【第8章（証券化エクスポージャーの取扱い）関係】

＜証券化取引のデュー・ディリジェンス体制の具備＞

【関連条項】第248条第1項第1号・2号・3号・4号、第260条第2項第1号・2号・3号・4号

第248条-Q1 証券化取引における格付の利用に関する基準のうち、保有する証券化エクスポージャーの情報等を把握するために必要な体制の整備が求められていますが、具体的にどのような体制の整備が求められていますか。（平成23年9月12日追加、平成31年3月15日修正、令和5年12月27日修正）
--

(A)

各金融機関において、証券化エクスポージャーに関する投資方針並びに保有している証券化エクスポージャーの額、種類、複雑性及び保有形態等を勘案して、適切なモニタリング体制の整備を行っていただく必要があります。

この際、把握が必要な情報の深度や取得の頻度等は、証券化エクスポージャーのポートフォリオに占める割合、満期の長さ、想定される保有期間、リスク等に応じて大きく異なると考えられ、各金融機関における証券化エクスポージャーに対するリスク・プロファイルやビジネスモデルに応じた体制の整備を行うことが重要と考えられます。

もっとも、証券化エクスポージャーをほとんど保有していない金融機関においては、情報の把握や情報取得の頻度等について、保有額が大きい金融機関と同様の厳格な体制の整備が必ずしも求められていないなど、各金融機関の個別事情に応じた体制の整備を行うことも許容されるものと考えられます。

なお、把握すべき情報の整理としては、各金融機関の個別事情にもよりますが、少なくとも日本証券業協会により公表されている「証券化商品の販売等に関する規則」及び「標準情報レポートパッケージ（SIRP）」（平成21年3月17日公表時点のものをいう。）を参考にすることが望ましいものと考えられます。ただし、当該規則等に記載のない商品や、複雑なリスク特性を含む商品等において、当該規則等の枠組みでは情報が不足する場合については、別途整理が必要となることにもご留意下さい。

なお、平成23年12月31日より前に保有している証券化エクスポージャーについては、契約上、取得できる情報に制約がある場合等やむを得ない事情により、情報の把握に制限がある場合であっても、それに代替する情報の取得を行うなど、各金融機関において必要とされる情報の整理を行った上で、適切な情報把握に努めて頂くことが必要です。

なお、体制の整備については、各金融機関の状況の変化に応じ、適切に見直しが行われることが期待されています。

＜証券化取引における格付の公表要件＞

~~【関連条項】第249条第3項第3号~~

第 249 条-Q1 証券化取引における格付の適格性に関する基準のうち、当該格付が「公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること。」とありますが、具体的にどのような情報項目の公表が必要ですか。(平成 18 年 7 月 28 日追加、平成 22 年 3 月 31 日修正、平成 23 年 3 月 31 日修正、令和 5 年 12 月 27 日削除)

(A)

バーゼルⅡでは、証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセットの額の算出の際に、「証券化エクスポージャーの格付機関として実績のある適格格付機関により付与された」格付の利用を認めています(第 249 条第 3 項第 2 号を参照)。

しかしながら、証券化エクスポージャーは、公募・私募を問わず個々の案件の詳細を第三者が把握することは難しいほか、過去のデフォルト実績も僅少であるため、格付をデフォルト実績値(例えば、3 年累積デフォルト率)によって有意に検証することが困難であるのが実情です。このため、事業法人等に対する格付と比較して、証券化エクスポージャーに対する格付には市場規律が働き難いという特徴があります。こうした特徴を踏まえ、バーゼルⅡでは、証券化エクスポージャーに対する格付の適正さが市場規律を通じて担保されることを可能とするため、「当該格付は、公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること」(同項第 3 号)も求めています。

これらの点に鑑みると、証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット算出の際に用いられる格付に関しては、事業法人等に対する格付以上に、適格格付機関が設定した格付基準(クライテリア)に基づき厳格に付与され、個々の証券化エクスポージャーに対する格付及び格付基準そのものの適切性が常に第三者によって評価され得ることが重要と考えられます。このような観点から、「当該格付は、公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること」という要件を充足するためには、以下の項目について、適格格付機関からウェブサイトやレポート等の手段を通じ、市場参加者が容易に入手可能であること(注 1)が必要であると考えます。

なお、当該公表項目は、平成 19 年 3 月末のバーゼルⅡの実施開始までに整備されることを期待されています。また、「既存の証券化エクスポージャー」(発行日が平成 18 年 9 月 30 日までのものをいう。)については、「劣後比率」、「発行日又は発行月」、「クーポン・タイプ」、「利率」及び「スキームの概略等を記載した適格格付機関のレポート」を、適格格付機関からウェブサイトやレポート等の手段を通じ、市場参加者が容易に入手可能であることを「推奨」することに留めることと致します(開示推奨項目)。同様に、「海外の案件」(海外で発行され、裏付資産に本邦の資産を残高ベースで 10%以上含まない証券化エクスポージャーをいう。)に関しても、「劣後比率」、「クーポン・タイプ」、「利率」及び「スキームの概略等を記載した適格格付機関のレポート」を開示推奨項目に留めることと致します。

このほか、上記及び開示情報項目の背景に関しては、平成 18 年 7 月 28 日公表の「「本邦における証券化取引に対する適格格付の公表要件(案)」への意見一覧」を併せて御参照下さい。

1. ~~一般情報~~

① ~~格付基準 (クライテリア)~~

~~「格付基準」については、バーゼルⅡの要件 (例えば、第 249 条第 3 項第 3 号を参照) に従って公表される格付の適切性を市場参加者が評価する際に最低限必要な程度の内容の開示が期待されます。具体的には、格付付与の際に注目する代表的なリスク特性や指標 (例えば、ストレス倍率) を含む格付付与の考え方やプロセスに関する説明が想定されており、裏付資産ごとの基準や全ての裏付資産を網羅するような基準の開示を想定していません。~~

② ~~格付推移行列 (マトリックス)~~

~~グローバル・ベース及び本邦ベース~~

~~公表格付ベース (但し、公表格付と同様の格付基準に基づく非公表格付を含めることは可)~~

2. ~~案件情報 (注 2、3、4)~~

① ~~案件の名称~~

② ~~格付~~

③ ~~発行金額~~

④ ~~通貨~~

⑤ ~~裏付資産の種類~~

~~例えば、住宅ローン債権、オート・ローン債権、リース債権等~~

⑥ ~~劣後比率~~

~~「劣後部分の額/原資産の額」を基本的に想定していますが、他の定義であっても、当該定義が明確に記載され、格付機関毎に一貫性をもって用いられている場合は、許容されます。~~

~~適格格付機関のレポート等の中で「劣後部分の額」と「原資産の額」が明記され、市場参加者がこれらを容易に入手し、「劣後比率」を算出することが可能である場合には、必ずしも「劣後比率」を具体的な比率 (パーセンテージ) として開示していないことをもって、本公表要件が充足されていないとするものではありません。~~

⑦ ~~発行日又は発行月~~

~~当該証券化エクスポージャーの発行後に格付が付与された場合は、「格付付与日又は格付付与月」で代替することも可能です。~~

⑧ ~~法定最終償還日又は法定最終償還月~~

⑨ ~~クーポン・タイプ (固定/変動)~~

⑩ ~~利率~~

~~＝ 所謂「クーポン」を意味し、「利回り」を意味するものではありませんが、市場参加者が通常利用している情報端末等を通じて市場流通価格を入手可能である場合は、「利率」が開示されているものとみなすことは可能です。~~

~~＝ 変動金利型の証券化エクスポージャーの場合は、参照金利とそのスプレッドを開示することを想定しています。~~

~~＝ 実績配当型の証券化エクスポージャーの場合は、「実績配当型」である旨記載することで、「利率」が開示されているものとみなすことは可能です。~~

⑪ ~~スキームの概略等を記載した適格格付機関のレポート~~

~~＝ 当該適格格付機関の格付プロセスの信頼性に重大な疑義が生じない場合には、作成・公表が行われていないことのみをもって、適格格付としないことは想定していません。~~

⑫ ~~格付を変更した際の理由~~

~~（注1）「市場参加者が容易に入手可能であること」とは、原則として適格格付機関のウェブサイト等にて無料で閲覧可能であることを想定していますが、上記の公表項目のうち、例えば、より詳細な「格付基準（クライテリア）」を有料で公表することを排除するものではありません。また、「海外の案件」については、証券化市場の状況が異なることを踏まえ、市場関係者が通常利用している情報端末等を通じて公表項目に関する情報を入手可能であれば、必ずしも無料で公表されていないことをもって、適格格付と扱わないものではありません。~~

~~（注2）「案件情報」は、「格付」及び「格付を変更した際の理由」を除き、基本的に発行時点（当該証券化エクスポージャーの発行後に格付が付与された場合は格付付与時点。（注3）において同じ。）の情報を想定しています。~~

~~（注3）「案件情報」のうち、「⑩利率」については、これまで移行期間終了時（平成23年3月31日）に見直すことを前提に、開示を推奨することに留めていました（開示推奨項目）。~~

~~見直しの結果、発行時点が平成23年4月1日以降の証券化エクスポージャーについては、「⑩利率」を公表項目とすることと致します。ただし、発行時点において適格格付機関が当初格付を付与する前提とした当該証券化エクスポージャーに係る裏付資産のパフォーマンス情報等が公表されており、市場参加者が格付の適切性を評価できる場合には、引続き開示推奨項目に留めることと致します。なお、発行時点が平成23年3月31日までの証券化エクスポージャーについては、従前のとおり開示推奨項目と致します。~~

~~（注4） ABCPプログラムに代表される同一のスキームで反復継続して発行される証券化エクスポージャーの場合（所謂「プログラム型」）で、プログラムとして格付が付与されているときは、「発行金額」、「発行日」、「利率」等、発行の都度設定・更~~

~~新される情報については、当該プログラムに対して適格格付機関が格付を付与した際の条件が開示されることを基本的には想定しています。なお、「法定最終償還日又は法定最終償還月」のように案件情報が「未定」であるときは、その旨記載し、確定次第開示することが求められます。~~

~~＜証券化取引における格付の利用に関する基準＞~~

~~【関連条項】 第249条第4項第3号・4号・5号・6号~~

~~第249条-Q2 証券化取引における格付の利用に関する基準のうち、保有する証券化エクスポージャーの情報等を把握するために必要な体制の整備が求められていますが、具体的にどのような体制の整備が求められていますか。(平成23年9月12日追加、令和5年12月27日削除)~~

~~(A)~~

~~各金融機関において、証券化エクスポージャーに関する投資方針並びに保有している証券化エクスポージャーの額、種類、複雑性及び保有形態等を勘案して、適切なモニタリング体制の整備を行っていただく必要があります。~~

~~この際、把握が必要な情報の深度や取得の頻度等は、証券化エクスポージャーのポートフォリオに占める割合、満期の長さ、想定される保有期間、リスク等に応じて大きく異なると考えられ、各金融機関における証券化エクスポージャーに対するリスク・プロファイルやビジネスモデルに応じた体制の整備を行うことが重要と考えられます。~~

~~もともと、証券化エクスポージャーをほとんど保有していない金融機関においては、情報の把握や情報取得の頻度等について、保有額が大きい金融機関と同様の厳格な体制の整備が必ずしも求められていないなど、各金融機関の個別事情に応じた体制の整備を行うことも許容されるものと考えられます。~~

~~なお、把握すべき情報の整理としては、各金融機関の個別事情にもよりますが、少なくとも日本証券業協会により公表されている「証券化商品の販売等に関する規則」及び「標準情報レポートインダグパッケージ (SIRP)」(平成21年3月17日公表時点のものをいう。)を参考にすることが望ましいものと考えられます。ただし、当該規則等に記載のない商品や、複雑なリスク特性を含む商品等において、当該規則等の枠組みでは情報が不足する場合には、別途整理が必要となることにもご留意下さい。~~

~~また、適用日(平成23年12月31日)前に保有している証券化エクスポージャーについて、契約上、取得できる情報に制約がある場合等やむを得ない事情により、情報の把握に制限がある場合であっても、それに代替する情報の取得を行うなど、各金融機関において必要とされる情報の整理を行った上で、適切な情報把握に努めて頂くことが必要です。~~

~~なお、体制の整備については、各金融機関の状況の変化に応じ、適切に見直しが行われることが期待されています。~~

<原資産のリスク・ウェイトが全て20%以下のもので構成される場合の取扱い>

【関連条項】 第249条

~~第249条-Q3 標準的手法において、証券化エクスポージャーの最優先部分が最上位区分（信用リスク区分6-1）の格付を取得しており、かつ、当該証券化エクスポージャーの裏付となる原資産のリスク・ウェイトが全て20%以下のもので構成されている（20%のみで構成される場合を除く）ことが明らかな場合において、当該裏付資産の加重平均リスク・ウェイトに基づき、信用リスク・アセットを計算することは可能ですか。（平成19年12月6日追加、令和5年12月27日削除）~~

(A)

第249条における標準的手法による証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの計算においては、適格格付機関の付与する格付の有無に対応した信用リスク区分に応じてリスク・アセットの額を計算することとなります。

ただし、当該証券化エクスポージャーの裏付けとなる個々の原資産を参照し、それら全てが20%以下の資産で構成される（20%のみで構成される場合を除く）ことが明らかな場合においては、①当該証券化エクスポージャーが最優先部分を構成するものであり、かつ、②当該証券化エクスポージャーの裏付となる資産の構成を常に把握していることを条件に、裏付となる資産の加重平均リスク・ウェイトに基づきリスク・アセットを計算しても差し支えありません。

なお、当該取扱いは、最上位区分（信用リスク区分6-1）の格付を取得している最優先部分以外については適用できないことに留意が必要です。

<内部格付手法準拠方式によるリスク・ウェイト>

【関連条項】 第252条

第252条-Q1 証券化エクスポージャーの裏付資産（購入債権）において返金を要しないディスカウント部分がある場合、内部格付手法準拠方式（SEC-IRBA）を使用するに当たり、どのような点に留意する必要がありますか。（平成31年3月15日追加、令和5年12月27日修正）

(A)

証券化エクスポージャーの裏付資産において返金を要しないディスカウント部分がある場合について、当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に当たって内部格付手法準拠方式（SEC-IRBA）を用いるときの留意点を、計算例と併せて以下にお示しします。

① 所要自己資本率（ K_{IRB} ）の算出

K_{IRB} とは、第254条第1項において、「裏付資産の所要自己資本の額」が、「裏付資産の

エクスポージャーの総額」に対して占める割合であると規定されています。ここで「裏付資産の所要自己資本の額」は、裏付資産に係る期待損失額と信用リスク・アセットの額の八パーセントを合計した額を指しますが、当該証券化エクスポージャーの裏付資産は購入債権であることから第 169 条から第 173 条の取扱いが適用され、期待損失額及び信用リスク・アセットの額には、デフォルト・リスクだけでなく、希薄化リスクを勘案することが必要となります。

また、第 254 条第 5 項において「所要自己資本率の算出のために裏付資産の所要自己資本の額及び裏付資産のエクスポージャーの総額を算出するに当たって、裏付資産のエクスポージャーに対する個別貸倒引当金及び購入債権のディスカウント部分（返金を要しないものに限る。）を勘案してはならない。」と規定されていることにも留意が必要です。これらを踏まえると、当該証券化エクスポージャーの K_{IRB} の算出は以下の通りとなります。

$$K_{IRB} = \left\{ \begin{aligned} &EAD_{dilution} \times EL_{dilution} \\ &+ \text{希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額} \times 8\% \\ &+ (EAD \times EL \\ &+ \text{デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額} \times 8\%) \end{aligned} \right\} \div EAD_{dilution}$$

$$EAD = EAD_{dilution} - (EAD_{dilution} \times EL_{dilution} + \text{希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額} \times 8\%)$$

なお、 $EAD_{dilution}$ は、第 170 条第 6 項に規定されていますが、ここでは返金を要しないディスカウントであるため、ディスカウント部分を勘案せず、グロス・ベースで推計することになります。また、希薄化リスク相当部分が重要でない場合には、第 169 条ただし書きの規定により以下のように算出することとなります。

$$K_{IRB} = (EAD \times EL + \text{デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額} \times 8\%) \div EAD$$

$$EAD = EAD_{dilution}$$

② アタッチメント・ポイント (A) とデタッチメント・ポイント (D) の算出

AとDは、第256条第1項及び第2項において規定されているように、それぞれ次の算式により求めることとなります。上記①の取扱いと同様、それぞれの分母の「裏付資産のエクスポージャーの総額」には、購入債権のディスカウント部分(返金を要しないものに限る。)が含まれる点に留意が必要です。

アタッチメント・ポイント(A)

= (裏付資産の残高の合計額

- RW算出の対象となる証券化エクスポージャーに優先するトランシェの残高の総額

- 同順位であるトランシェの残高の総額)

÷ 裏付資産の残高の合計額

デタッチメント・ポイント (D)

= (裏付資産の残高の合計額

- RW算出の対象となる証券化エクスポージャーに優先するトランシェの残高の総額)

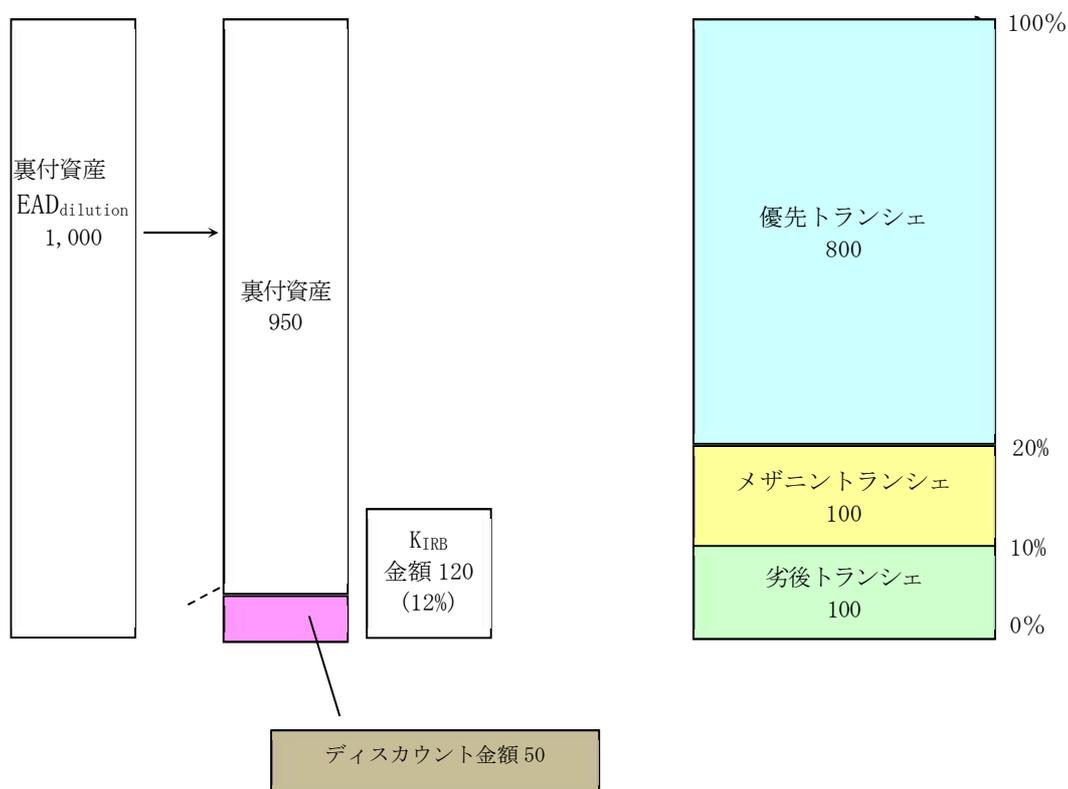
÷ 裏付資産の残高の合計額

③ リスク・ウェイトの算出

上記の K_{IRB} やアタッチメント・ポイント (A)、デタッチメント・ポイント (D) の数値例とともに、内部格付手法準拠方式によるリスク・ウェイトの計算例を以下に記載します。

<前提条件> (図1を参照) (単位百万円 (以下、同様))

<図1>



- | | |
|------------------|--|
| ・裏付資産の種類 | : ホールセール |
| ・裏付資産総額 | : 1,000 (ディスカウントを勘案しない額面ベースでの額) |
| ・ディスカウント後の裏付資産総額 | : 950 |
| ・ディスカウント金額 | : 50 (=1,000-950) |
| ・優先トランシェ金額 | : 800、残存期間: 3年 |
| ・メザニントランシェ金額 | : 100、残存期間: 4年 |
| ・劣後トランシェ金額 | : 100、残存期間: 5年 |
| ・ K_{IRB} (金額) | : 120、 K_{IRB} (率): 12% (=120÷1,000) |
| ・エクスポージャーの実効的な個数 | : N=50 |
| ・裏付資産の加重平均 LGD | : <u>LG</u> D=40 <u>4</u> 5% |

<計算結果>

優先トランシエ

- ・アタッチメント・ポイント (A) =20%
- ・デタッチメント・ポイント (D) =100%
- ・トランシエのマチュリティ (Mt) =3 (年)
- ・パラメータ (p) 算出上の各係数
〈A〉:0、〈B〉:3.56、〈C〉:-1.85、〈D〉:0.55、〈E〉:0.07
- ・パラメータ (p) =Max (0.3 , 0+3.56×(1/50)+(-1.85)×0.12+0.55×0.45+0.07×3)
=0.3067
- ・ $K_{SSFA(K_{IRB})} = (e^{a \cdot u} - e^{a \cdot l}) / (a(u - l)) = 0.0052$
ただし、 $a = -(1 / (p \times K_{IRB}))$
 $u = D - K_{IRB}$
 $l = \text{Max}(A - K_{IRB}, 0)$
- ・リスクウェイト (RW) は、アタッチメント・ポイント (A) が K_{IRB} を超えることから、
 $RW = \text{Max} (15\%, K_{SSFA(K_{IRB})} \times 12.5) = 15\%$

メザニントランシエ

- ・アタッチメント・ポイント (A) =10%
- ・デタッチメント・ポイント (D) =20%
- ・トランシエのマチュリティ (Mt) =4 (年)
- ・パラメータ (p) 算出上の各係数
〈A〉:0.16、〈B〉:2.87、〈C〉:-1.03、〈D〉:0.21、〈E〉:0.07
- ・パラメータ (p) =Max (0.3 , 0.16+2.87×(1/50)+(-1.03)×0.12+0.21×0.45+0.07×4)
=0.4683
- ・ $K_{SSFA(K_{IRB})} = (e^{a \cdot u} - e^{a \cdot l}) / (a(u - l)) = 0.5332$
- ・リスクウェイト (RW) は、アタッチメント・ポイント (A) が K_{IRB} 以下であり、かつ
デタッチメント・ポイント (D) が K_{IRB} を超えることから、
 $RW = \text{Max} (15\%, ((K_{IRB} - A) / (D - A) + (D - K_{IRB}) / (D - A)) \times K_{SSFA(K_{IRB})} \times 12.5) = 783\%$

劣後トランシエ

- ・アタッチメント・ポイント (A) =0%
- ・デタッチメント・ポイント (D) =10%
- ・トランシエのマチュリティ (Mt) =5 (年)
- ・パラメータ (p) 算出上の各係数
〈A〉:0.16、〈B〉:2.87、〈C〉:-1.03、〈D〉:0.21、〈E〉:0.07
- ・パラメータ (p) =Max (0.3 , 0.16+2.87×(1/50)+(-1.03)×0.12+0.21×0.45+0.07×5)
=0.5383
- ・ $K_{SSFA(K_{IRB})} = (e^{a \cdot u} - e^{a \cdot l}) / (a(u - l)) = 1.1721$
- ・リスクウェイト (RW) は、デタッチメント・ポイント (D) が K_{IRB} 以下であることから、
 $RW = 1250\%$

※ なお、オリジネーターにおいては、ディスカウント金額(返金を要しないものに限る。)

について、1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー（この例では劣後トランシェ）を保有している場合は、当該証券化エクスポージャーの額から控除することが可能です。

<内部格付手法準拠方式（SEC-IRBA）における裏付資産の所要自己資本率（ K_{IRB} ）の算出>

【関連条項】第 254 条

第 254 条-Q1 証券化エクスポージャーについて、内部格付手法準拠方式（SEC-IRBA）を適用する場合、どのように裏付資産の所要自己資本率（ K_{IRB} ）を算出すればよいですか。（平成 31 年 3 月 15 日追加、令和 5 年 12 月 27 日修正）

(A)

内部格付手法採用行が、証券化エクスポージャーについて内部格付手法準拠方式（SEC-IRBA）を用いる場合、信用リスクの内部格付手法に係る最低要件を充足していることを前提に、裏付資産の所要自己資本率（ K_{IRB} ）を算出する必要がありますが、 K_{IRB} は次の算式により求められます。

$$K_{IRB} = \frac{\text{裏付資産の所要自己資本の額}}{\text{裏付資産のエクスポージャーの総額}}$$

分子となる「裏付資産の所要自己資本の額」は、ルックスルーにより証券化エクスポージャーの裏付けとなる全ての資産を把握した上で、自行がこれらの裏付資産を直接保有しているものと仮定して、内部格付手法により算出される所要自己資本の額（裏付資産の期待損失額及び信用リスク・アセットの額に 1.06 を乗じて得た額の八パーセントの合計額）となります（第 254 条第 1 項）。裏付資産が購入債権である場合は、第七章第三節第六款の規定に基づき、希薄化リスクに係る所要自己資本の額を適切に反映させる必要があります。他方、分母となる「裏付資産のエクスポージャーの総額」は、分子の「裏付資産の所要自己資本の額」の算出対象となる裏付資産のエクスポージャーの総額とすることが基本となります。ただし、金利スワップ・通貨スワップなど、トランシェへの元利払いに対する信用補完を提供しない裏付資産は、エクスポージャーの総額（分母）に含めない点には留意が必要です（なお、この場合であっても、こうしたスワップ取引の相手方に対する信用リスクについて、所要自己資本の額を算出し、分子に含める取扱いが求められます。）。

また、資金の払込みのある合成型証券化取引において、払い込まれた資金により証券化目的の導管体が保有・運用する担保資産（国債、高格付社債、預け金等）についても、当該担保資産の所要自己資本の額は分子に含まれる一方で、当該担保資産のエクスポージャーの額は分母には含まれない点にも留意が必要です。

<原資産プールの延滞率>

【関連条項】第 266 条

第 266 条-Q1 証券化商品のトラスティレポートの内容等からは、原資産プールの延滞率 (W) の算定にあたって必要となる情報を全て取得することが困難である場合が想定されます。このような場合、実務上入手可能な範囲の情報に基づいて延滞率を算定してよいですか。(平成 31 年 3 月 15 日追加、令和 5 年 12 月 27 日修正)

(A)

延滞率 (W) の算出にあたっては、裏付資産について三月以上延滞エクスポージャー等の総額を把握するための情報を収集することが必要となります。もっとも、例えば、平成 31 年 3 月末時点において金融機関が既に保有している証券化商品等について、オリジネーター等から開示される情報が限定されている等の事情から、延滞率の算定に必要な情報の一部を取得することが実務上困難である場合には、当面の間、合理的に入手可能な情報に基づき延滞率の算出を行うことも許容されます。なお、保有する証券化エクスポージャーの情報等を把握するための体制については、248 条-Q1 をご参照ください。

【中央清算機関向けエクスポージャー】

【第8章の3（中央清算機関向けエクスポージャー）関係】

<適格中央清算機関の定義>

【関連条項】第1条第7号の3、改正告示（平成30年金融庁告示第13号）附則第3条

第1条第7号の3-Q1 エクスポージャーを有する中央清算機関が「適格中央清算機関」に該当するか判断する際に、留意すべき点は何ですか。（平成25年3月28日追加、平成30年3月23日修正、令和5年12月27日修正）

(A)

第1条第7号の3に規定のとおり、第1条第7号の2に規定する中央清算機関のうち、

- a 銀行が第270条の8第1項に定めるところにより当該中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を銀行に提供している者であること
- b 本邦の中央清算機関である者又は海外の中央清算機関のうち当該中央清算機関が設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者であること

の両要件を満たす中央清算機関が、適格中央清算機関に該当することとなります。

~~ただし、平成30年改正告示附則第3条各項の規定により、当分の間、旧告示（平成30年改正告示による改正前の告示）第1条第7号の3に規定のとおり、旧告示第1条第7号の2に規定する中央清算機関のうち、~~

- ~~① 銀行が旧告示第270条の8第2項に定めるリスク・センシティブ手法により当該中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を銀行に提供している者であること~~
- ~~② 本邦の中央清算機関である者又は海外の中央清算機関のうち当該中央清算機関が設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者であること~~

~~の両要件を満たす中央清算機関が、適格中央清算機関に該当することとなります。~~

~~このうち、①に関しては、バーゼル銀行監督委員会が作成及び公表した統一的なフォーマット（<https://www.bis.org/publ/bcebs227.htm>）が示されています。~~

なおまた、b②のうち海外の中央清算機関については、当該中央清算機関が設立された国において、国際決済銀行・支払決済システム委員会（BIS/CPSS）及び証券監督者国際機構（IOSCO）専門委員会が平成24年4月16日付で公表した「金融市場インフラのための原則」（原題：Principles for financial market infrastructures）と整合的な国内規則や規制が適用されており、かつ、当該規則等に基づき適切に監督されていることが、公表されている必要があります。